

第3部 風水害等対策

第3部 風水害等対策1（台風接近時減災対策）

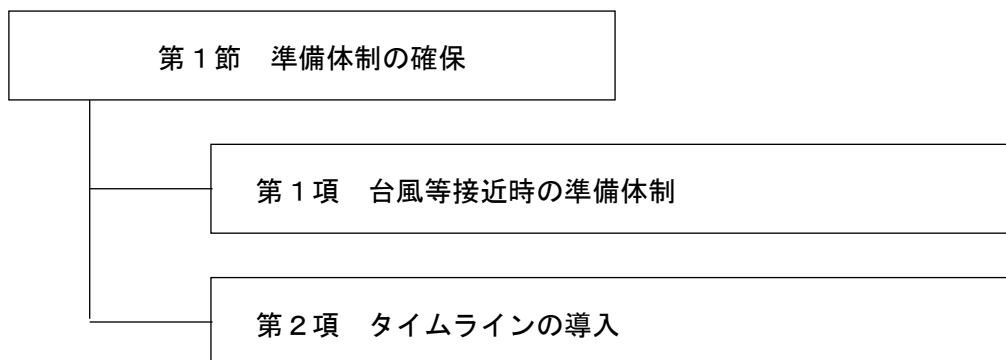
第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 準備体制の確保

【主担当課等】

危機管理課

台風や前線を伴う大雨は、数日前から規模や進路等が予測可能であり、この期間を有効に活用し、発災時の減災に大きく寄与することが期待されるため、町は、県及び防災関係機関と協力し、台風接近時における準備体制を確保します。



第1項 台風等接近時の準備体制

1 準備体制の配備基準

町は、台風や台風が発達すると予想される前線が接近し、町及び周辺地域に影響を及ぼすおそれがある場合、準備体制をとります。

2 招集基準と配備要員

招集基準と配備要員は、第1配備（準備体制）によります。

風水害等対策2第1章第1節「活動態勢の整備」（P. 3-11）参照

3 準備体制の内容

- (1) 町は、県及び防災関係機関と協力し、台風接近時における準備体制を確保します。
- (2) 町災害対策本部を設置していない段階における準備的対応を行います。
- (3) 台風情報等の収集と伝達に努めます。

4 警戒体制への移行

台風等接近に伴い、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町災害対策本部を設置し、準備体制は警戒体制に移行します。

第2項 タイムラインの導入

1 町が導入を図るタイムラインの位置づけ

- (1) 町地域防災計画を補完する行動要領（マニュアル）とします。
- (2) 台風を起因とした水害や土砂移動現象等を対象とします。

2 タイムラインの検討と導入

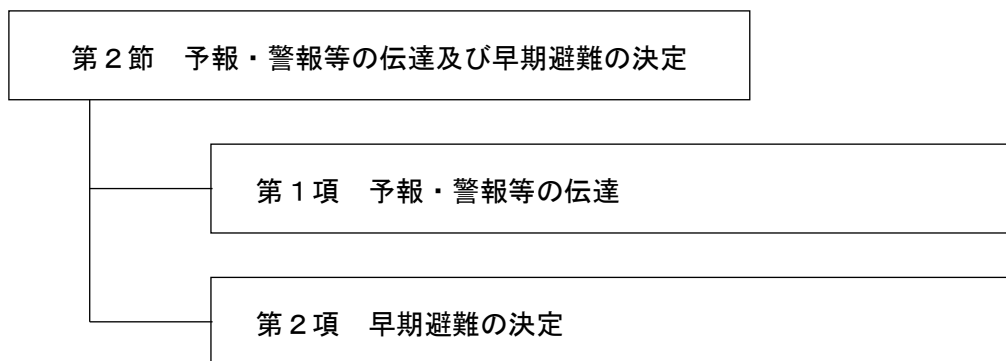
- (1) 町は、台風等接近時の減災対策として実施する災害対策活動をより効率的・効果的に行うため、町及び防災関係機関が実施すべき対策を時系列で明記した行動計画表（タイムライン）の検討と導入を図ります。
- (2) タイムライン検討及び導入にあたっては、県が実施するタイムライン項目（案）を踏まえつつ、防災関係機関との連携及び調整により、行動項目を定め、情報を共有します。
- (3) 連携及び調整を図り、行動計画に規定する県及び防災関係機関は以下を予定します。
 - ア 県 紀北地域活性化局・尾鷲建設事務所・尾鷲農林水産事務所
 - イ 防災関係機関 津地方气象台、国土交通省紀勢国道事務所、尾鷲警察署、三重紀北消防組合、鉄道・輸送事業者、電力事業者、通信事業者等

第2節 予報・警報等の伝達及び早期避難の決定

【主担当課等】

危機管理課

町は、台風情報や警報（特別警報を含む。）及び注意報等が確実に伝達・共有されるよう多様な手段を用いて情報を伝達します。また、夜間や浸水等により、避難が困難になることが予想される地域を対象として、早期避難を促進します。



第1項 予報・警報等の伝達

1 予報・警報等の伝達

台風等が接近し、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき津地方気象台が発した予報・警報、並びに県と津地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を速やかに伝達します。

伝達にあたっては、風水害等対策2第1章第5節「気象予報及び警報等の収集・伝達」によります。

風水害等対策2第1章第5節「気象予報及び警報等の収集・伝達」（P. 3-33）参照

第2項 早期避難の決定

1 早期避難実施の判断

(1) 台風等情報の監視

町は、警戒レベルを付された避難指示等の発令に備えて、気象状況や予報・警報等の発表を土砂災害システム等の防災情報システム、テレビ、ラジオ、インターネット等で監視します。

(2) 高潮等により広範囲で浸水するなどし、町内では避難者を避難施設に収容しきれないおそれがある場合は、早期の広域避難について、県と調整の上、実施の判断を行います。

2 早期避難の決定

(1) 避難困難地域等への早期避難の実施

「紀北町避難情報に関するガイドライン」による判断基準に達してから避難を開始すると、夜間や浸水等により避難が困難になることが予想される地域や、避難行動要支援者を対象として、早期避難を実施します。

（2）早期の広域避難の実施

高潮等により広範囲で浸水するなどし、町内では避難者を避難施設に収容しきれないおそれがある場合は、早期の広域避難について、県と調整の上、実施します。

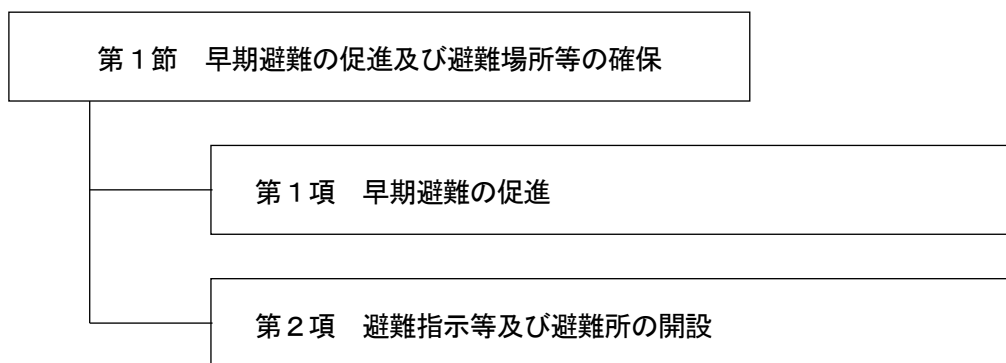
第2章 避難誘導体制の確保

第1節 早期避難の促進及び避難場所等の確保

【主担当課等】

危機管理課、各課共通

台風等による被害が予想される場合、町は、警戒レベルを付された避難指示等を発令するとともに、早期避難を呼びかけ、迅速かつ的確な避難誘導を実施します。また、避難所を開設します。



第1項 早期避難の促進

1 早期避難の促進

- (1) 町は、住民等の自主避難の判断の参考となるよう、気象予報・警報、並びに土砂災害警戒情報を速やかに伝達し、早期避難を促進します。
- (2) 特に、河川氾濫や土砂災害等の危険が高まっている地域に対して、早期避難を促します。

第2項 避難の指示等及び避難所の開設

1 避難の指示等

町長（町災害対策本部長）は、「紀北町避難情報に関するガイドライン」による判断をもとに立退きを指示します。

避難指示等にあたっては、風水害等対策2第3章第1節「避難の指示及び避難場所等の確保」によります。

風水害等対策2第3章第1節「避難の指示及び避難場所等の確保」（P. 3-59）参照

2 避難所の開設

避難所の開設にあたっては、風水害等対策3第1章第1節「避難所の開設及び運営対策」によります。

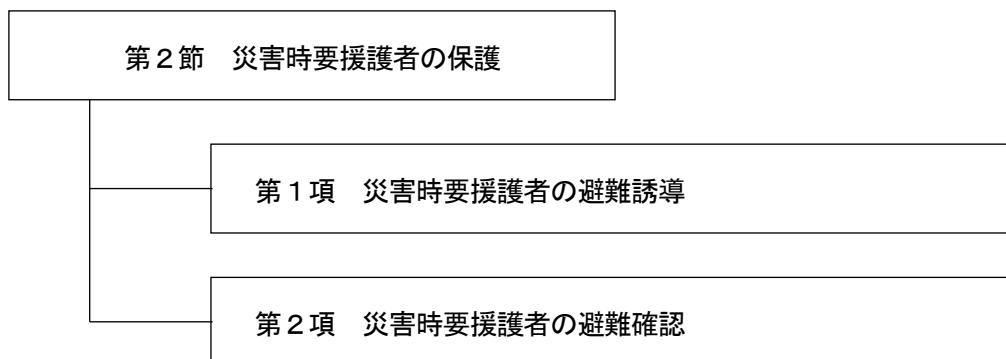
風水害等対策3第1章第1節「避難所の開設及び運営対策」（P. 3-76）参照

第2節 災害時要援護者の保護

【主担当課等】

福祉保健課

台風等接近時においては、地域ごとの「災害時の避難行動計画」や「避難行動要支援者名簿」を活用し、地域と連携した避難行動要支援者に対する避難対策を実施し、避難行動要支援者を保護します。



第1項 災害時要援護者の避難誘導

台風等接近時においては、地域ごとの「災害時の避難行動計画」や「避難行動要支援者名簿」を活用し、所在（安否）確認を行い、避難行動要支援者の避難誘導をします。

1 避難誘導の開始

- (1) 高齢者等避難が発せられたときは、要配慮者や避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、避難行動要支援者は、計画された避難所への避難行動を開始します。
- (2) 地域ごとの「災害時の避難行動計画」又は「災害時要援護者支援プラン」等で指名されている避難支援者は、避難行動要支援者の避難を支援します。
- (3) 自主防災組織、周辺住民等は、避難行動要支援者等の避難を支援します。

2 社会福祉施設における避難誘導

社会福祉施設の管理者は、[警戒レベル4]避難指示及び[警戒レベル3]高齢者等避難が発令された場合、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保し、安否の確認・所在の把握に努め、避難所への避難行動を開始します。

第2項 災害時要援護者の避難確認

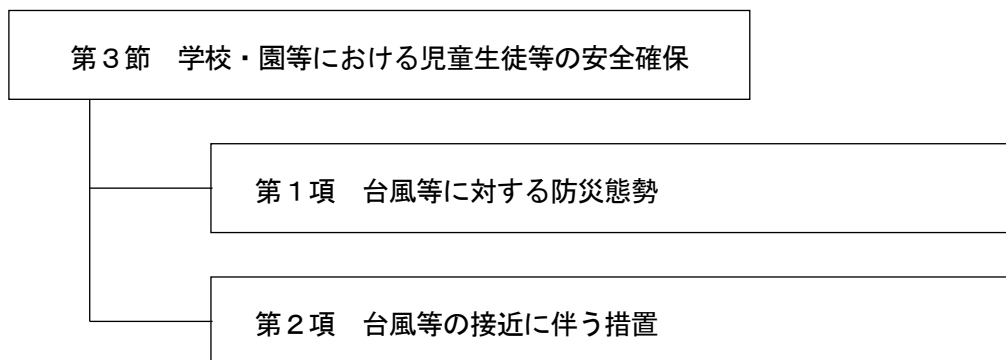
町（災害対策本部）は、必要に応じて「避難行動要支援者名簿」により避難行動要支援者の避難（安否）確認を行います。

第3節 学校・園等における児童生徒等の安全確保

【主担当課等】

学校教育課、学校・園の実施責任者

町及び保育所、幼稚園及び学校における責任者は、台風等の接近時の防災態勢及び避難対策を整え、児童生徒等の安全を確保します。



第1項 台風等に対する防災態勢

町及び保育所、幼稚園及び学校における責任者は、台風等接近時における防災態勢の整備及び避難対策を実施します。実施にあたっては、風水害等対策2第3章第3節「学校・園における児童生徒等の安全確保」によります。

風水害等対策2第3章第3節「学校・園における児童生徒等の安全確保」（P. 3-67）参照

第2項 台風等の接近に伴う措置

1 休校（園）措置等の事前通知

町及び保育所、幼稚園及び学校における責任者は、台風等が接近し、台風等による影響の出るおそれあるときは、警報の発表に伴う休校（園）措置等を事前に保護者等に通知し、周知に努めます。

2 登校（園）後に台風接近による警報が発表された場合

- (1) 町及び保育所、幼稚園及び学校における責任者は、学校・園等付近の道路・通学路の冠水状況など、危険場所等の情報の把握に努めます。
- (2) 教育等の活動を中断し、一斉に下校・降園する場合は、教育委員会と相談の上、安全に下校（園）できることを確認した上で、早めの対応を心がけ実施します。

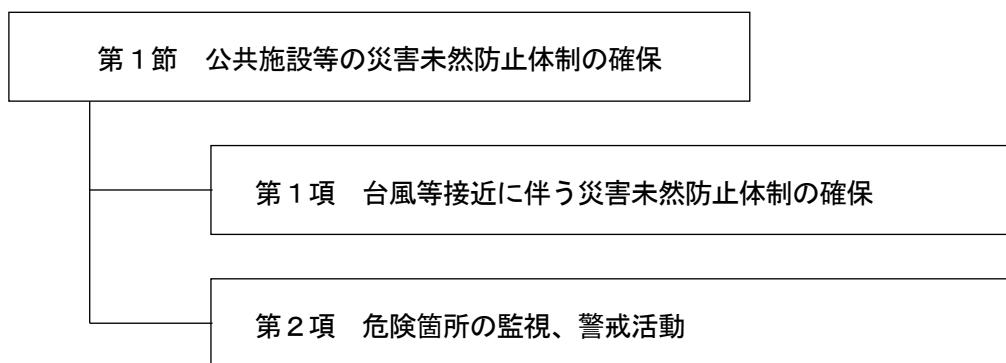
第3章 災害未然防止活動

第1節 公共施設等の災害未然防止体制の確保

【主担当課等】

農林水産課、建設課、水道課、危機管理課

町及び公共施設等の管理者は、台風等接近に伴う災害未然防止体制を確保するとともに、危険箇所の監視、警戒活動を実施します。



第1項 台風等接近に伴う災害未然防止体制の確保

1 連絡体制の確保

町は、道路、港湾、漁港、鉄道、電気、上水道等の公共施設・ライフライン関係機関との連絡体制を確保します。

2 災害発生時に必要な資機材の緊急点検等

町及び公共施設等の管理者は、災害が発生した場合において、応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行います。

3 長期停電への対策

県と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などを障害物の除去等について、連携体制を協議します。

第2項 危険箇所の監視、警戒活動

町は、県及び河川管理者、ため池管理者、消防団等と連携し、台風情報等に十分注意し、河川や土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、ため池等の監視・巡回等の警戒活動を行います。

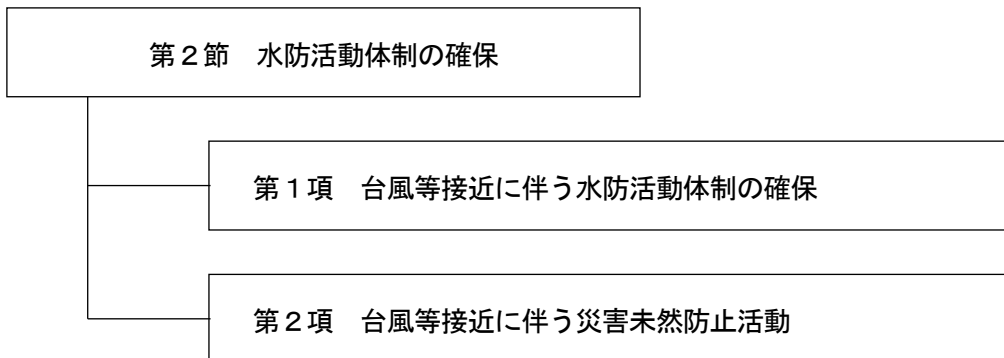
また、必要に応じて土のう等の防護施設を設置します。

第2節 水防活動体制の確保

【主担当課等】

農林水産課、建設課、危機管理課、三重紀北消防組合、消防団

町及び防災関係機関は、台風等の接近に伴う災害未然防止活動を行います。



第1項 台風等接近に伴う水防活動体制の確保

風水害等対策2第2章第2節第1項「水防態勢及び動員」を準用します。

風水害等対策2第2章第2節第1項「水防態勢及び動員」（P. 3-49）参照

第2項 台風等接近に伴う災害未然防止活動

台風等の接近に伴う災害未然防止活動は、風水害等対策2第2章第2節「水防及び土砂災害警戒活動」の第2項1の災害発生前の対策によります。

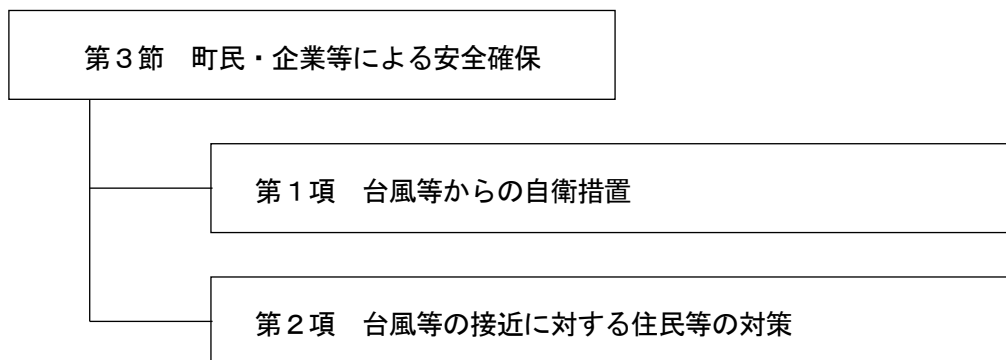
風水害等対策2第2章第2節第2項1「災害発生前の対策」（P. 3-49）参照

第3節 町民・企業等による安全確保

【主担当課等】

危機管理課、商工観光課

町民及び企業の従業員等は、台風等接近に伴う災害からの安全を確保するため、自らの命と安全を守るための自衛措置をとります。また、企業等は、台風接近による警報が発表された場合に必要対策をとるとともに、地域における防災対策に協力します。



第1項 台風等からの自衛措置

台風等からの自衛措置は、風水害等対策2第3章第1節「避難の指示及び避難場所等の確保」の第1項の災害からの自衛措置によります。

風水害等対策2第3章第1節「避難の指示及び避難場所等の確保」（P. 3-59）参照

第2項 台風等の接近に対する住民等の対策

住民等は、警報が発表されたときに、停電等で情報が入手できない場合でも、ためらわず避難することを基本に、身の安全を第一に行動します。

1 台風等の接近時に住民、自主防災組織等がとる行動

- (1) テレビ・ラジオ・インターネットなどを活用し、台風の勢力・進路予測などの情報を得ます。
- (2) 避難所及び避難経路を確認します。
- (3) 夜間や冠水した場合、危険箇所が見えなくなるため、避難経路の危険箇所（マンホール、側溝、小河川等）の点検・確認を行います。
- (4) 強風による飛散物の危険を防止するため、看板やトタン板の取り付け状況を調べます。
- (5) 非常時の連絡先・連絡方法を確認します。

2 台風等の接近時に企業がとる行動

- (1) 企業・事業所における台風等接近時の安全対策を進めます。
- (2) 自衛消防組織等の配備を行います。
- (3) 観光客、帰宅困難者等の避難に備え、観光関連事業者等による避難誘導體制を整えます。
- (4) 地域の自治会、自主防災組織との連携による地域の防災対策を推進します。
- (5) 非常時の連絡先・連絡方法を確認します。

第3部 風水害等対策2（発災時の応急対策）

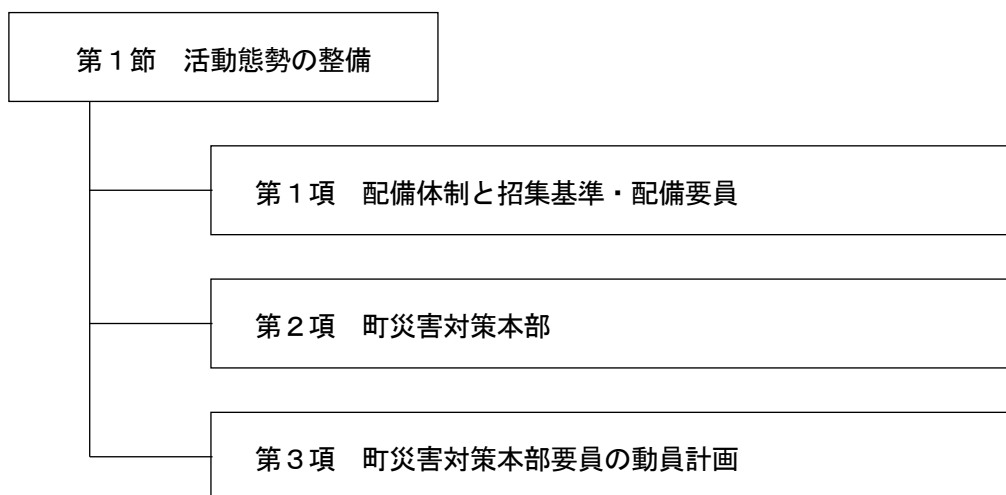
第1章 総括的な応急対策

第1節 活動態勢の整備

【主担当班等】

危機管理課、消防団

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できる態勢を整備し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動します。



第1項 配備体制と招集基準・配備要員

町は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、次の基準による配備の体制を整えます。

1 配備体制

災害の発生又はその発生のおそれの程度により、職員の配備基準を定めます。

配 備 体 制	配 備 内 容
第1配備（準備体制）	災害関係課の職員が災害に関する情報連絡活動を円滑に行い、状況に応じ直ちに警戒体制に入れる体制
第2配備（警戒体制）	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行い得る体制
第3配備（非常体制）	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、町の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制

2 招集基準と配備要員（風水害、その他の災害対策）

(1) 招集基準と配備要員

配備体制	招集基準	配備要員
第1 配備 (準備体制)	①波浪警報 ②大雨・洪水・高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの) ③その他異常な原因による災害	・防災担当職員自宅待機
第2 配備 (警戒体制)	①警報(大雨・洪水・高潮・暴風・暴風雪・大雪) 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの) ②その他異常な自然現象・人為的原因による災害が発生又は町長が当該配備を必要と認めたとき。	・防災担当職員 ・本庁課長及び海山総合支所長並びに海山総合支所室長 ・排水機場担当職員(①の場合) ・担当課長及び海山総合支所長が配備を必要と認めた職員 ・その他職員については自宅待機 ・必要に応じ消防団員一部を招集
第3 配備 (非常体制)	①特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪) 高潮警報 ②町全域にわたって風水害・その他異常な自然現象・人為的原因による災害に関する甚大な被害が発生又は予想されるときで、町長が当該配備を必要と認めたとき。	・全職員 ・必要に応じ全消防団員を招集

(注) 人為的原因には海上災害及び海難事故、航空機事故等の突発的災害を含む。

(2) 災害の規模及び特性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められた場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整えるものとします。

(3) 各課、局、室、寮、署の長（以下「課長等」という。）は、配備基準に基づき、所管の班ごとに配備編成計画をたて、職員に徹底するとともに、その業務について周知しておくものとします。

第2項 町災害対策本部

町災害対策本部は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害予防及び災害応急対策活動を強力に推進する必要がある場合、基本法第23条第1項の規定に基づき設置する特別の組織であり、その大綱は、紀北町災害対策本部条例（平成17年紀北町条例第145号）の定めるところによります。

なお、町災害対策本部を設置した場合は、町水防本部の活動を包括するものとします。

1 町災害対策本部の設置基準

(1) 波浪警報又は大雨・洪水・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）が発表された場合において町長が必要と認めるとき。

(2) 警報（大雨・高潮・洪水・暴風・高潮・暴風雪・大雪）、高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）が発表されたとき。

- (3) その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は町長が必要と認めたとき。
- (4) 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）、高潮警報が発表されたとき。
- (5) 町全域にわたって風水害・その他異常な自然現象・人為的原因による災害に関する甚大な被害が発生又は予想されるときで、町長が必要と認めたとき。

2 町災害対策本部の廃止基準

町の地域内に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長（町長）が認めたとき。

3 町災害対策本部の設置及び廃止の公表

町災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに関係機関に通知します。

4 町災害対策本部の設置場所

- (1) 役場に町災害対策本部を設置します。
- (2) 海山総合支所に町災害対策支部を、現地に現地対策本部を必要に応じて設置します。
- (3) 役場本庁舎及び海山総合支所が風水害等の被害により使用不能となった場合は、町災害対策本部を紀勢自動車道地域振興施設「始神テラス」バックアップオフィスに、町災害対策支部を海山リサイクルセンターへ設置します。
- (4) 町災害対策本部の所在を明確にするため「紀北町災害対策本部」の掲示をします。

5 町災害対策本部の運営

町災害対策本部の運営にあつては「紀北町災害対策本部条例」に定めるもののほか、「紀北町災害対策本部条例施行規則」によります。

(1) 組織の概要

- ア 町災害対策本部に、本部長、副本部長、班長を置きます。
- イ 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てます。
- ウ 町災害対策本部の組織及び所掌事務は別表に掲げるとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受けるとともに、班の相互応援体制をとるものとします。

本節 「別表」（P. 3-15）参照

(2) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督します。

(3) 本部長の職務の代理

本部長（町長）不在時の指揮命令系統は、次の順位とします。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長
- 第4順位 危機管理課長
- 第5順位 その場における最高責任者

(4) 本部会議の開催

災害対策本部の円滑な運営を行うため、本部長、副本部長及び班長から構成される本部会議を開催する。本部会議の協議事項はおおむね次のとおりです。

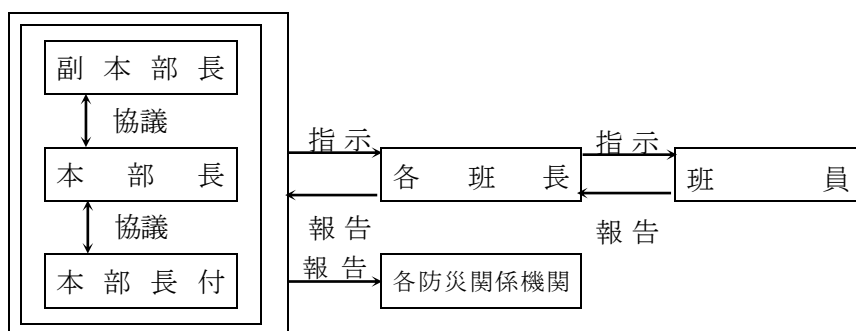
- ア 町災害対策本部の配備体制に関すること。
- イ 災害情報及び被害状況の分析に関すること。
- ウ 対策活動の基本方針に関すること。
- エ 県、関係機関に対する応急措置の実施要請並びに応援要請に関すること。
- オ その他災害対策に関する重要事項

資料編 「紀北町災害対策本部条例」（P. 資8-2）参照
 資料編 「紀北町災害対策本部条例施行規則」（P. 資8-3）参照

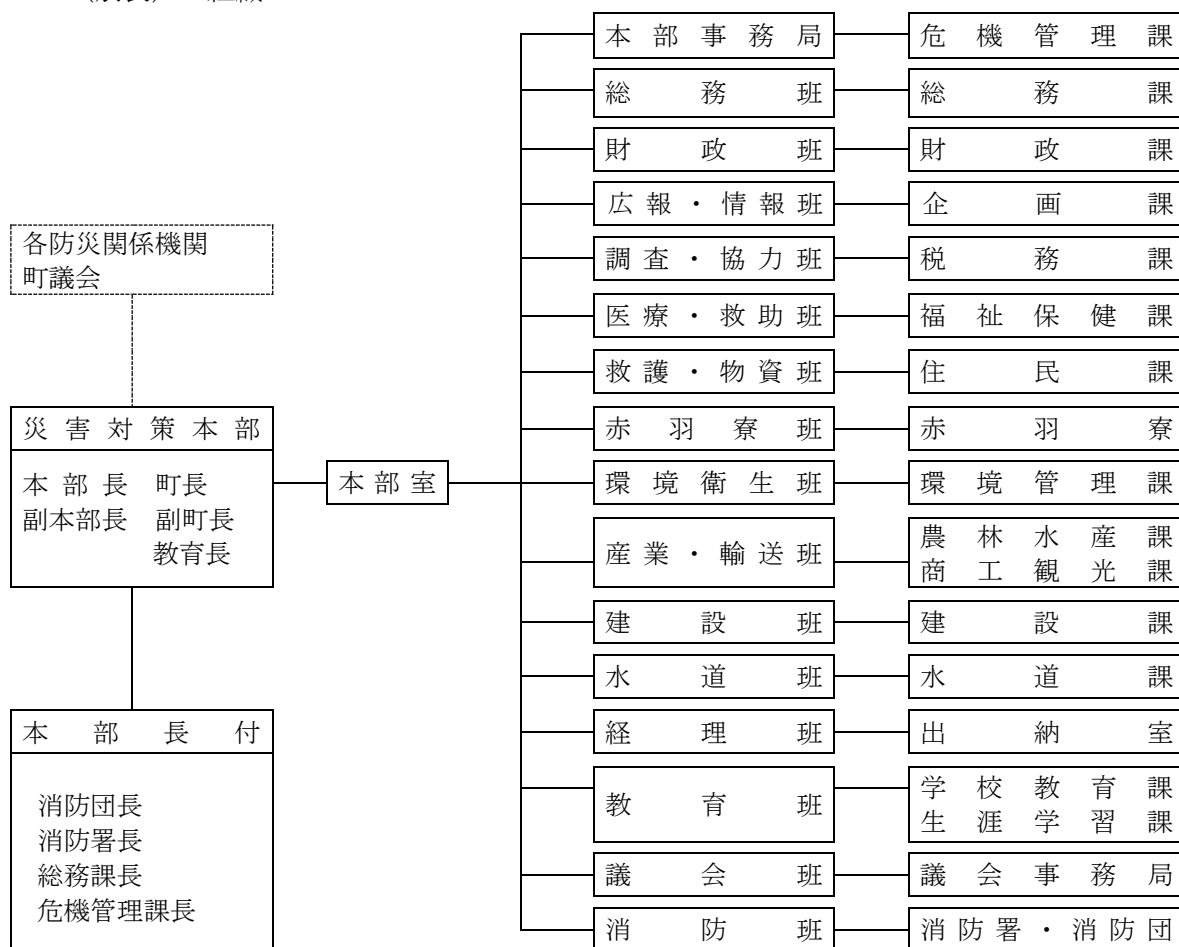
(5) 指示伝達系統

町災害対策本部における指示伝達系統は、次のとおりです。

決定機関



(別表) 組織



(別表) 所掌事務

班名	班長名	所掌事務
本部事務局	危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の運営に関する事。 2 災害対策支部の運営に関する事。 3 職員の非常招集及び配置に関する事。 4 各種災害情報の総括、分析に関する事。 5 県災害対策本部との連絡調整に関する事。 6 防災行政無線に関する事。 7 現地災対本部の開設に関する事。 8 自衛隊の派遣要請及び海上保安庁の支援要請、受入及び撤収に関する事。 9 県防災航空隊の災害派遣に関する事。 10 関係機関との連携による交通規制及び交通安全に関する事。 11 防災関係機関、協力団体との連絡調整に関する事。 12 県防災無線情報の受理及び伝達に関する事。 13 気象予警報の情報収集及び伝達に関する事。 14 汐見・汐ノ津呂排水機場の管理及び運営に関する事。 15 り災証明等に関する事。 16 各班との連絡及び調整に関する事。 17 その他他の班に属さないもの。
総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班災害対策活動状況の把握及び記録に関する事。 2 各班の増員派遣要請に応じ人員を派遣すること。 3 他市町村との応援要請に関する事。 4 義援金の受付及び配分に関する委員会の設置に関する事。 5 職員の健康管理に関する事。 6 職員の被災給付に関する事。 7 関係機関及び各班との連絡調整の援助に関する事。 8 本部事務局の応援に関する事。 9 車両・船舶等の調達及び緊急輸送に関する事。 10 各班への協力に関する事。
財政班	財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害財政計画及び応援対策費の予算に関する事。 2 財政に関する国、県との連絡調整に関する事。 3 班に属する財産の被害調査及び報告に関する事。 4 班に属する財産の被害防除及び緊急使用に関する事。 5 災害救助用臨時専用電話の設置に関する事。 6 町有車両（集中管理自動車）の配車に関する事。 7 各班への協力に関する事。

班 名	班 長 名	所 掌 事 務
広報・情報班	企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 国、県への陳情要望事項のとりまとめ及び情報収集に関すること。 2 報道機関に対する災害状況の発表及び連絡に関すること。 3 住民に対する災害広報及び公聴に関すること。 4 広報車による住民の避難誘導及び安全確保に関すること。 5 被災状況の取材及び資料の収集、陳情資料の編集に関すること。 6 外国人への情報提供に関すること。 7 被災地視察団等の応接及び渉外に関すること。 8 インターネットに関すること。 9 各班への協力に関すること。
調査・協力班	税務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的及び家屋等の被害調査並びに報告に関すること。 2 被災者家族の確認及び被災者台帳の作成に関すること。 3 り災証明等に関すること。 4 町税の減免措置及び税務上の諸証明の発行に関すること。 5 各班への協力に関すること。
医療・救助班	福祉保健課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉関係施設の災害防除、被害調査及び復旧に関すること。 2 日赤、紀北医師会等医療機関への医療救護班の出動要請及び連絡調整に関すること。 3 感染症の予防に関すること。 4 医薬品の確保に関すること。 5 被災者の保健指導に関すること。 6 災害救助法の適用手続に関すること。 7 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 8 要配慮者の避難支援に関すること。 9 要配慮者の状況把握及び情報収集に関すること。 10 被災地における高齢者及び障がい者の援護対策に関すること。 11 臨時保育所の開設及び保育園児の災害救助に関すること。 12 ボランティアの受入に関すること。 13 行方不明者及び死体の検案並びに収容確認に関すること。 14 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理等の計画に関すること。 15 各班への協力に関すること。
救護・物資班	住民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の開設、収容、運用及び管理に関すること。 2 避難者台帳の作成及び移動事項に関すること。 3 避難場所における医療救護所開設の協力に関すること。 4 避難収容者に対する生活指導に関すること。 5 付近の住民団体との連絡調整に関すること。 6 県、他市町村等からの救援物資の受入に関すること。 7 避難所又は住民組織への救援物資の配分に関すること。 8 被災者への炊き出し等給食に関すること。 9 応急食料、給食原材料の調達配分に関すること。 10 被服、寝具その他の生活必需品等の給与及び貸与に関すること。 11 住民からの問い合わせ及び相談に関すること。 12 各班への協力に関すること。
赤羽寮班	(班 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人ホーム施設の災害防除、被害調査及び復旧に関すること。

班名	班長名	所掌事務
	老人ホーム寮長 (副班長) 老人ホーム施設長	2 入寮者の防災意識の啓発及び公聴に関する事 3 入寮者の避難誘導及び災害救助に関する事 4 入寮者の家族との連絡調整に関する事 5 町災対本部への被害状況等の報告に関する事 6 入寮者及び被災者への炊き出し等給食に関する事 7 入寮者及び被災者への応急食料、給食原材料の調達配分に関する事 8 入寮者に対する生活指導に関する事 9 入寮者の災害に関する相談に関する事 10 入寮者の医療救護措置に関する事 11 入寮者被災者台帳の作成及び被災者対策に関する事 12 各班への協力に関する事
環境衛生班	環境管理課長	1 環境衛生施設の災害防除及び被害調査報告並びに応急対策に関する事 2 災害に伴う公害の応急対策に関する事 3 被災地のし尿並びに塵芥の収集、搬送及び処分に関する事 4 被災地の清掃に伴う非常処理計画に関する事 5 防疫活動に関する事 6 遺体の処理及び埋火葬並びに死亡獣畜に関する事 7 環境衛生関係機関との連絡調整に関する事 8 環境衛生資材の確保に関する事 9 各班への協力に関する事
産業・輸送班	農林水産課長 商工観光課長	1 農地及び農業用施設の災害防除及び応急復旧に関する事 2 農業関係の被害調査及び被災対策に関する事 3 家畜等の防疫、救護及び飼料等の確保に関する事 4 種苗及び生産資材等の確保に関する事 5 町内生産地における非常用米、生鮮野菜等の確保に関する事 6 たん水防除施設の管理及び運営に関する事 7 農業関係機関との連絡調整に関する事 8 林業関係施設等の災害防除及び応急復旧に関する事 9 林業関係の被害調査及び被災対策に関する事 10 町有林の災害防除、被害調査及び復旧に関する事 11 伐採地等における流木の流出防止等の指導に関する事 12 林業関係機関との連絡調整に関する事 13 漁港施設等の応急補修に関する事 14 漁港水産物、船舶等の保全及び応急対策、被害調査に関する事 15 船舶及び養魚施設等の浮流予防対策に関する事 16 救援船等の航行の妨げになる海面漂流物の撤去に関する事 17 海上の死体、行方不明者の捜索に関する事 18 海上輸送の船舶、航路の確保・運航に関する事 19 油流出等海洋汚染に関する事 20 水産関係機関との連絡調整に関する事 21 商業、鉱工業の施設、生産物、流通品の被害調査及び応急対策に関する事

班 名	班 長 名	所 掌 事 務
		22 生活必需品等の緊急物資の調達に関する事。 23 被災失業者に対する職業の斡旋に関する事。 24 災害時の通信運輸に関する事。 25 商工関係機関との連絡調整に関する事。 26 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 27 海浜等レジャー客に対する災害対策に関する事。 28 応急食料等緊急物資の調達に関する事。 29 観光関係機関との連絡調整に関する事。 30 陸上、海上における救援物資輸送及び援助に関する事。 31 各班への協力に関する事。
建 設 班	建設課長	1 道路、橋梁、河川、砂防施設、港湾施設、海岸堤防、都市公園、町営住宅など公共土木施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 河川の水位状況の把握に関する事。 3 排水対策及び水防被害調査に関する事。 4 パトロール等による緊急被害状況の把握及び連絡に関する事。 5 道路情報の把握と提供に関する事。 6 道路上又は日常生活に支障を及ぼす障害物の除去に関する事。 7 公共土木施設被災時等の通行制限・禁止措置及び交通安全施設の応急復旧に関する事。 8 県との公共土木施設の連絡調整に関する事。 9 急傾斜地崩壊危険区域及び山崩れ、がけ崩れ等の災害防除及び応急復旧に関する事。 10 関係協力団体への応援要請及び連絡調整に関する事。 11 応急用資機材及び労力の確保、斡旋、配置並びに搬送に関する事。 12 応急建築資材の調達に関する事。 13 町有建造物の被害調査及び応急復旧に関する事。 14 被災宅地危険度判定に関する事。 15 仮設避難所、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事。 16 緊急輸送道路の確保及び復旧に関する事。 17 建設関係機関との連絡調整に関する事。 18 各班への協力に関する事。
水 道 班	水道課長	1 水道施設の災害防除及び応急復旧に関する事。 2 水道施設の被害状況及び断水人口の把握と報告に関する事。 3 飲料水、消防用水の確保及び断水世帯への応急給水に関する事。 4 水道用水源の検査及び管理に関する事。 5 応急資材の確保に関する事。 6 水道関係機関との連絡調整に関する事。 7 各班への協力に関する事。
経 理 班	出納室長	1 災害関係経費の出納に関する事。 2 物品の調達（各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く）及び出納に関する事。 3 災害義援金の保管に関する事。 4 各班への協力に関する事。

班名	班長名	所掌事務
教育班	学校教育課長 生涯学習課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の災害防除及び応急復旧に関する事。 2 教育施設の被害調査報告に関する事。 3 教育関係機関災害業務計画の作成及び総合調整に関する事。 4 避難場所に指定されている文教施設の確保、点検及び応急供与とその運営の協力に関する事。 5 園児、児童、生徒の避難誘導等の保護に関する事。 6 被災園児、児童、生徒の保健管理に関する事。 7 被災園児、児童、生徒の教材の確保及び配分に関する事。 8 生徒のボランティア組織等に関する事。 9 学校給食施設を利用する非常炊飯活動への協力に関する事。 10 社会教育施設及び文化財の被害報告及び応急対策に関する事。 11 関係施設利用者の避難誘導に関する事。 12 各班への協力に関する事。
議会班	議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 議長、副議長及び議員の被災地巡視に関する事。 2 各議員との連絡調整に関する事。 3 関係市町村議会の動勢把握に関する事。 4 各班への協力に関する事。
消防班	消防署長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設、消防資機材等の点検、管理及び運営に関する事。 2 災害予防、防災知識の普及の協力に関する事。 3 消防施設、消防資機材等の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 消火、救急救助活動等に必要の要員、資機材の確保及び統制に関する事。 5 住民の避難誘導及び安全確保に関する事。 6 被害状況の情報収集及び分析並びに報告に関する事。 7 消火、救急救助活動の現場指揮に関する事。 8 障害物の除去に関する事。 9 被災地の災害警備に関する事。 10 傷病者の救急搬送に関する事。 11 警戒宣言及び津波予警報の伝達に関する事。 12 津波の監視、警戒パトロール及び沿岸地区住民等への避難広報に関する事。 13 災害対策本部からの消防活動等に関する事。 14 死体、行方不明者の捜索に関する事。
災害調査班	各班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、災害調査班を発足させ、速やかな被害状況又は災害情報の収集把握に関する事。 2 各班所管事項の調査に関する事。 3 災害時の早期対策のための調査に関する事。

第3項 町災害対策本部要員の動員計画

1 動員計画の作成

- (1) 各課長等は、配備基準に基づく各班の活動要員を確保するため、毎年4月1日現在で動員計画をたて、職員に周知しておくものとします。
- (2) 作成した計画書は、4月10日までに危機管理課長に届出するものとします。
- (3) 課員に異動があったときは、遅滞なく修正するものとします。

2 動員方法

職員を招集する必要があるときは、本部長は課長等を通じて動員計画に基づき次の方法により直ちに職員を招集します。

(1) 勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、各班長→各班員の経路で伝達するとともに必要に応じて庁内放送を通じて速やかに伝達します。

(2) 勤務時間外、休日等の場合

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の勤務時間外、休日等における職員の招集のための連絡は、各課緊急連絡網によります。

(3) 勤務時間外における伝達の手段

ア 通信手段は、職員参集メール、NTT回線、携帯電話及び町防災行政無線等のうち最も速かつ確実にできる方法によります。

イ 各班長は、所属の各職員を円滑に招集するため、それぞれの班において実情に即した連絡方法を定めておくものとします。

3 勤務時間外、休日等の職員の参集

(1) 第1配備（準備体制）及び第2配備（警戒体制）の場合

各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以降の状況の推移に注意し、進んで所属の各班と連絡をとり、又は自らの判断で役場本庁又は総合支所に参集するものとします。

(2) 第3配備（非常体制）の場合

ア 全職員は、勤務時間外、休日において非常体制に相当する災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、連絡を待たずに役場本庁又は総合支所に参集します。

イ 交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておきます。

ウ 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、その旨を連絡し、必要な処置を講じた後に町災害対策本部又は町災害対策支部に参集します。

エ 被害を受けた地域内の職員は、被災地の情報を町災害対策本部へ伝達します。

4 配置の報告

(1) 各班長は、職員等を配置したときは、直ちに人員を本部長に報告します。

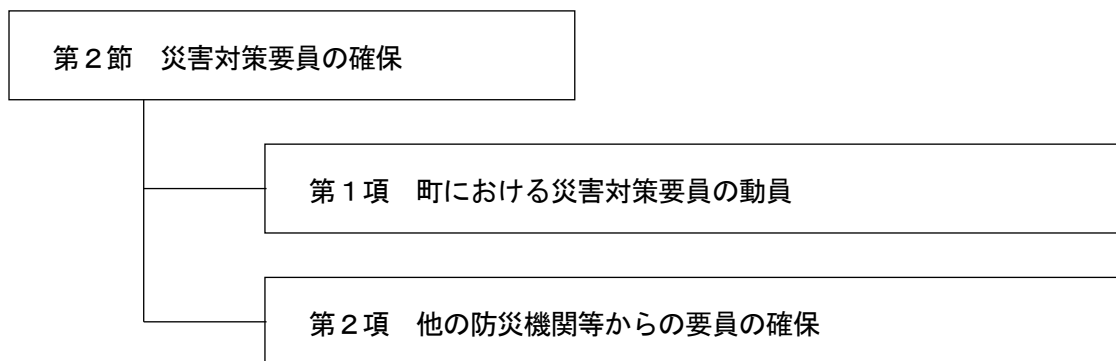
(2) 本部事務局は、県防災情報システムにより三重県紀北地域活性化局を通じて配備状況を県に報告します。

第2節 災害対策要員の確保

【主担当班等】

本部事務局

大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するために、町職員を動員し、県や防災関係機関等に応援を求めるための派遣要請についての体制を確保します。



第1項 町における災害対策要員の動員

町における災害対策要員の動員は、動員計画に基づき、それぞれの配備体制により動員するものとします。

風水害等対策2第1節第3項「町災害対策本部要員の動員計画」（P. 3-19）参照

第2項 他の防災機関等からの要員の確保

災害の規模等により町災害対策本部の人員のみで対処できない場合又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次に掲げるところにより措置します。

1 労務者及び車両、作業機械等の確保に係る協力要請

- (1) 町内の建設業者、電気工事業者等との密接な連絡を保ち、協力を要請します。
- (2) 三重県建設業協会、三重県電気工事業協同組合等との密接な連携を保ち、協力を要請します
- (3) 県を通じ職業安定所へ一般労働者の供給を依頼します。

2 応援要請

(1) 相互応援協定の活用

町長は、相互応援協定を活用し、応援を要請するものとします。

資料編 「三重県市町災害時応援協定書」（P. 資8-6）参照

資料編 「四條畷市・紀北町災害相互応援協定」（P. 資8-10）参照

資料編 「三重県水道災害広域応援協定書」（P. 資8-12）参照

(2) 指定地方行政機関（国）、県及び他市町に対する職員の応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関（国）の職員の派遣（基本法第29条第2項）、県及び他市町職員の派遣（地方自治法第252条の17）等を指定地方行政機関の長、知事及び他市町の長に対し要請します。

(3) 三重県緊急消防援助隊の要請等

近隣市町のみでは対応できない場合には、町は県に三重県内消防相互応援協定による三重県緊急消防援助隊の編成及び応援出動を求めるものとします。

資料編 「三重県内消防相互応援協定」（P. 資8-28）参照

(4) 日本赤十字社奉仕団への要請

町災害対策本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、尾鷲地方部（紀北福祉事務所）に応援を要請するものとします。

ただし、緊急を要する場合には、町災害対策本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとします。

(5) 自衛隊の派遣要請及び海上保安庁の支援要請

災害に対し自衛隊及び海上保安庁への要請を行うときは、第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定めるところにより要請します。

第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」（P. 3-26）参照

(6) 広域的な受援体制の整備

国の活動要領に基づく広域応援部隊・救援物資・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入を行うときは、第8節「広域的な受援・応援体制の整備」に定めるところにより応援部隊の受入体制を整備します。

風水害等対策2第8節「広域的な受援・応援体制の整備」（P. 3-43）参照

(7) 防災関係民間団体の協力

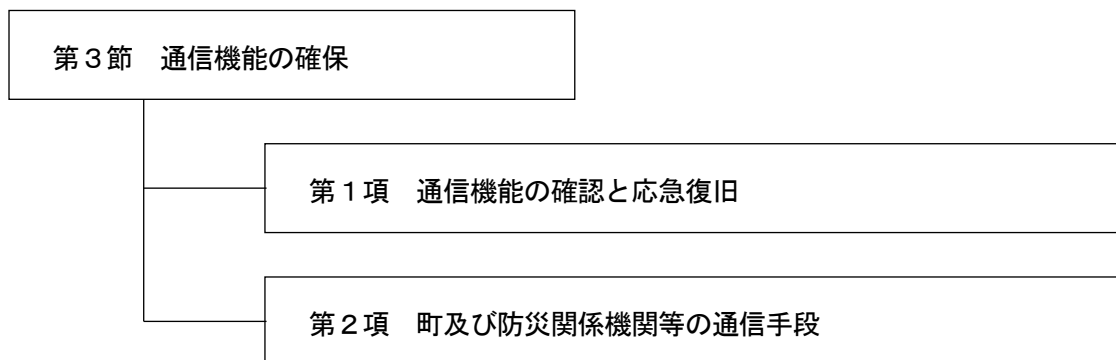
防災関係民間団体等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとします。

第3節 通信機能の確保

【主担当班等】

本部事務局

町及び防災関係機関等は、災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保します。



第1項 通信機能の確認と応急復旧

1 通信機能の確認

町及び防災関係機関等は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行います。

2 通信機能の応急復旧

町及び防災関係機関等は、支障が生じた通信機能の応急復旧を行います。

特に、災害の発生により、公衆通信が途絶した場合、防災行政無線は、市町、県警察、气象台、国土交通省、海上保安部、東海旅客鉄道、中日本高速道路、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、次の点に留意して、適切な応急対策措置を行います。

- (1) あらかじめ具体的な応急対策計画を作成します。
- (2) 防災行政無線の点検、応急復旧に必要な要員を確保します。
- (3) 非常用電源（自家用発電用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材を確保充実するとともに、これらの点検整備を行います。
- (4) 公衆通信の途絶に備え、主要な拠点間は無線ルートによるバックアップ回線を保持します。
- (5) 災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めます。
- (6) 定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるように努めます。

第2項 町及び防災関係機関等の通信手段

通信網の被害状況によりますが、おおむね次の通信手段を用います。

1 町及び防災関係機関の通信手段

- (1) 町防災行政用無線、
基地局・中継局及び移動局（車載・携帯）を有機的に運用するとともに、各防災関係機関が

開設する防災相互通信用無線の利用を図ります。

資料編 「町防災行政無線設置状況」（P. 資3-1）参照

(2) 消防防災無線

町と消防団と相互に電話又は消防防災無線により連絡を行い、災害応急対策を迅速に行います。

資料編 「消防防災無線設置状況」（P. 資3-6）参照

(3) 県防災行政無線

災害時において町、県、地域活性化局等各防災関係機関は、相互に無線電話及びファクシミリを利用して広く正確な情報交換を行います。

(4) 消防及び警察救急無線

消防署、警察署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、利用の手続、通信の内容等について具体的に協議を行い、協定を締結します。

(5) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

津波警報や緊急地震速報等の時間的余裕のない事態が発生した場合に、国からの情報を町防災行政無線で自動起動することにより、住民等に緊急情報を直接そして瞬時に伝達します。

(6) 放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を知事を通じて放送局へ依頼することができます。

ただし、やむを得ない場合は放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告します。

2 その他通信手段

(1) 加入電話

災害時の通信の混乱を避け、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するため、電気通信事業法に基づき災害時優先電話を指定します。

資料編 「災害時優先電話設置状況」（P. 資3-5）参照

(2) 電波法第52条の規定に基づく非常無線（以下「非常通信」という。）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づき、無線局は次のような非常通信を行うことができます。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができますが、一通の通信文の長さは200字以内とするなどの通信の内容には制限があります。

イ 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する防災関係機関に依頼するものですが、この場合あらかじめその防災関係機関と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておきます。

(3) 衛星携帯電話

加入電話、携帯電話等の利用が困難な場合や、通信インフラの整備されていない場所では、

通話が可能である衛生携帯電話により通信を確保します。

(4) アマチュア無線

アマチュア無線は、町防災行政無線等が混乱若しくは使用不能となった場合に、有効的な通信手段として活用します。アマチュア無線通信ボランティア等と協力・連携します。

(5) インターネットメール、ホームページ等

常に情報の交換が可能である特性を生かし、町内の状況を受発信できるよう入力し、他自治体、住民からの発信情報についても有効利用します。

(6) 通信ボランティアの活用

ア アマチュア無線のボランティア募集は、アマチュア無線ネットワーク「JARL三重県支部」等の協力を得て促進します。

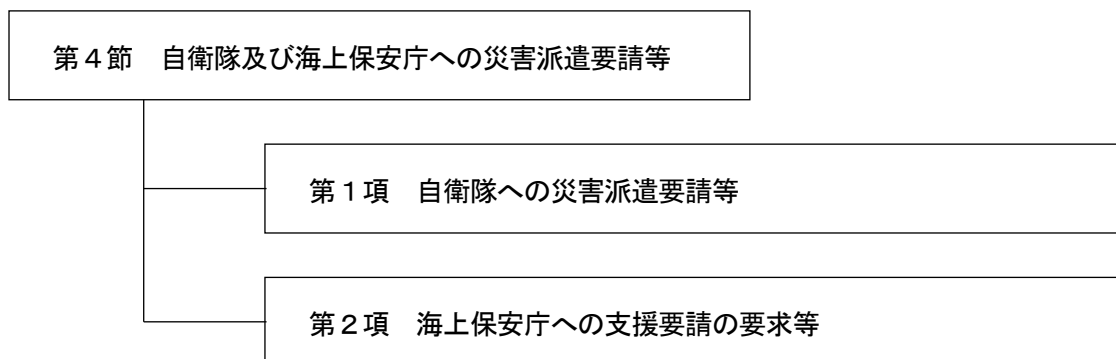
イ パソコン通信利用者のボランティア活用は、平常時から「みえネット」や商用ネットの掲示板等を通じて協力を促すものとします。

第4節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

【主担当班等】

本部事務局

住民の人命、財産を保護するために自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合に、迅速に自衛隊に対し災害派遣を要請及び海上保安庁への支援要請を実施します。



第1項 自衛隊への災害派遣要請等

1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続

(1) 町長の派遣要請の要求

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請要求書に次の事項を記入し、県紀北地域活性化局長を経由して知事（総括班）に派遣要請を求めます。

ただし、事態が急を要するときは、直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができます。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長はその旨及び町の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知します。ただし、事後速やかに陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知した旨を知事に通知するものとします。

ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

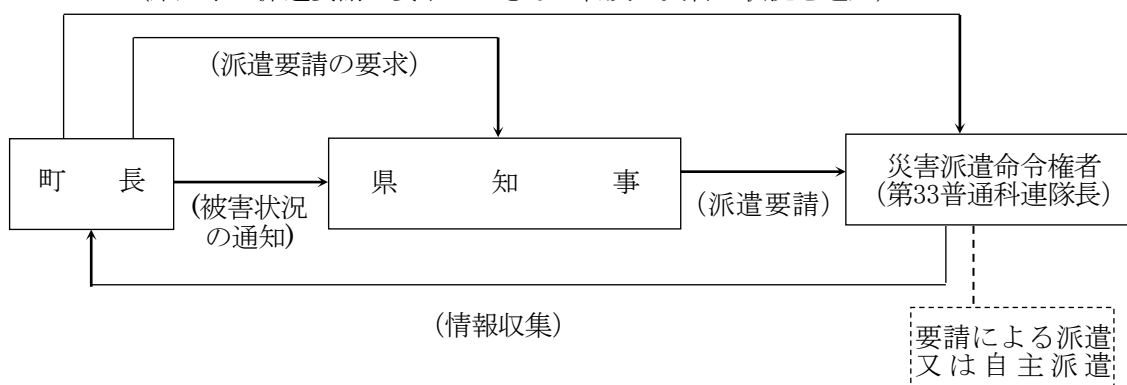
緊急時派遣要請要求先電話番号

名 称	電 話 番 号
防災対策部災害対策課	059—224—2189 三重県防災行政無線 20-8-2189
陸上自衛隊第33普通科連隊	059—255—3133 三重県防災行政無線 20-4010

(2) 災害派遣の要請手続

災 害 派 遣 の 要 請 手 続

(県知事に派遣要請の要求ができない旨及び災害の状況を通知)



資料編 「自衛隊災害派遣及び撤収要請様式」(P. 資9-1) 参照

3 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがあります。(自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣)

この場合、町長は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知します。

4 災害派遣時に実施する救援活動

派遣部隊の活動内容は災害の状況及び他の救援機関等の活動状況により異なりますが、おおむね次のとおりです。

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急医務、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送

- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官等がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができます。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知するものとします。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

6 派遣部隊の受入体制

町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮します。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

7 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行った上、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行います。

資料編 「自衛隊災害派遣及び撤収要請様式」（P. 資9-1）参照

8 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び町が事前に協議して負担区分を決めます。ただし2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

9 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入のためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 航空機派遣要請の受入準備

ア 派遣要請を行う場合は、前記の要請手続によるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、県防災行政無線その他の方法で県（防災対策部災害対策課）に連絡を行います。

イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示します。

ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10メートルの⊕印を行い、上空より降下場所選定に備えます。

エ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行います。

オ 着陸場と町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保します。

(2) ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分することとします。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに町を通じ県（防災対策部災害対策課）にその概要（略図添付）を報告します。

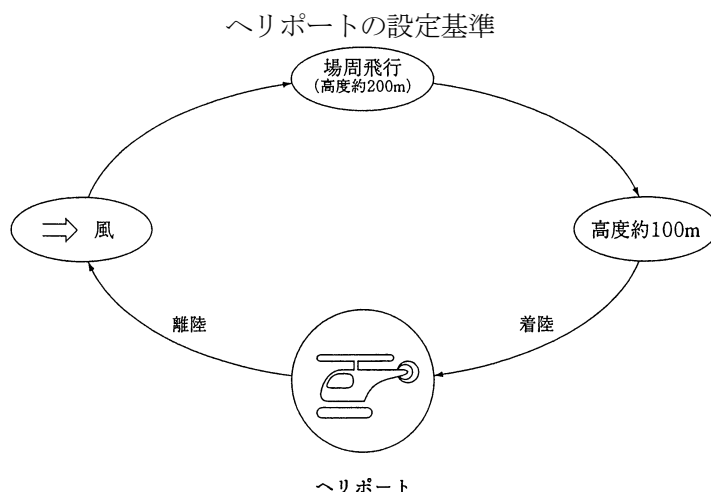
ア 面積を変更した場合

イ 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空からの進入に新しく障害を加えた場合

オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合



設定にあたっては次の事項に注意すること。

(ア) ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。

(イ) 地面は堅固で傾斜9度以内であること。

(ウ) 四方に仰角9度（OH-6の場合は12度）以上の障害物がないこと。また、離着を要する地積は（図2）に示すとおりである。

(エ) 風の方向がわかるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗をたてること。吹流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。（図1）

(オ) 着陸地点には石灰等を用いて、⊕の記号を標示して着陸中心を示すこと。（図3）

(カ) 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

- (キ) 大型車両等が進入できること。
- (ク) 林野火災対策に使用する場合は、面積（100メートル×100メートル以上）、水利（100トン以上）を考慮すること。
- (ケ) ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。

図1 吹流し

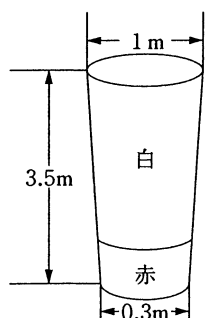
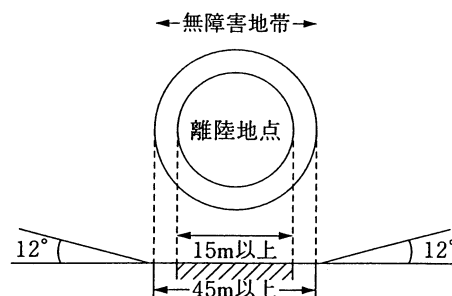
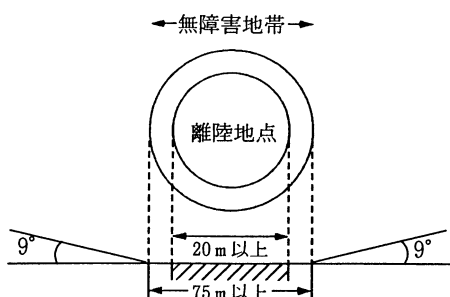


図2 離陸地点及び無障害地帯の基準

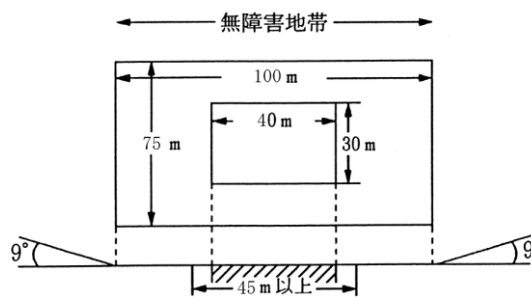
a 小型機（OH-6）の場合



b 中型機（UH-1）の場合

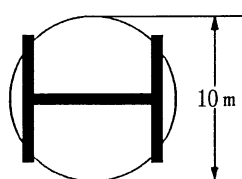


c 大型機（CH-47）の場合



※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

図3 ヘリポート



資料編 「ヘリコプター臨時離着陸場一覧」（P. 資7-1）参照

第2項 海上保安庁への支援要請の要求等

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、町が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の手続

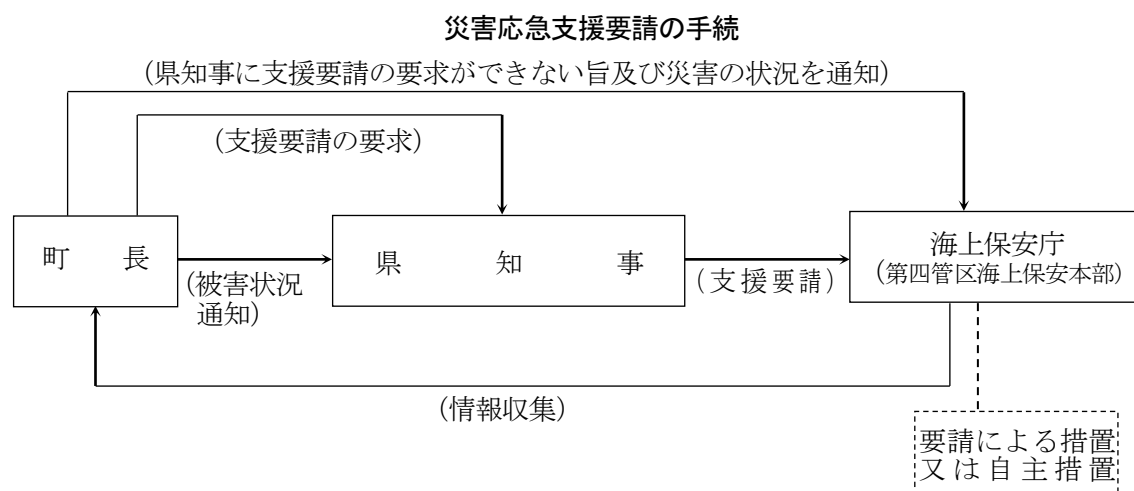
町長は、海上保安庁の支援を必要とするときは、災害応急支援要請書に次の事項を記入し、県紀北地域活性化局長を経由して知事（総括班）に支援要請を求めます。

ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができます。

なお、町長が知事に支援要請を求められない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船若しくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができます。ただし、この場合、町長は、事後速やかに、第四管区海上保安本部長に要請した旨を知事に連絡します。

《要請書に記載する事項》

- (1) 災害の状況及び災要請の事由
- (2) 支援を希望する期間
- (3) 支援を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項



資料編 「海上保安庁の応急措置要請様式」（P. 資9-3）参照

3 支援部隊の受入体制の整備

町は、海上保安庁からの支援部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとします。

- (1) 支援部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 支援部隊の誘導

4 派遣部隊の撤収要請

支援目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行った上、知事に撤収要請書により、撤収の要請を行います。

す。

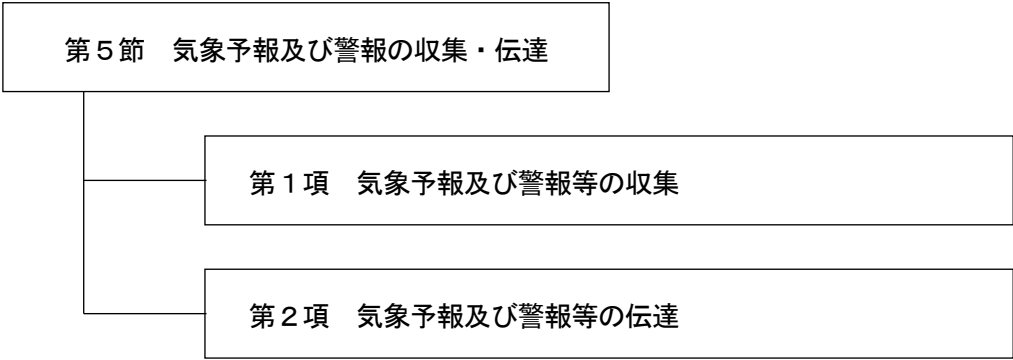
5 経費の負担区分

応急措置に要した経費は、海上保安庁と県及び町が事前に協議して負担区分を決めます。ただし2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

第5節 気象予報及び警報等の収集・伝達

【担当班等】
本部事務局

町は、津地方気象台が発表する警報（特別警報を含む）及び注意報や、県と津地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報等を防災関係機関に迅速かつ的確に連絡します。
また、町民等に必要な気象予報、災害情報等が確実に伝達・共有されるよう 多様な手段を用いて情報を伝達します。



第1項 気象予報及び警報等の収集

1 気象警報（特別警報を含む）・注意報

- (1) 気象業務法に基づき津地方気象台が発表します。
- (2) 令和3年6月8日現在の紀北町の発表基準は以下のとおりです。

特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	
	高潮		高潮になると予想される場合	
	波浪		高波になると予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	28
		土砂災害	土壌雨量指数基準	279
	洪水	流域雨量指数基準	赤羽川流域＝29.4 船津川流域＝26.1 銚子川流域＝33.8	
		複合基準*1	赤羽川流域＝（15, 26.4） 船津川流域＝（17, 23.4） 銚子川流域＝（15, 30.4）	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
海上			25m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		

注 意 報	波 浪	有義波高	6.0m	
	高 潮	潮位	2.7m	
	大 雨	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	106	
	洪 水	流域雨量指数基準	赤羽川流域=23.5 船津川流域=20.8 銚子川流域=27	
		複合基準*1	赤羽川流域=(9, 23.5) 船津川流域=(15, 16.6) 銚子川流域=(15, 21.6)	
	強 風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
	風 雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波 浪	有義波高	3.0m	
	高 潮	潮位	1.4m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融 雪			
	濃 霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾 燥	最小湿度30%で、実効湿度60%		
	なだれ			
	低 温	冬期：最低気温-5℃以下		
霜	晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に危険度分布で「危険」紫(警戒レベル4相当)以上が出現し、記録的短時間大雨情報の基準(三重県は1時間雨量120ミリ)に到達したときのみ発表。			
竜巻注意情報	竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域(県など)に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表しており、有効期間は発表から約1時間です。			

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※1 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

1) 土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しています。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準値の最低値を示します。

2) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味します。

※2 竜巻などの激しい突風に対する気象情報

発生の可能性に応じて段階的に発表。半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかけ。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかけ、さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」を発表。

2 水防活動に必要な予報及び警報

- (1) 津地方気象台は、気象・高潮及び洪水等について水防活動の利用に適合するために発表します。
- (2) 水防活動用気象注意報・警報は、大雨注意報・警報・特別警報をもって代えます。
- (3) 水防活動用洪水注意報・警報は、洪水注意報・警報をもって代えます。
- (4) 水防本部長（知事）又は水防支部長（尾鷲建設事務所長）は、指定河川（赤羽川、船津川、銚子川）について水防上必要と認めたときに警報を発します。
- (5) 水防本部長（知事）又は水防支部長（尾鷲建設事務所長）は、指定河川に洪水のおそれ認められるときは、直ちに水防管理者（町長）及び関係機関へ通知します。

氾濫危険水位（特別警戒水位）、避難判断水位、氾濫注意水位（警戒水位）

河川名	水位 観測所名	氾濫危険水位 (単位：m)	避難判断水位 (単位：m)	氾濫注意水位 (単位：m)
赤羽川	出垣内	4.32	4.00	4.00
船津川	前 柱	2.83	2.50	2.50
銚子川	便ノ山	4.30	4.00	4.00

3 火災警報

(1) 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに、津地方気象台長がその状況を知事に通報します。

(2) 火災警報

三重紀北消防組合管理者は、(1)の通報を受け、必要に応じて町内に火災警戒を促すため火災警報を発令します。

4 気象情報

(1) 津地方気象台は、警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補完するため気象情報を発表します。また、少雨や長雨等に関する情報も、気象情報として発表しています。

(2) 台風その他の異常気象について、その状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前、あるいは発表中に刻々変わる異常気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時に発表されます。

5 土砂災害警戒情報

(1) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、町長が警戒レベルを付された避難指示の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民等の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町を特定して県と津地方気象台が共同で発表する防災情報です。

(2) 町内で土砂災害の危険度が高まっている領域については、気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布等で確認することができます。

(3) 町は、危険度のレベルを土砂災害情報相互提供システムで広く町民に提供します。

6 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見したものは、次の方法により通報するものとします。

(1) 発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を、町長、警察官又は海上保安官に通報します。

(2) 警察官又は海上保安官の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報します。

(3) 町長の通報

上記（1）及び（2）によって「異常現象」の通報を受けた町長は、直ちに関係機関に通報又は連絡するものとします。

第2項 気象予報及び警報等の伝達

1 予報及び警報等の伝達

(1) 伝達系統

津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は、次の主な伝達系統により町及び防災関係機関が住民等へ伝達します。

気象庁又は名古屋地方気象台・津地方気象台から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
県	・三重県防災通信ネットワーク ・一般電話等	町	・町防災行政無線	住民 官公署等
警察本部	・専用電話 ・専用FAX	各警察署	・一般電話 ・FAX	町
第四管区海上保安本部	・専用電話 ・専用FAX	鳥羽海上保安部	・無線通報など	海上保安部 →関係船舶
NHK各報道機関	・テレビ、ラジオ等放送	住民 官公署等		
NTT西日本 (NTTマーケティングアクト福岡センター)	・一般電話 ・FAX	町 (警報のみ)		

(2) 緊急速報メール（エリアメール）による情報の配信（移動通信事業者）

各移動通信事業者は、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メール（エリアメール）として配信されます。

2 町における伝達

(1) 県（防災対策部）、NTTマーケティングアクト福岡センター等から通知される警報等は、勤務時間中にあつては危機管理課が受理し、町長、副町長に報告した後、各課（局・室）等に連絡するものとします。

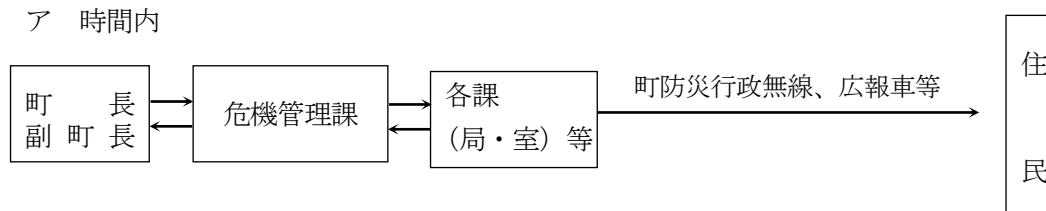
なお、勤務時間外においては宿直警備員が速やかに危機管理課に連絡し、以下勤務時間中と同様の措置をとるものとします。

(2) 町及び防災関係機関の職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等で警報等の情報を得るように努めます。

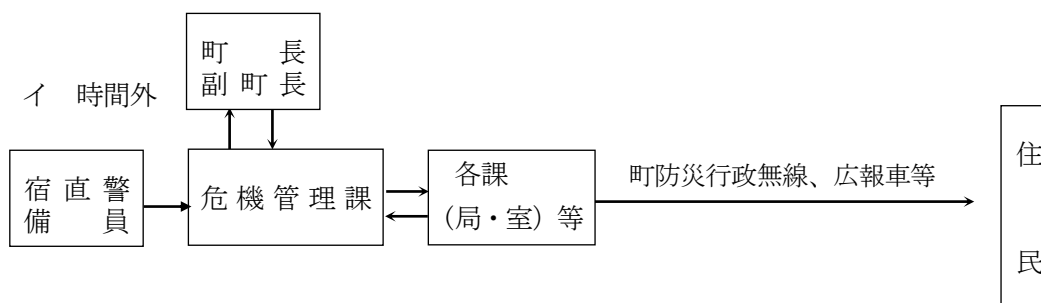
(3) 町から住民等への伝達系統

町から住民等への伝達系統は、次のとおりです。伝達手段としては、(※)可能な限り多くの伝達及び広報手段を用いて住民等へ伝えます。特に、要配慮者に対する確実な情報伝達手段を整え、伝達するものとします。

ア 時間内



イ 時間外



(※) 可能な限り多くの伝達及び広報手段の例は、第7節「広報体制の確保と運用」によります。

風水害等対策2第1章第7節「広報体制の確保と運用」(P. 3-41) 参照

(4) 警報等の連絡にあたっての留意事項

ア 警報等伝達発受にあたっては、確実を期するための記録簿をつくり、記録の上、原文のとおり伝達します。

イ 警報等の伝達の発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに、相互に相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておきます。

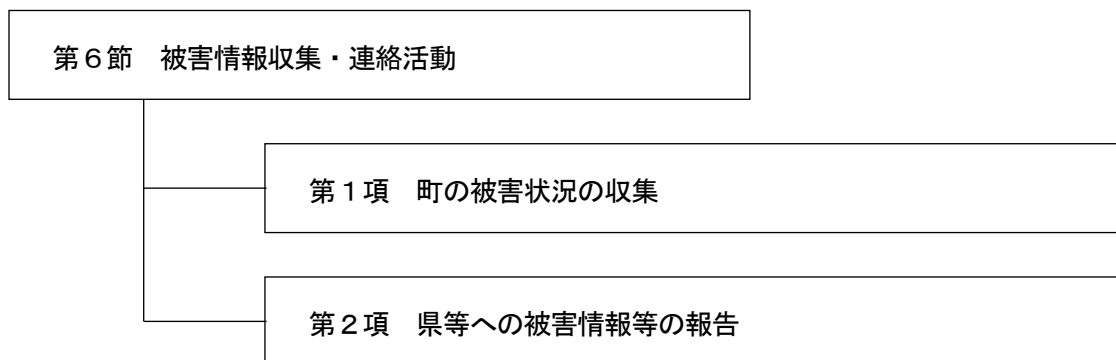
ウ 警報等の受領及び伝達についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について遺漏のないよう措置します。

第6節 被害情報収集・連絡活動

【主担当班等】

各班共通

被害情報の収集並びに連絡は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うための基礎となります。したがって、災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、町は災害調査班を発足させ、速やかに被害状況を収集して被害規模を把握し、災害応急活動に役立てます。また、収集した情報は、定期的に県等関係機関に連絡するものとします。



第1項 町の被害状況の収集

1 参集途上（登庁時）町職員の情報収集

町職員は、災害発生時並びに動員指令により非常参集する際、周囲の被災状況を把握し、職員災害行動マニュアル「登庁時の被害状況の観察結果」を町災害対策本部事務局に対し報告するものとします。

2 各自治会（区）の被害状況の情報収集

町は、各自治会（区）の被害状況をおおむね次の手順で収集します。

- (1) 災害の報告は、本部事務局が受け付けます（場合により他班等の応援を依頼します。）
- (2) 災害調査班員は、箇所の区分を決定し、それぞれの責任者・担当を任命します。
- (3) 責任者・担当は、調査対象区の区長等に同行を願い、調査を実施します。
- (4) 責任者・担当は、調査結果をとりまとめ、災害対策本部事務局に提出・報告します。

3 住民の安否情報の収集と伝達

町及び防災関係機関並びに自治会（区）及び自主防災組織は、お互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集と伝達に努めます。

(1) 町

町（町災害対策本部）は、避難場所及び避難所等における住民等の安否情報を収集し、集約します。

(2) 住民

住民は、大規模な災害に備え、家族との連絡方法や避難場所等をあらかじめ定めておきます。また、災害伝言ダイヤルを活用し電話の輻輳の緩和に努めます。

(3) 自治会及び自主防災組織

自治会及び自主防災組織は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の集合場所（一時避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内住民への周知と、

災害時は、その代表を通じ町（町災害対策本部）へ報告する体制の整備の促進に努めます。

4 町災害対策本部への報告責任者

(1) 災害情報及び被害報告は、災害対策上極めて重要であり、あらかじめ報告責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつものとします。

なお、被害状況等の報告及びとりまとめ担当班は、次のとおりとします。

調 査 項 目	担 当 班
人的被害、住家被害	調査・協力班
農林水産業施設被害	産業・輸送班
公共土木施設被害	建設班
町営住宅被害	建設班
医療施設被害	医療・救助班
福祉施設被害	医療・救助班、赤羽寮班
火災被害	消防班、総務班
水道被害	水道班
文教施設被害	教育班

5 被災者台帳の作成

災害発生時に個々の被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため、町は被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に努めます。

第2項 県等への被害情報等の報告

町内に災害による被害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領並びに火災・災害等速報要領に基づき、県にその状況等を報告します。

1 報告の要領

(1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとします。

ア 概況速報

イ 災害速報

ウ 被害報告

(ア) 中間報告

(イ) 確定報告

(2) 報告の内容と時期

ア 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式(1)(三重県対策活動実施要領)に基づく内容とし、町から県地方部総括班(地域活性化局)を経て、県災対本部事務局総括班に報告します。

なお、様式(1)の代替として、被害速報送受信票も可とします。

(ア) 通信手段の途絶、輻輳により県地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、町は直

接消防庁へ連絡します。

- (イ) 火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、町はその状況を県地方部のほか直接消防庁に対しても報告します。
- (ウ) 火災・災害時速報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（震度4以上の地震発生等）については原則30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、第1報を紀北地域活性化局のほか、直接消防庁に対しても報告します。

イ 災害速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び様式（2）（三重県災害対策活動実施要領）に基づく内容とし、町から県地方部総括班（地域活性化局）を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告します。

住家の被害状況が、救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に様式（A）による住家等被害状況速報を県地方部（福祉事務所）を經由して県災害対策本部（健康福祉部）（第一救助班）に報告するものとします。

ウ 被害報告

（ア）中間報告

ア、イの速報の段階において、報告を求められたときは、その都度、所定の様式又は項目により県関係地域機関に報告します。

（イ）確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告します。報告要領は、（ア）中間報告のとおりとします。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により県地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、町は、直接消防庁へ連絡します。

2 県に報告ができない場合

通信手段の途絶、輻輳等により県地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、町は、直接消防庁へ連絡します。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととします。

消防庁への連絡先

通常時（消防庁応急対策室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 87-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 87-048-500-90-49033

夜間・休日時（消防庁宿直室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49101～49103	TEL 87-048-500-90-49101～49103
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 87-048-500-90-49036

第7節 広報体制の確保と運用

【主担当班等】

広報・情報班

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、新聞、広報車等のあらゆる広報手段を利用して、被災者等への広報を行います。

その際、要配慮者に配慮したものとします。

第7節 広報体制の確保と運用

第1項 広報体制の確保

第1項 広報体制の確保

1 広報内容

住民等への広報内容の主なものは次のとおりとします。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象警報（特別警報を含む）・注意報、津波・地震に関する情報
- (3) 町災害対策本部に関する情報
- (4) 避難に関する情報{[警戒レベル3]高齢者等避難、[警戒レベル4]避難指示、[警戒レベル5]緊急安全確保}
- (5) 二次災害の危険性に関する情報
- (6) 主要道路情報
- (7) 公共交通機関の状況
- (8) 電気、水道、ガス等ライフライン施設の状況
- (9) 医療機関及び救護所等の状況
- (10) 給食、給水、生活必需品等の供給に関する情報
- (11) 河川、港湾、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (12) 被災者の安否に関する情報
- (13) 救助・救出に関する情報
- (14) 防疫・衛生に関する情報
- (15) 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- (16) ボランティア及び支援に関する情報
- (17) 住宅に関する情報
- (18) 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（町長からの呼びかけ等を含む）

2 伝達及び広報手段

町は、次に示す例の中から、可能な限り多くの伝達及び伝達及び広報手段を用います。

また、消防機関は、警察、自衛隊、海上保安庁と協力して被災者等への情報伝達を行うものとします。

- (1) 町防災行政無線
- (2) 広報車
- (3) 掲示板
- (4) 広報紙、チラシ等の印刷物
- (5) 区、自主防災組織等の連絡網による伝達
- (6) ホームページ
- (7) CATV文字放送
- (8) 携帯電話のメールサービス
- (9) Lアラート（災害情報共有システム）
- (10) 紀北防災ナビ（アプリ）

3 要配慮者への広報の配慮

- (1) 高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者への伝達に努めます。
- (2) 障がい者や外国人等特に配慮を要する者へは、文字放送、外国語放送などさまざまな広報手段を活用します。

4 報道機関に対する報道要請等

- (1) テレビ、ラジオ、新聞紙面等を通じて情報を伝達するよう県に要請します。ただし、やむを得ない場合には、直接報道機関に依頼し、事後に県に報告します。
- (2) 報道機関は、極めて広範囲にかつ迅速に伝達できるため、町災害対策本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表します。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力します。

5 災害・広報資料の収集

- (1) 各班（各課等）は、各担当分野に係る災害写真を撮影し、災害の記録に努め、広報・情報班は各班の協力のもとに全体記録を収集及び整理するものとします。
- (2) 調査報告及び災害写真は、広報担当に提出するものとし、それを広報材料として活用します。

6 広聴（問い合わせ・相談）体制

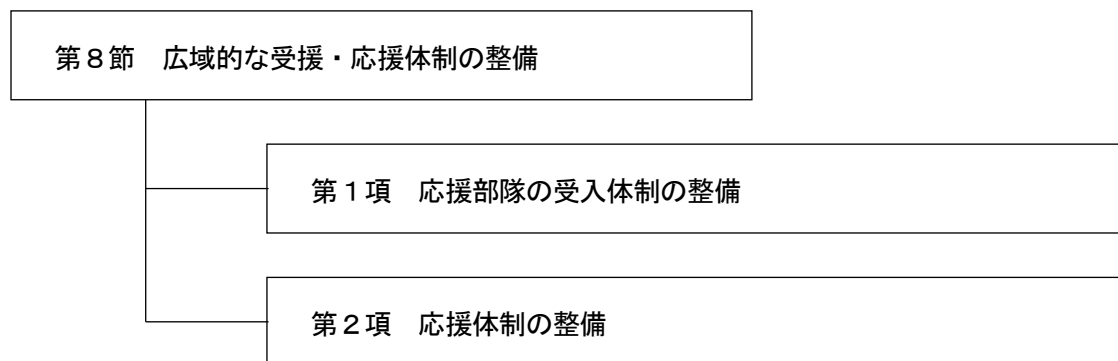
- (1) 災害時には、被災地区ごとの広聴体制を強化します。
- (2) 住民等からの問い合わせや相談に対応するため、住民相談窓口を設置します。

第8節 広域的な受援・応援体制の整備

【主担当班等】

本部事務局、総務班

町は、国の活動要領に基づく広域応援部隊・救援物資・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開するため、広域的な受援・応援体制を整備します。



第1項 応援部隊の受入体制の整備

1 情報の提供と応援の協議

町内の応急対策の進展状況、被害状況、道路交通状況等の必要な情報の提供と共有を行います。また、応援ルートや活動拠点の選定及び応援内容に関する協議・検討をします。

2 応援部隊の誘導等

応援部隊を応援ルートや活動拠点に誘導します。また、協議・検討により事前に定められたヘリコプター臨時離着陸場を準備・提供します。

3 救援物資の受入

- (1) 町における救援物資の集積場所を選定・確保し、早期に救援物資の受入体制を整えます。
- (2) 救援物資の受入に必要な人員・資機材を準備します。なお被災状況により人員・資機材等が準備できない場合には、県及び協定事業者へ要請することとします。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）の受入

災害派遣医療チーム（DMAT）が効果的な災害医療を行えるよう、町の被災状況等について情報提供と必要な支援を行います。

5 ボランティアの受入

- (1) 関係機関との相互協力により、町は「紀北町災害ボランティアセンター（現地災害ボランティアセンター）」を設置し、紀北町社会福祉協議会及びみえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れます。
- (2) 現地災害ボランティアセンターにおける受入体制は、風水害等対策3第3部第1章第5節「ボランティアの受入体制」によります。

風水害等対策3第1章第5節「ボランティアの受入体制」（P. 3-89）参照

6 海外からの支援の受入

町は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入を決定した場合には、その受入と円滑な活動の支援に努めます。

第2項 応援体制の整備

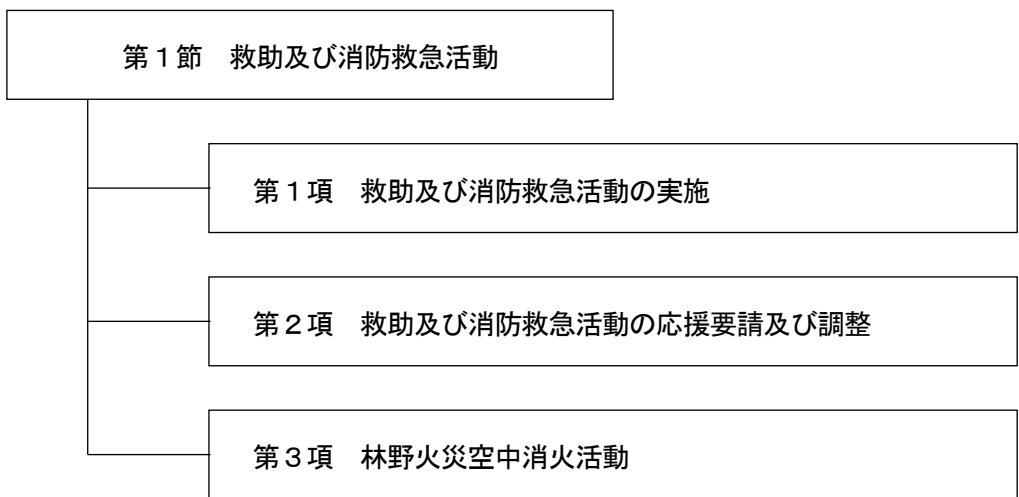
町長は、広域的な応援を実施する必要があると認めた場合、各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援を迅速に整え、被災地へ向けて応援を行います。

第2章 消防及び医療・救護等に係る応急対策

第1節 救助及び消防救急活動

【主担当班等】
消防班

大規模災害が発生した場合、救助を要する者が多数発生し、消防や警察等のみの力ではこれら要救助者を救助することができないことが想定されます。そのため、消防団や自主防災組織を中心とした住民自身が、出火防止・初期消火活動を行うとともに、住民の避難時における安全確保を行い、可能な限り早期に救助活動に参加します。



第1項 救助及び消防救急活動の実施

要救助者の救助及び消防救急活動は、町災害対策本部において迅速に対応することを原則とします。

1 救助の実施

(1) 町は、三重紀北消防組合、警察、医療機関、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て、救助活動を実施します。また、住民の相互支援を呼びかけます。

(2) 大震災が発生した場合には、被害が広域において同時に多発し、輸送路も麻痺しやすいことから救助機関が被災地に赴くのに時間を要します。

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、救助関係機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動に努めます。

2 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

3 消防救急活動の実施

(1) 町は、三重紀北消防組合、警察、医療機関、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て、消防救急

活動を推進します。また、住民の相互支援を呼びかけます。

- (2) 町は、三重紀北消防組合、消防団と協力し、住民や事業所に出火防止と初期消火活動の徹底について、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団と一体となって避難の安全確保及び延焼防止を行います。
- (3) 町は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を行います。
- (4) 被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防救急機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動及び延焼防止に努めます。

資料編 「消防施設等の状況」（P. 資6-1）参照

第2項 救助及び消防救急活動の応援要請及び調整

1 救助及び消防救急活動の応援要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第21条、災害対策基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請します。

- (1) 町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町、及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請します。
- (2) 町は、被災市町からの要請又は県からの指示があった場合に、県内相互応援隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図ります。
- (3) 町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請します。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとします。

- (4) 町は、県や他の市町との緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたります。

2 活動拠点の確保

町は、県と連携して警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応援部隊やその他の救助及び消防救急活動に必要な施設、空地等を確保します。

3 資機材の調達等

- (1) 応援を要請した場合、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。
- (2) 町は、必要に応じ民間からの協力等により、緊急消防援助隊等の活動拠点確保に係る調整、消防薬剤、水防資機材等、救助・救急活動のための資機材を点検・把握し、効率的な救助・救急活動を行うものとします。

資料編 「三重県内消防相互応援協定」（P. 資8-28）参照

「三重県内消防相互応援協定に基づく覚書」（P. 資8-30）参照

4 惨事ストレス対策

町は、救助及び消防救急活動に参加した職員等の惨事ストレス対策に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。

第3項 林野火災空中消火活動

1 空中消火の実施

町長等は、林野火災空中消火を実施するにあたって次の措置を行います。

(1) 初動体制の整備

ア 町長等は、紀北町地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を県（災害対策課）に報告します。

イ 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定します。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の選定については、第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定めるとおりです。

風水害等対策2第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」（P. 3-26）参照

ウ 火災現場付近の状況の把握

（ア）空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておきます。

（イ）危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておきます。

エ 資機材の確保

（ア）他の自治体、関係機関の保存状況を把握し、補給できる体制を整えます。

（イ）使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておきます。

オ 輸送手段の確立

（ア）資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておきます。

（イ）陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとります。

(2) 空中消火活動

ア 現場指揮本部における任務

（ア）情報の総括

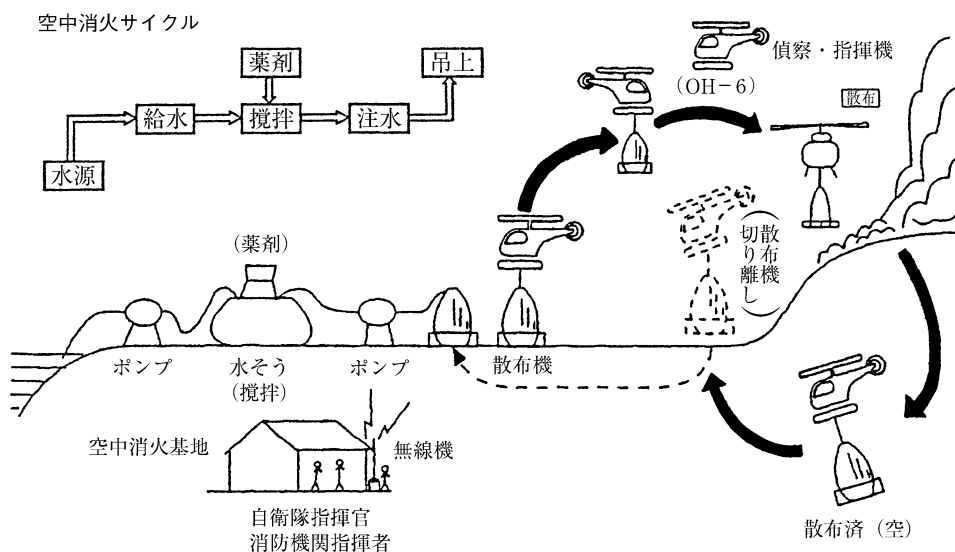
空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行います。

（イ）空中・地上各消火隊の活動統制

消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行います。

イ 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をします。



(3) 派遣要請

ア 県防災ヘリコプターの派遣要請

町長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの支援を要請することができます。

支援を要請する場合は第3章第5節「県防災ヘリコプターの活用」の手続により行います。

風水害等対策2第3章第5節「県防災ヘリコプターの活用」(P. 3-72) 参照

(4) 報告

町は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（災害対策課）に報告します。

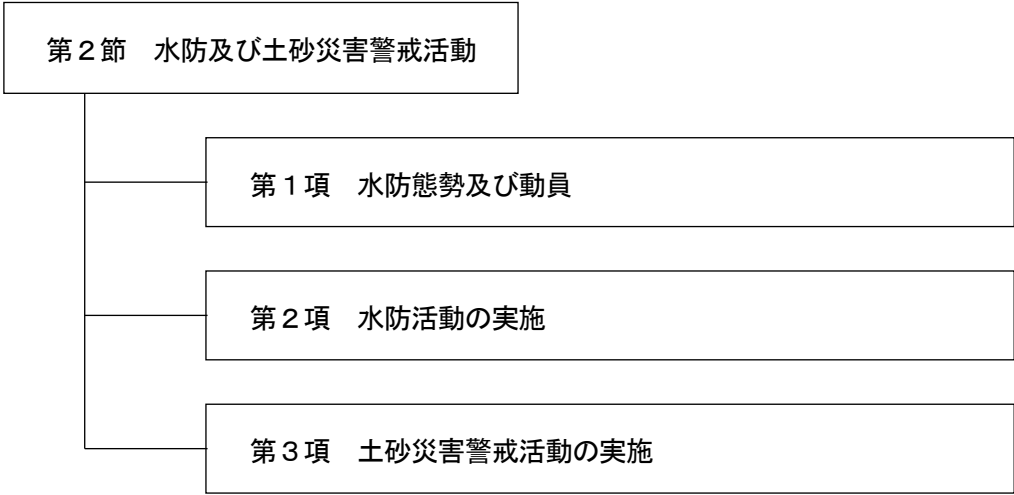
報告事項

- (ア) 林野火災の場所
- (イ) 林野火災焼失（損）面積
- (ウ) 災害派遣を要請した市町名
- (エ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (オ) 散布回数（機種別）
- (カ) 散布効果
- (キ) 地上支援の概要
- (ク) その他必要事項

第2節 水防及び土砂災害警戒活動

【主担当班等】
消防班、建設班、産業・輸送班、三
重紀北消防組合、消防団

町及び防災関係機関は、洪水又は高潮による水災並びに土砂災害による被害を防ぎ軽減するため、水防及び土砂災害警戒活動を行います。



第1項 水防態勢及び動員

町は、第1章第1節「活動態勢の整備」に定める組織（町災害対策本部）を確立し、第1章第2節「災害対策要員の確保」に従って、動員を実施し、水防活動にあたります。

風水害等対策2第1章第1節「活動態勢の整備」（P. 3-11）参照
風水害等対策2第1章第2節「災害対策要員の確保」（P. 3-21）参照

資料編 「消防団の組織、体制、詰所等の状況」（P. 資6-3）参照

第2項 水防活動の実施

1 災害発生前の対策

- (1) 水防管理者（町長）は、水防法第9条に基づき、水防上危険と思われる河川、海岸等の巡視を行います。
- (2) 水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告し、必要な措置を求めます。
- (3) 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水、高潮に発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行います。
- (4) 操作にあたり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を警察署に通知するとともに一般に周知させます。
- (5) 水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に要配慮者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難ができる対策を実施します。

資料編 「各地区樋門等状況」（P. 資6-13）参照
「各地区排水機場設置状況」（P. 資6-18）参照

2 監視、警戒態勢

水防本部長（町長）は、大雨・洪水・高潮に関する予報及び警報が発せられたときは、又は必要と認められる場合は、消防団を出動させ、次の緊急の応急対策を実施します。

- (1) 常時、町内の河川、海岸等を巡視します。
- (2) 気象に関する警報が発表された場合は速やかに連絡員を置き、関係機関との連絡を密にするとともに、水位（水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（特別警戒水位））、流量等の諸情報を収集して水防活動に備えます。
- (3) 水防警報が発表されたとき、又は氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、出動準備をなし、団員を待機させるとともに住民に周知させます。
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水のおそれがあるときは、水防本部長（町長）は状況をよく判断の上、水防団長（消防団長）を通じて団員を出動させ水防作業を開始します。
- (5) 水防法第24条によりさらに必要があるときは、区域内に居住者等に協力を求め、区域内水防作業に従事させることができます。
- (6) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、市町村、消防機関の出動を要請し、又は尾鷲警察署の協力を要請します。
- (7) 自衛隊及び海上保安庁に災害派遣要請を求める場合は、第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定めるとおりです。

風水害等対策2第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」（P. 3-26）参照

- (8) 堤防が著しく危険にさらされ決壊、氾濫等が予想される場合は、当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡するとともに、尾鷲警察署長に通知の上避難のための立退きを指示します。
- (9) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努力するとともに、直ちに、県水防支部（尾鷲建設事務所）、尾鷲警察署その他の関係機関に通報します。
- (10) 水防解除の通報を受け又は水位が警戒水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防本部長（町長）は、水防団、消防機関又は他の協力者の出動を解除します。
- (11) 水防本部長（町長）は随時水防活動に関する諸報告を行うとともに、水防活動終了後、水防てん末報告、災害報告等を県水防支部（尾鷲建設事務所）を経由して県水防本部に提出します。

資料編 「重要水防区域」（P. 資6-8）参照
「水防活動実施報告書」（P. 資6-11）参照
「水防実施状況報告書」（P. 資6-12）参照

3 水防活動における応急措置

- (1) 堤防、ため池、樋門等が損壊又は決壊したときは、水防管理者（町長）、水防（消防）団長、消防機関の長等は、作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するように応急措置に努めます。
- (2) 当該河川、海岸堤防等の管理者は、二次災害発生を抑止するため、早期の応急復旧工事を実施します。

4 水防施設・資材

水防施設は、資料編に掲載のとおりです。

資料編 「水防資材の備蓄状況」（P. 資6-19）参照

5 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への避難判断水位情報等（洪水予報等）の伝達

水防法第14条（警戒区域）の規定に基づき対象となった、河川に係る浸水想定区域内の要配慮者利用施設への避難判断水位情報等（洪水予報等）の伝達方法は、町から要配慮者利用施設管理者等へのFAX又は電話により伝えるものとします。

(1) 対象河川

赤羽川、船津川、銚子川

(2) 伝達方法

FAX又は電話

(3) 伝達時期

洪水予報等を町が受信したとき

(4) 伝達先

資料編 「災害時要援護者利用施設等一覧」（P. 資2-44）参照

第3項 土砂災害警戒活動の実施

1 情報収集及び伝達

町（災害対策本部）は、次の事項に留意し、情報の収集及び伝達を行います。

- (1) 局地的な降雨等の情報収集に努めるとともに、土砂災害情報相互提供システムを活用し、住民からの土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めます。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表又は土砂災害の発生が予想される場合は、関係する住民等に対し、早急に注意を喚起するため、必要な情報を住民等へ伝えます。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集及び伝達を行います。

風水害等対策2第1章第5節5「土砂災害警戒情報」（P. 3-35）参照

- (3) 土砂災害警戒情報等が発表された場合、土砂災害警戒等区域を含む自治会長や要配慮者利用施設の管理者等に対し、把握している時間雨量と累加雨量等の情報を、電話、ファクシミリ等により伝達します。

資料編 「土砂災害警戒区域内災害時要援護者利用施設等一覧」（P. 資2-46）参照

- (4) 避難の指示等の伝達を行う場合は、可能な限り多くの伝達及び広報手段を用いるとともに、特に、要配慮者に対する確実な情報伝達手段を整えます。

風水害等対策2第1章第7節「広報体制の確保と運用」（P. 3-41）参照

- (5) 特に、具体的に危険が予想される区域の住民に対しては、戸別伝達に努めます。
- (6) 要配慮者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣住民の協力を得て、早期の避難誘導に努めます。

2 土砂災害による被害の防止及び軽減対策

土砂災害の発生による被害を防止及び軽減を図るための対策を進めます。

- (1) 降雨時の気象状況の十分な把握、崩壊面、周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視を実施します。
- (2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の住民の避難の指示等を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等を実施します。

風水害等対策2第3章第1節「避難の指示及び避難場所等の確保」(P. 3-59) 参照

- (3) 降雨継続時における崩壊危険箇所については、その周辺へのシート被覆、安全に留意した崩壊防止措置を実施します。
- (4) 土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、不安定土砂の除去、応急排水路の設置、仮設防護柵の設置等の必要な応急工事を実施します。
- (5) 発災後の降雨等による二次災害の発生の防止及び軽減を図るため、崩壊災害危険箇所の点検を行います。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民及び関係機関に周知を図り、土砂災害防止法等に基づく警戒避難体制の整備など、必要な応急対策を行います。

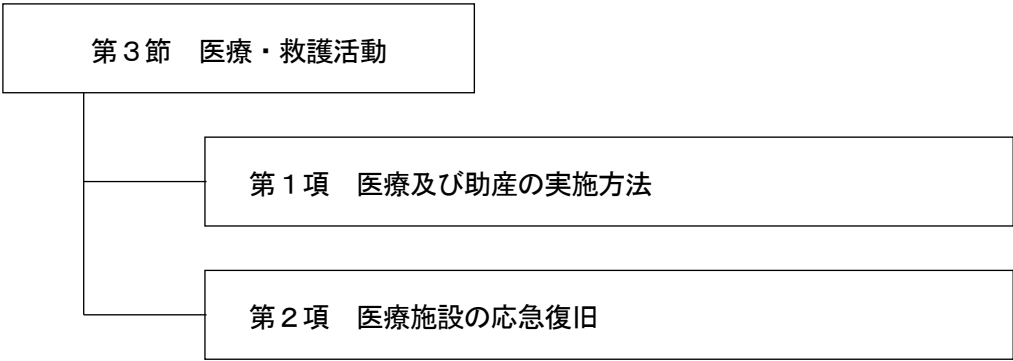
第2部第4章第5節「土砂災害予防対策の推進」(P. 2-61) 参照

- (6) 二次災害の危険性に関する情報とともに、気象、被害の状況、安否情報、ライフライン、交通施設等の役立つ情報等を住民等に適切に提供するとともに、危険を回避するための情報の周知を図ります。
その際、要配慮者に配慮した情報の伝達を行います。

第3節 医療・救護活動

【主担当班等】
医療・救助班、消防班

町及び医療・救護活動関係機関は、被災者等に対する救助・救急活動を迅速に行うとともに、大規模災害時には、同時多発する負傷者への医療活動を的確に医療・救護活動を行い、被災者等の生命、身体のプロテクトに努めます。



第1項 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないですが、おおむね次の方法によります。

1 医療救護班等の派遣による実施

町は、災害現場において、医療活動を実施する必要があるときには、医療機関及び紀北医師会の協力を得て、医療救護班を編成し、医療活動を実施します。

(1) 救護所（現地医療活動場所）の場合

ア 町は、あらかじめ選定した候補地の中から、災害の態様に応じて、災害現場付近の適当な施設又は避難所等に救護所を災害発生直後から数日間設置します。

資料編 「救護所一覧」（P. 資4-7）参照

イ 役割

- (ア) 医療のトリアージ
- (イ) 応急措置
- (ウ) 周辺医療機関への搬送指示
- (エ) 遺体の一次収容
- (オ) 遺体の検視・検案に対する協力

ウ 救護所におけるトリアージ

救護所において行われるトリアージ（医療トリアージ）は、医師等により行い、「保留群（緑）」、「準緊急治療群（黄）」、「緊急治療群（赤）」、「死亡群（黒）」の4分類とします。

(2) 避難所救護センターの場合

- ア 町は、救護所の設置が長期間と見込まれるとき、避難所救護センターを設置します。
- イ 避難所救護センターは、避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関に

において医療行為が可能となるまでとし、避難所救護センターの撤去にあたっては、災害医療コーディネーター、紀北医師会と行政（県災害対策本部、県紀北地域活性化局、町災害対策本部）とが協議して決定します。

ウ 役割

（ア）避難者の健康管理等の長期的ケア（内科、健康診断等）

2 医療機関による実施

（1）被災地の救急病院等医療機関による実施

実施責任者は、救護所の設置若しくは医療救護班等が到着するまでの間又は被災地の救急医療等医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施します。

（2）被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

実施責任者は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施します。

資料編 「町内等医療機関一覧」（P. 資4-8）参照

3 患者搬送及び収容の実施

（1）実施責任者は、医療救護班等又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、医療可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施します。

（2）被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施します。

（3）上記によってもなお、受入が困難な透析患者等については、県内及び他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受入可能な地域への移送を行います。

4 応援等

実施責任者は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、紀北地域活性化局長に医療救護班等の派遣要請を行い実施します。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施します。

資料編 「災害時の医療救護活動に関する協定書」（P. 資8-18）参照

5 医療情報の収集・伝達

町は、医療施設の診療状況、負傷者等の収容状況等の情報を広域災害・救急医療情報システムにより迅速に把握し、住民等への伝達に努めます。

6 負傷者の搬送

（1）消防機関は、知事又は町長から要請のあったとき若しくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現場に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとします。

（2）傷病者搬送用の車両が不足するときは、本章第4節「緊急輸送体制・手段の確保」によるものとします。

本章第4節「緊急輸送体制・手段の確保」（P. 3-56）参照

(3) 町長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣を要請します。

資料編 「防災ヘリコプター緊急運航要請書」（P. 資7-8）参照

7 医薬品等の確保

医療・助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等は、原則として町内医療機関に備蓄されているもののほか、薬局等から調達しますが、医療救護班が使用する医薬品及び衛生材料が不足する場合には、尾鷲保健所へ調達を要請します。

資料編 「町内薬局一覧」（P. 資4-8）参照

8 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第2項 医療施設の応急復旧

1 医療施設の復旧計画

医療施設の災害による被害については、早期に応急復旧を図るよう努めます。

2 応急復旧用物資の優先供給

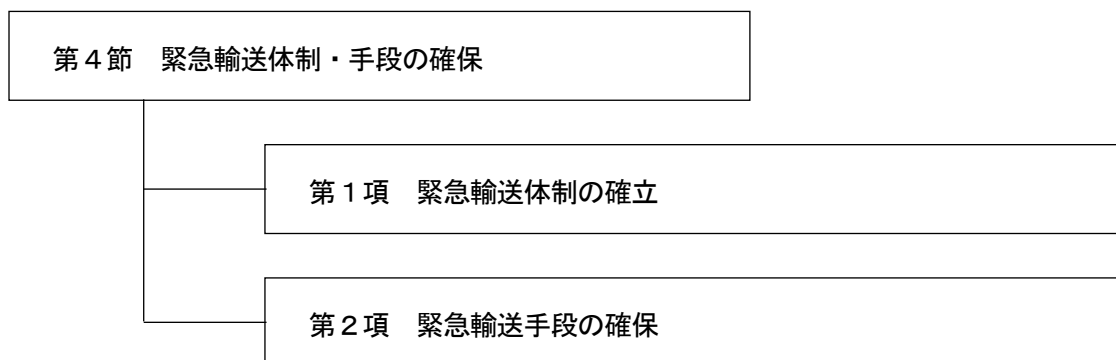
医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼します。

第4節 緊急輸送体制・手段の確保

【主担当班等】

総務班、本部事務局、建設班、産業・輸送班

町は、災害応急対策に必要な救援・救助活動用員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段及び輸送ネットワークを確保します。



第1項 緊急輸送体制の確立

1 実施責任者

災害時における緊急輸送は、町長の指示により災害応急対策を行う各班が行い、配車等総合調整は総務班が行います。

また、町において処理できないときは、県紀北地域活性化局に車両その他の輸送力の確保、あるいは輸送、移送についての応援等を要請します。

2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行います。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車及び乗用自動車による輸送
- (2) ヘリコプター等による輸送
- (3) 船舶等による輸送
- (4) 賃金職員等による輸送

3 輸送の対象

災害時における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため、輸送対象についても以下のような段階的な対処を基本に、優先順位を設けて実施します。

(段階的な輸送の対象)

第1段階	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (3) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等 (4) 医療機関へ搬送する患者等 (5) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資
第2段階	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 被災地外へ搬送する患者及び被災者 (4) 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資
第3段階	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に要する人員及び物資 (3) 生活必需品

4 町内体制の確立

(1) 町内の緊急輸送体制の確立

本町においては、長島港が救援物資等の備蓄・集積拠点として、またそれにつながる道路が緊急輸送道路として指定されます。災害時には優先して緊急時の通行確保に努めます。町は、次の施設を指定・確保して、県が指定する緊急輸送ネットワークとの整合を図りながら、防災上の拠点施設を結ぶ町内の緊急輸送体制を確立します。

ア 町災害対策本部

イ ヘリコプター臨時離着陸場

ウ 救援物資の集積場所

資料編 「緊急輸送道路一覧」(P. 資7-7) 参照
「ヘリコプター臨時離着陸場一覧」(P. 資7-1) 参照

(2) 緊急輸送道路

町の基幹道路及び(1)の施設を結ぶ道路等を緊急輸送道路として指定し、第3部3第2章第1節「交通・輸送機能の確保」により、交通規制を実施するなど、必要な措置をとります。

風水害等対策3第2章第1節「交通・輸送機能の確保」(P. 3-95) 参照

第2項 緊急輸送手段の確保

1 陸上輸送

(1) 町保有車両の活用

町が保有する車両の適正配置に努め、効率的な輸送を実施します。

資料編 「町有車両一覧」(P. 資7-4) 参照

(2) 民間保有車両等の借り上げ

各班からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は直ちに他の公共団体・輸送業者等に属する自動車、営業車あるいは自家用の自動車の確保を図ります。

(3) 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借り上げは、本県の地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとします。

2 海上輸送

町は、船舶による海上輸送が必要な場合には、以下の対策を行います。

- (1) 関係機関と協議の上運航拠点別に輸送力及び港湾倉庫等を確保します。
- (2) 必要に応じ、県災害対策本部を通じて、自衛隊、海上保安庁に海上輸送の出動要請をします。
- (3) 船舶保有者に協力を求めて対応します。

3 空中輸送

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合には、本章第5節「ヘリコプターの活用」により、県等に対して支援を要請します。

4 人力による輸送

- (1) 車両等による輸送が困難な場合は、町災害対策本部本部長の指示により、輸送隊を組織して人力による輸送を行います。
- (2) 輸送人員が不足する場合は、賃金職員等の雇用を含め輸送を確保します。

5 従事命令による輸送

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行して輸送を確保します。

従事命令は、次の者に対して行います。

- (1) 鉄道事業者及びその従事者
- (2) 自動車運送事業者及びその従事者
- (3) 船舶運行事業者及びその従事者
- (4) 港湾運送業者及びその従事者

6 燃料の確保

町災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料を確保に努めます。

7 道路情報の収集・伝達

町災害対策本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供します。

8 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

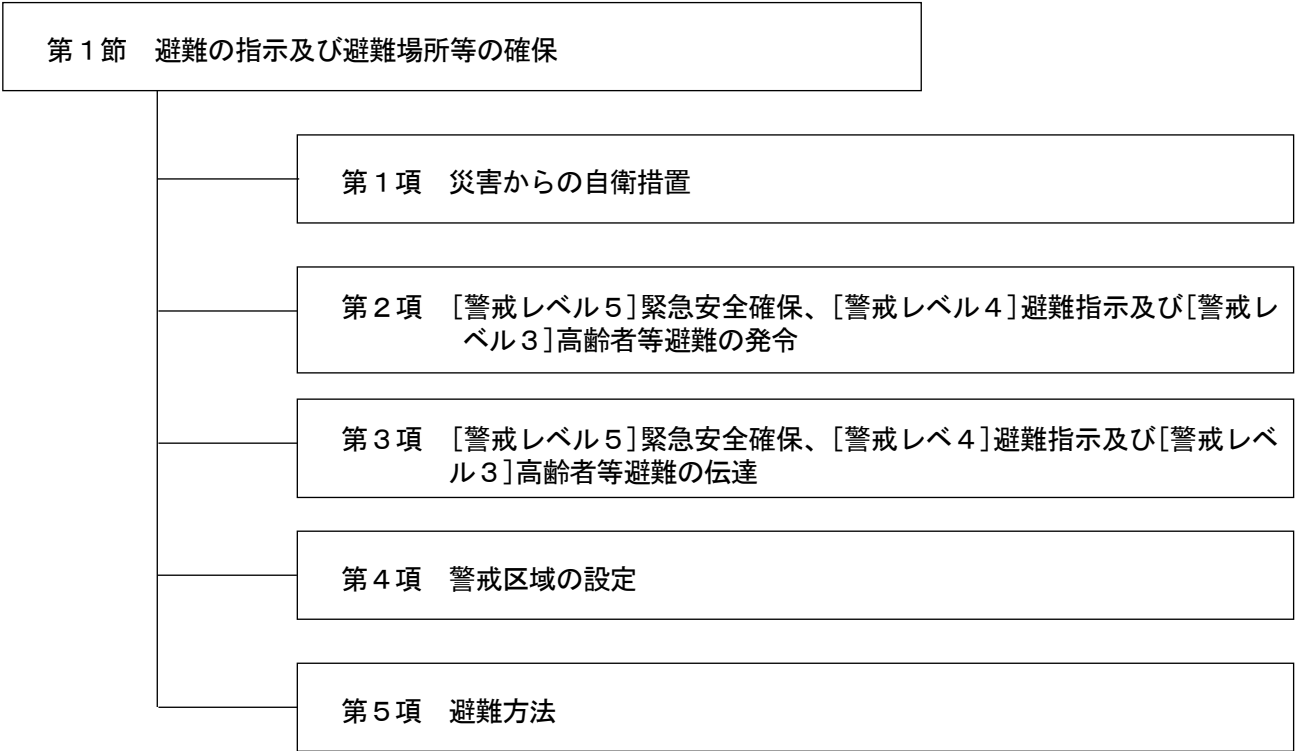
資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資 10-4）参照
--

第3章 避難及び被災者に対する応急対策

第1節 避難の指示及び避難場所等の確保

【主担当班等】
各班共通

災害が発生し、避難の指示が出された場合は、町及び防災関係機関等は、迅速かつ的確な避難誘導を実施し、人命被害の軽減を図ります。特に、浸水想定地域や土砂災害警戒区域等の災害の危険性が懸念される地域に対しては、あらゆる手段を尽くして避難の指示を徹底します。



第1項 災害からの自衛措置

1 住民等の自主避難と避難行動の促進

- (1) 住民等は、予報・警報が発表されたときや、停電等で情報が入手できない場合でも、ためらわず避難することが水害や土砂災害時の行動として重要です。夜間や浸水等で避難行動ができない場合があり、避難場所への移動は、水害や土砂災害が発生する前に行うことが基本であり、身の安全を第一に自主的な避難行動を行います。
- (2) 避難にあたっては、地域の「災害時の避難行動計画」に沿って、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な避難誘導により、避難場所に避難します。
- (3) 地域の「災害時の避難行動計画」に沿って、可能な範囲で要配慮者への災害情報の確実な伝達及び避難の支援に努めます。

第2部2章第2節第5項「住民等が取り組む避難対策の促進」（P. 2-30）参照
第2部3章第6節第1項「災害時要援護者の避難行動支援」（P. 2-44）参照

2 避難判断水位の通知と住民への周知徹底

本町においては、県知事により銚子川・赤羽川・船津川において、避難判断水位等の設定が行われていますので、県水防支部（尾鷲建設事務所長）から避難判断水位等の通知があった場合は、当該地区の住民に対し、迅速かつ的確に周知徹底します。

第2項 [警戒レベル5]緊急安全確保、[警戒レベル4]避難指示及び[警戒レベル3]高齢者等避難の発令

1 [警戒レベル5]緊急安全確保、[警戒レベル4]避難指示及び[警戒レベル3]高齢者等避難の発令が必要な事態

- (1) 洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合
- (2) 土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合
- (3) 同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合
- (4) ガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合
- (5) その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるとき

2 本部長（町長）による発令

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、町長は、立退きを指示します。

- (1) 本部長（町長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、基本法第60条により、避難対象地域に対し、[警戒レベル3]高齢者等避難[警戒レベル4]避難指示、[警戒レベル5]緊急安全確保を発令します。発令を行った場合、本部長（町長）は、速やかにその旨を知事に報告するものとします。
- (2) 本部長（町長）不在時における[警戒レベル5]緊急安全確保、[警戒レベル4]避難指示及び[警戒レベル3]高齢者等避難の発令は、町災害対策本部の職務代理の順位により行うものとします。発令の解除についても同様とします。
- (3) 発令の基準は、「紀北町避難情報に関するガイドライン」により、適切な発令を行います。

緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の類型

種 別	警戒レベル	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	3	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始

避難指示	4	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始 ・避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動を開始
緊急安全確保	5	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況 ・災害の発生が切迫している状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・命を守るための最善の行動をとる ・直ちに安全確保を行う

(注)「紀北町避難情報に関するガイドライン」

(4) 屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保

町は、急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になり、自宅を立退き避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、かつ浸水による建物の倒壊の危険がない場合には、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも選択肢として考え、屋内での待避等の安全確保措置を指示します。

3 町長以外の発令措置

(1) 知事の指示

災害の発生により町の行政機能が著しく低下し、町長が[警戒レベル4]避難指示、[警戒レベル5]緊急安全確保を行うことができなくなったときは、町長に代わって知事が指示等を行います。

(2) 警察官又は海上保安官の発令措置（基本法第61条）

ア 町長が指示できないと認められるとき又は町長から要求があったときは、町長の職権による発令措置を行います。なお、町長の職権を行った場合には、直ちにその旨を町長に通知するものとします

イ 災害による危険な事態がある場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場に居合わせた者を避難させます（警察官職務執行法第4条）。この場合、その旨を公安委員会に報告します。

ウ 災害による危険を防止するため特に必要がある場合において、町長等が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、警戒区域を設定します。この場合、直ちにその旨を町長に通知します。

エ 海上保安官は、警察官の措置に準じます。

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることがあります（自衛隊法第94条）。

(4) 洪水のための措置

- ア 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者、知事又はその命令を受けた県職員は、立ち退くべきことを指示するものとします（水防法第29条）。
- イ 水防管理者が前記指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとします（水防法第29条）。

(5) 地すべりのための措置

- 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、立退きを指示するものとします。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します（地すべり等防止法第25条）。

4 発令の内容

[警戒レベル4]の指示は、次の内容を明示します。ただし、被害が予測される地域への発令は、避難への呼びかけを優先します。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

第3項 [警戒レベル5]緊急安全確保、[警戒レベル4]避難指示及び[警戒レベル3]高齢者等避難の伝達

1 避難指示等の周知徹底

[警戒レベル5]緊急安全確保、[警戒レベル4]避難指示及び[警戒レベル3]高齢者等避難を発令したとき、又はその通知を受けたときは以下のとおり避難の周知徹底を図ります。

(1) 関係機関相互の通知及び連絡

第1章第3節「通信機能の確保」に定めるとおり、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築します。

風水害等対策2第1章第3節「通信機能の確保」(P3-23) 参照

(2) 住民等への周知

第1章第5節「気象予報及び警報等の収集・伝達」に定めるとおり、関係機関と協力して、以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図ります。

風水害等対策2第1章第5節「気象予報及び警報等の収集・伝達」(P3-33) 参照

- ア 防災行政無線（同報系）による周知
- イ 消防車、広報車による周知（ただし、津波被害のおそれのある地区には立ち入らない。）
- ウ C A T Vのテロップ・緊急放送による周知
- エ 三重県防災ヘリコプターの活用による周知（県への支援要請）
避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、三重県防災ヘリコプターの要請をすることができます。
- オ 放送関係機関への放送要請（県を通じて）
避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、放送関係機関への放送を要請します

(3) 避難行動要支援者への配慮

高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者等、特に配慮を要する者に対する避難情報の提供に努めます。

2 警鐘・サイレンによる避難の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次によるものとします。

警 鐘	乱 打		
余 い ん 防 止 付 サイレン信号	1分 5秒	1分 5秒	1分 5秒

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用します。

3 避難に係る消防機関・消防団等の活動

消防機関は、災害からの円滑な避難のため、次の事項を重点として必要な措置を行います。

ただし、津波等により活動に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難することを優先します。

- (1) 災害情報の収集・伝達
- (2) 避難誘導
- (3) 救助・救急等

4 [警戒レベル4]避難指示、[警戒レベル5]緊急安全確保の解除

町長並びに避難指示者は、[警戒レベル4]避難指示、[警戒レベル5]緊急安全確保の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努めるものとします。

第4項 警戒区域の設定

1 実施者

- (1) 本部長（町長）、町職員（基本法第63条）
- (2) 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第21条）
- (3) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (4) 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
- (5) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項、町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

2 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいいます。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点です。

- (1) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものです。
- (2) 警戒区域設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使されることが多くなっています。

(3) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定があります。

3 住民等への周知及び避難先の指示

警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示、緊急安全課確保と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知し、避難先を指示します。

第5項 避難方法

1 対象とする避難者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

- ア 住宅が全焼、流出又は半壊等の被害を受け、日常起居する住居の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ア 避難の指示等が行われた場合
- イ 避難の指示等が行われていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) 帰宅困難者（通勤者・旅行者等）

帰宅が困難になった者が町内に滞留した場合、避難誘導し、避難所等を確保します。

(4) 在宅避難者

避難所に入れない人々や、自宅の被害はまぬがれたもののライフラインの停止等により生活できない人々（在宅被災者）等を含みます。

(5) その他本部長が必要と認めた者

2 避難所等への避難誘導

避難誘導においては、各地区の「災害時の避難行動計画」等に基づく速やかな避難がなされるよう誘導します。

(1) 避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、要配慮者を優先して行います。

その際、要配慮者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設関係者等を含め、民生委員や地域住民と連携して行います。

第2部第3章第6節「災害時要援護者の対策」（P. 2-44）参照

(2) 移動方法

避難は、自力歩行を原則とし、避難者が自力により避難が不可能な場合に限り、車両、船艇等によって行います。

一般の歩行可能な人の避難における車両利用は、地区ごとの特性による「災害時の避難行動計画」等で地域の合意形成がなされている場合については、車両での避難を含め誘導します。

(3) 避難者の大規模移送の要請

ア 被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は県地方部に、避難者移送を要請します。

イ 事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施します。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導します。

(5) 広域避難の実施

避難先を町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を一定期間他の県内の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて町は避難先の市町と協議します。また調整が困難な場合は、三重県知事に協議を要請します。

なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を三重県知事に要求します。

第2節 要配慮者対策

【主担当班等】

医療・救助班

要配慮者は、災害の発生や危険が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けることなどに大きな困難が生じるため、要配慮者への支援を迅速、適切に実施します。

第2節 災害時要援護者対策

第1項 災害発生直後の支援

第1項 災害発生直後の支援

1 要配慮者の避難誘導等

(1) 安否確認

ア 災害発生後、地域住民や自治会、自主防災組織は、あらかじめ定められた各地区の「災害時の避難行動計画」等に基づき、速やかに在宅高齢者、障がい者等の要配慮者の安否情報、所在の確認に努めます。

イ 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、発災後速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保し、安否の確認・所在の把握に努めます。

(2) 避難所等への誘導

地域住民や自治会、自主防災組織は、町、防災関係機関、社会福祉協議会、関係団体、地域ボランティア等と協力し、必要とされる要配慮者を避難所等へ誘導します。

(3) 要配慮者窓口の設置

町は、避難所を設置する場合には、要配慮者窓口を設置し、きめ細かな情報提供や支援体制の強化を図ります。

2 避難所等での要配慮者対策の推進

(1) 避難所等における要配慮者のニーズ把握と運営

避難所を開設した場合、避難所運営マニュアルを活用し、聞き取り調査等により要配慮者の状況とニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、要配慮者に配慮した運営を行います。

(2) 福祉避難所等への避難の実施

体調や支援の状況等を総合的に判断して、避難所での生活が困難な要配慮者については、適切な福祉サービスが可能な社会福祉施設等の福祉避難所へ移送します。

(3) 要配慮者の生活の場を確保

福祉避難所を開設できない場合又は不足する場合は、町営住宅、公共の宿泊施設の活用とともに、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保します。

3 要配慮者の支援活動

(1) 要配慮者に配慮した食料・物資等の供給

町は、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、生活関連情報、保健福祉サービス、医療サービス等の情報提供を行うとともに、個々の要配慮者ニーズに応じた食料・物資等についても可能な限り確保・供給に協力します。

(2) 在宅の要配慮者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者については、その生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等の継続的な提供に努めます。

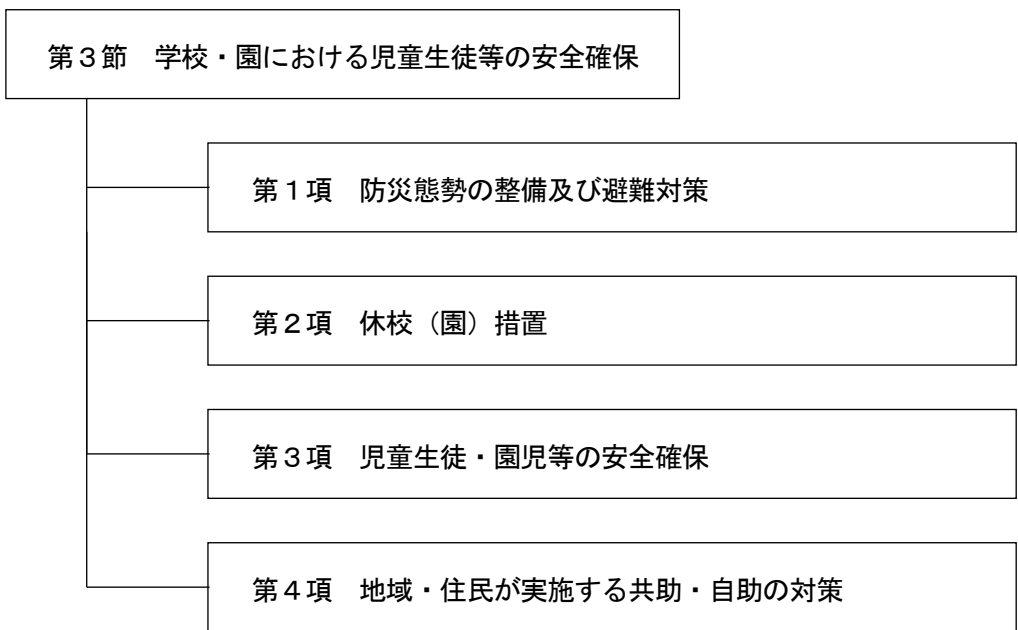
4 外国人支援

外国人の被災・避難状況の確認に努めるとともに、外国人が避難する避難所で、多言語での情報提供、相談等の実施や、国際交流関係団体、NPO等の協力を得て通訳・翻訳ボランティア等の確保と協力を努めます。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保

【主担当班等】
 医療・救助班、教育班、学校・園の実施責任者

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、児童生徒・園児等の安全確保を最重要な活動方針とし、学校・園における災害対策の周知徹底と防災訓練の強化により、教職員・保育士等は迅速かつ適切な行動を行います。また、学校・園に避難行動要支援者がいる場合は、その救出を優先します。



第1項 防災態勢の整備及び避難対策

保育所、幼稚園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難を実施します。

1 防災態勢の整備

実施責任者は、小・中学校は校長、幼稚園は園長、保育所は所長とします。

2 避難誘導の要領、措置

- (1) 実施責任者は、状況判断の下、保育所、幼稚園及び小・中学校の避難計画をもとに避難を実施します。
- (2) 実施責任者は、避難誘導の状況を保育所にあつては町長に、幼稚園、小・中学校にあつては教育長に報告します。
- (3) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動します。

第2項 休校（園）措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校・園は、休校（園）等の措置をとります。

第3項 児童生徒・園児等の安全確保

1 在校（園）時の安全確保

(1) 児童生徒・園児等の避難

小中学校及び幼稚園・保育所は、災害の発生、又は予報・警報発表等により、校・園内にとどまることが危険であると判断したときは、直ちに教職員・保育士等全教職員で児童生徒・園児等を掌握し、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒・園児等を避難させます。

(2) 児童生徒・園児等の安否確認

児童生徒等の安全が確保された場合は、直ちに点呼等により児童生徒・園児等並びに教職員・保育士等の安否確認を行い町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

2 登下校（園）時の安全確保

(1) 在校（園）している児童生徒・園児等の避難

小中学校及び幼稚園・保育所は、児童生徒・園児等の登下校（園）時に人的・物的被害が見込まれる災害が発生した場合、教職員・保育士等で手分けし、直ちに在校（園）している児童生徒・園児等及び学校（園）に避難してきた児童生徒・園児等を掌握し、避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒・園児等を避難させます。

(2) 登下校（園）中の児童生徒・園児等の安否確認

あらかじめ定めた登下校（園）時の情報収集伝達方法、保護者との連絡方法等により、登下校（園）中の児童生徒・園児等の安否確認を行い、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

3 夜間・休日等における児童生徒等の安否確認

(1) 校長及び教職員の参集等

小中学校の校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、災害発生を確認次第、参集基準に従い登校し、施設が被災している場合には応急措置を行う等被害の拡散防止に努めます。

(2) 児童生徒・園児等への連絡による安否確認

災害により地域に人的・物的等の被害が見込まれる場合は、児童生徒・園児又はその保護者等に連絡をとり、安否及び所在を確認し、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

4 学校・園の施設の被害状況の把握と公表

(1) 町災害対策本部は、小中学校及び幼稚園・保育所の人的被害及び施設の被害状況を各学校・園から収集し、整理します。

(2) 児童生徒・園児等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努めます。

第4項 地域・住民が実施する共助・自助の対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民や自治会、自主防災組織等は、小中学校・園等と協働し、地域社会全体で児童生徒・園児等の安全確保に努め、総力を傾けて児童生徒・園児の救出・救助にあたります。

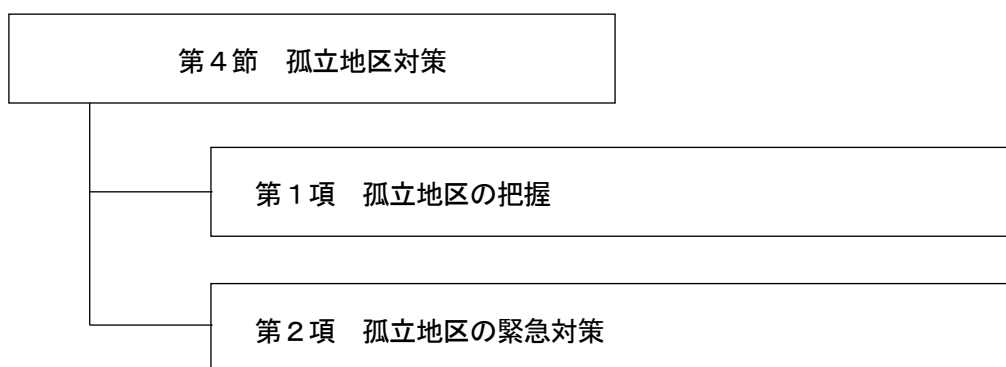
第4節 孤立地区対策

【主担当班等】

本部事務局、救護・物資班、建設班、消防班

災害が発生した場合、浸水、流出物の堆積、道路構造物の損傷、道路への土砂堆積等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行くかどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる孤立地区の発生が予想されます。

町は、孤立地区の発生を迅速に把握するとともに、ヘリコプター、船舶等により傷病者の搬送、集団避難、食料・物資の供給など必要な対策を実施します。



第1項 孤立地区の把握

1 孤立地区の初動調査及び通信・連絡手段の確保

町災害対策本部は、一般電話、携帯電話等を用いて孤立が予想される地区の確認を行います。通信遮断により孤立が予想された場合は、町職員・消防団員の派遣を行い、地域の自主防災組織との連携を図るとともに、情報収集に努め、道路状況の確認、孤立状況の調査等を実施し、防災行政無線、衛星携帯電話等により町災害対策本部に情報伝達するよう努めます。

2 県及び関係機関への孤立地区偵察の要請

町災害対策本部は、県、自衛隊等の関係機関との連携を密にし、孤立地区の状況が把握できない場合、防災ヘリコプター等の出動要請を行い、空中からの偵察などにより、可能な限り孤立地区の状況を把握する手段を確保します。

第2項 孤立地区の緊急対策

1 孤立地区における緊急情報伝達手段の確保

地域の自主防災組織・住民は、災害発生時に有効とされる防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段が絶たれた場合、地上に文字を書く等による情報伝達手段を用い、救助・救急の情報伝達を行います。

2 救助・救出

災害被害等により重傷者が発生した場合、町災害対策本部は、防災ヘリコプター等による傷病

者の救急搬送や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行います。

3 地区外避難

（1）避難行動要支援者の地区外避難

町災害対策本部は、避難行動要支援者が速やかに孤立地区外へ避難できるよう、連絡体制及び移動手段を整え、受け入れ先を確保します。

（2）集団避難の勧告

孤立地区において、二次災害のおそれやライフラインの途絶、食料・物資の不足等により、地区内で生活が困難な場合は、本部長は、地区全員の集団避難を勧告します。その場合は、ヘリコプター、船舶などの輸送手段を要請・確保します。

（3）防犯対策パトロールの実施

集団避難を完了した後は、防犯対策等のため、必要に応じてパトロールを実施します。

4 緊急支援物資の確保・搬送

（1）ヘリコプター等による搬送

食料品、物資等が不足する場合、本部長は、地区住民の生活維持のため、ヘリコプター等による飲料水、食料品、生活必需品等の搬送を要請・実施します。

（2）孤立地区内及び周辺でのヘリコプター適地の確保

町は、県、自衛隊等の関係機関と協議し、孤立地区内又は周辺でヘリコプター適地を確保します。

防災対応離着陸場の設置基準（参考）

○防災対応離着陸場の設置基準

- ・災害時における緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送であること。
- ・地面効果外ホバリング重量※の95%以下の重量で運航すること。
- ・操縦士の資格は、定期運送用操縦士又は、事業用操縦士であること。

※地面効果外ホバリング重量：ヘリコプターの直下に地面がなく、揚力が得られない状態でホバリングが可能な重量の限界値。

○防災対応離着陸場の基準の概要

離着陸帯	位置及び方向	原則として地上に設定する。 ただし、周囲の環境条件によりやむを得ない場合は15メートルの高さを限度とする仮想離着陸地帯を設定することができる。
	長さ及び幅	長さ及び幅は、使用機の全長に20メートルを加えた値以上とする。 ただし、全長が20メートル以上の使用機については全長の2倍以上とする。
	表面	接地帯を除き、30cm程度までの高さを限度としてできるだけ平坦であること。
	接地帯	長さ及び幅は、使用機の全長以上であること。 表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は5%であること。 使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。
進入区域及び進入表面	進入区域及び進入表面は、原則として別図（次ページ参照）のとおりとする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、進入方向交差角を90度以上とすることができる。進入表面のこう配は4分の1以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。	
転移表面※	設定する必要なし。	
その他	仮想離着陸地帯を設定した場合には夜間の使用は不可	

※転移表面：着陸しようとするヘリコプターが着陸帯への進入を誤ったとき脱出の安全を確保するための表面。

出典：「孤立集落対策について（概要）国土交通省」より

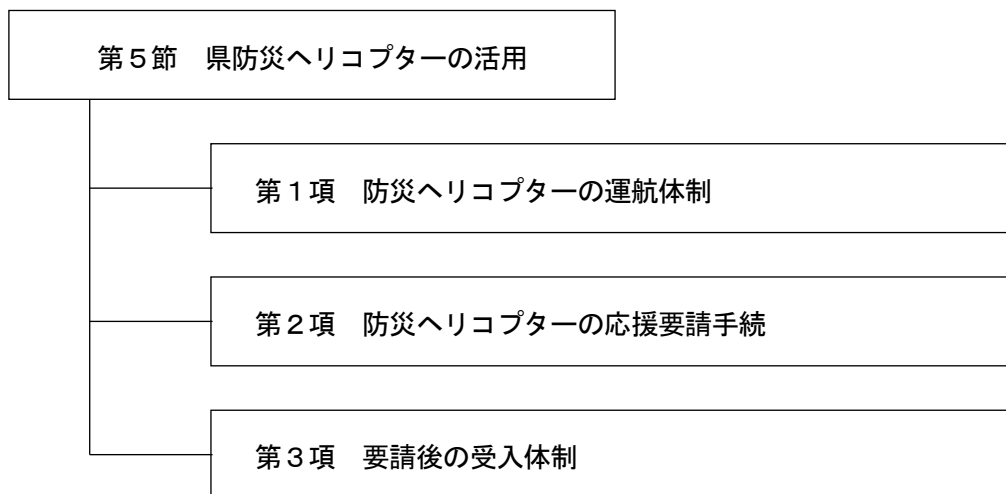
（航空法、航空法施行規則、場外離着陸許可の事務処理基準より作成）

第5節 県防災ヘリコプターの活用

【主担当班等】

本部事務局、三重紀北消防組合

大規模地震発生時には、道路が寸断され孤立する地域が発生することが想定されます。より迅速かつ的確に対応するため県防災ヘリコプターの有効活用を図ります。



第1項 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、町及び三重紀北消防組合が運航を要請します。また、緊急を要する場合は、町及び三重紀北消防組合の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動を行います。

第2項 防災ヘリコプターの応援要請手続

町長等は、知事に対し防災ヘリコプターの応援要請を次のとおり行うものとします。

1 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長、三重紀北消防組合消防長は応援を要請するものとします。

- (1) 災害が、隣接市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町、三重紀北消防組合の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請方法

知事（防災対策部災害対策課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとしますが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出します。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況

- (4) 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

3 緊急応援要請要求連絡先

防災対策部災害対策課 防災航空隊 TEL 059-235-2558（緊急専用回線）
FAX 059-235-2557

第3項 要請後の受入体制

町は、県防災ヘリコプターの派遣を要請した場合には、県防災ヘリコプターが円滑に活動できるよう、直ちに次の準備等を行います。

- (1) 町の連絡責任者の決定
- (2) ヘリポートの確保
- (3) その他応援要請内容に応じた必要な措置

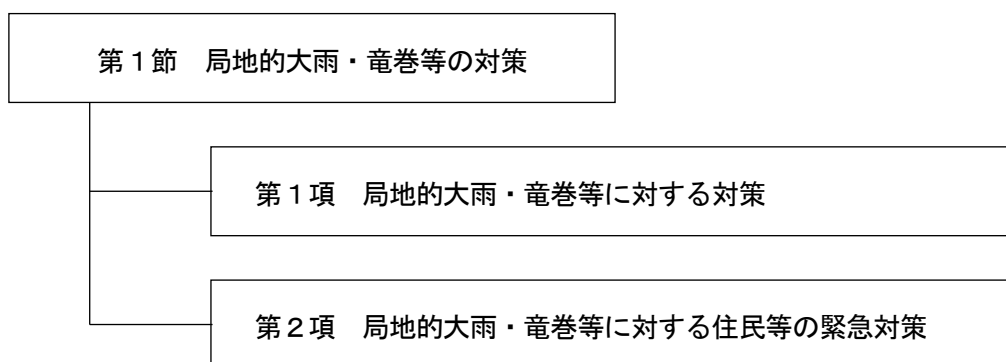
資料編 「防災ヘリコプター緊急運航要請書」（P. 資7-8）参照 「ヘリコプター臨時離着陸場一覧」（P. 資7-1）参照

第4章 特定自然災害対策

第1節 局地的大雨・竜巻等の対策

【主担当班等】
本部事務局

台風や前線を伴う局地的大雨や竜巻等に対する気象情報の収集に努めるとともに、災害発生時の対応について周知を図ります。



第1項 局地的大雨・竜巻等に対する対策

1 情報収集・伝達の推進

局地的大雨・竜巻等に関する重要な情報を町及び防災関係機関は相互に共有し、風水害等対策2第1章第5節「気象予報及び警報等の収集・伝達」により、町民等への伝達に努めます。

なお、局地的大雨・竜巻固有の特性と災害対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行います。

風水害等対策2第1章第5節「気象予報及び警報等の収集・伝達」(P. 3-33) 参照

2 土砂災害予防対策の推進

局地的大雨に備え、風水害等対策2第2章第2節「水防及び土砂災害警戒活動」により、土砂災害警戒区域等の土砂災害応急対策を推進します。

風水害等対策2第2章第2節「水防及び土砂災害警戒活動」(P. 3-49) 参照

第2項 局地的大雨・竜巻等に対する住民等の緊急対策

短時間で発生する局地的大雨、突発的竜巻は、気象予報に基づく事前対策をとることが困難なことから、住民等自らの「生命・身体を守るための行動」を心がけ、早めの避難等の対策を行います。

1 気象情報への注意

天候の急速な変化を感じたら、テレビやラジオ等の気象情報に十分注意し、災害への備えや避難場所をもう一度確認するとともに、災害の危険を感じたら、早めの避難等の対策を行います。

2 局地的大雨及び突発的竜巻への対策

- (1) 急激に発達した積乱雲に伴う局地的大雨は、大雨警報・注意報の発表に至らないような雨量でも起こることがあります。発達した積乱雲が近づく兆しなど天気の変化に注意し、河川の急激な水位の上昇など、危険を感じたらすぐに身の安全の確保を図ります。
- (2) 次のような発達した積乱雲が近づく兆しがあるときは、竜巻等の突風のおそれがあります。
 - ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
 - イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
 - ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
 - エ 大粒の雨やひょうが降り出す
- (3) なお、局地的大雨に関しては気象庁の降水短時間予報、降水ナウキャストで発表されるとともに、竜巻に関しては竜巻注意情報（有効期間は発表から1時間）が発表されます。

第3部 風水害等対策3（発災後の応急対策）

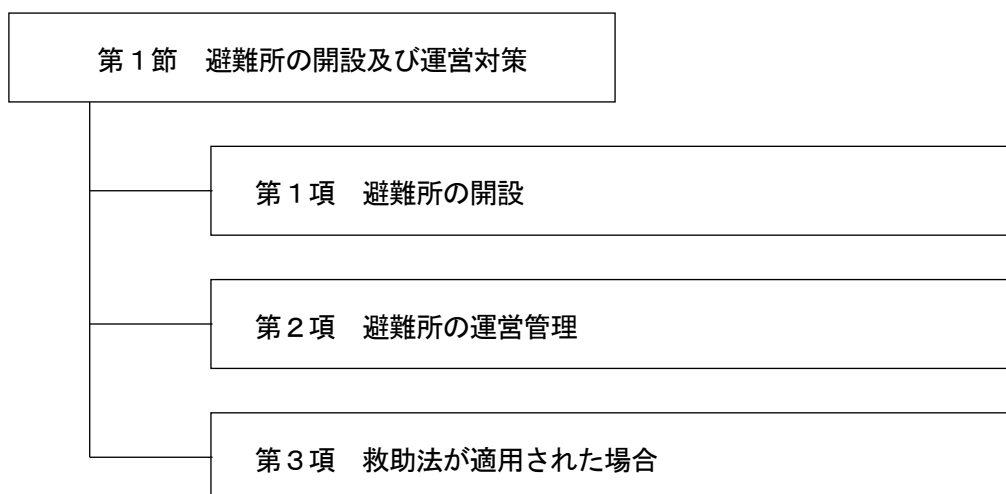
第1章 避難者支援等の活動

第1節 避難所の開設及び運営対策

【担当班等】

各班共通

要配慮者を始めとする避難者の一時的な生活を確保されるよう、町及び各地域の住民と地域団体並びにボランティア等が連携し、避難生活を適切に支援します。



第1項 避難所の開設

1 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、道路の通行不能や交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容します。

2 避難所の開設

（1）あらかじめ指定されている指定避難所については、避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設します。

資料編「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（津波来襲時以外）」（P. 資4-1）参照
資料編「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（津波来襲時）」（P. 資4-3）参照

（2）福祉避難所として利用可能な施設に福祉避難所を開設します。

（3）必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等

に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設します。

- (4) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めます。
- (5) 災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、隣接市町長に住民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置します。
- (6) 避難所を開設したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護します。
- (7) 避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行います。
- (8) 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒産等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連絡し、被災宅地危険度判定を実施します。

3 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況について、次により知事に報告します。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込

第2項 避難所の運営管理

1 避難所の運営管理方針

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って運営管理します。

2 運営管理の留意点

避難所の運営にあたっては次の点に留意して、適切な運営に努めます。

- (1) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとします。
- (2) 食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などの活用を図ります。
- (3) 避難所の運営に積極的に女性の参画を求め、男女のニーズなど多様な視点等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。
- (4) 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮するものとします。また、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。
- (5) 感染予防対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努めます。
- (6) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設けます。
- (7) 避難所の開設期間は、できる限り短期間となるよう努めます。

- (8) 避難者の住宅については、県と連携して速やかに被災宅地危険度判定を実施し、必要に応じて応急修理を施すなどして、自宅における二次災害の発生の危険性が少ないと判定等された方の自宅避難を促進します。
- (9) 自宅に戻れない避難者についても、所要の応急保護をなした後、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても応急仮設住宅や公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、できる限り短期間の開設となるよう努めます。
- (10) 帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、早期の帰宅の促進を検討します。
- (11) 避難所への愛玩動物の同伴、収容については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状態等を考慮するとともに、状況により「災害時動物救護活動に関する協定書」により公益社団法人三重県獣医師会紀州支部に応援を要請します。
- (12) 車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所における避難所外避難者対策を推進します。

資料編 「災害時動物救護活動に関する協定書」（P. 資8-52）参照

3 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災害対策本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができます。

4 要配慮者への対応

町は避難所で生活する高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行います。

- (1) 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請します。
- (2) 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送し、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がけます。
- (3) 必要に応じてホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣します。

資料編 「災害時における協力に関する基本協定書」（P. 資8-26）参照

第3項 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

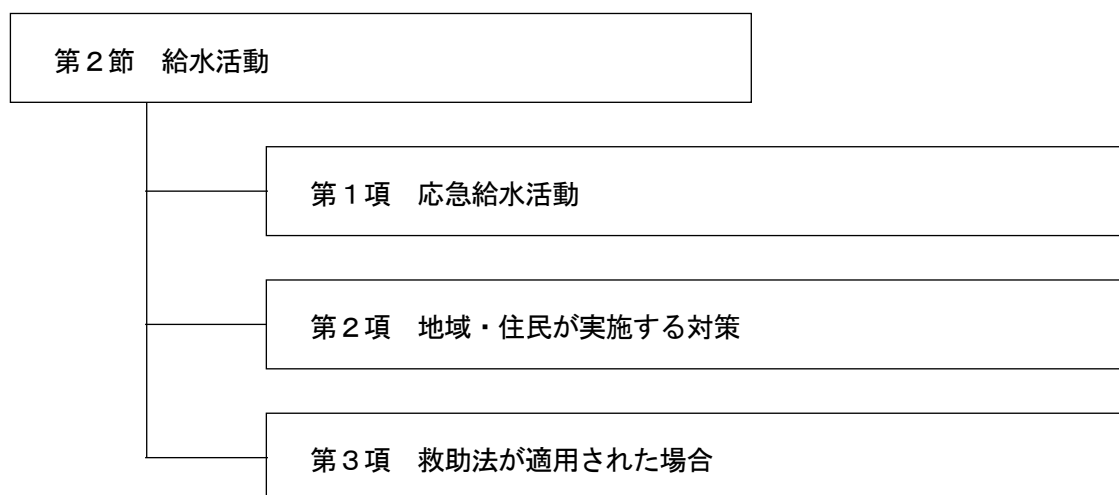
資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第2節 給水活動

【主担当班等】

水道班

町は、災害が発生した場合において、断水等により飲料水を得られない被災者等に対する生活用水及び飲料水を迅速かつ適確に供給し、応急復旧対策を実施します。



第1項 応急給水活動

1 応急給水実施体制

- (1) 町は、地震が発生した場合において、給水活動及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行います。
- (2) 町の保有資機材を活用し、職員の適正配置により実施します。
- (3) 町内の給水装置工事事業者等の協力を得て、必要な資機材及び人員の確保に努めます。
- (4) 町のみでその総力をあげても応急給水活動が困難なときは、県、市町及び水道供給事業者で構成される「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、支援を得て行います。
- (5) 町は災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とします。
- (6) 不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給します。
- (7) 生活用水の水質検査については、県に要請し、公的検査機関等において直ちに実施するものとします。

資料編 「応急給水用資機材保有状況」（P. 資5-1）参照
 「給水計画一覧」（P. 資5-2）参照
 「三重県水道災害広域応援協定書」（P. 資8-12）参照

2 応急給水の実施

飲料水はおおむね次の方法によって供給します。

- (1) 給水の方法は、指定避難所、医療機関、学校、役場などの拠点給水とします。
- (2) 飲料水の確保

- ア 給水する飲料水は、原則として水道水とします。
- イ 被災地において、飲料水を確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等、（給水タンク、ポリタンク）により運搬供給します。
- ウ 井戸水、自然水（河川等の水）、プール、防火水槽等の水をろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給します。
- エ 必要に応じて、町内の販売業者等からボトル入り飲料水を購入し、配給します。
- (3) 水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図ります。

災害発生からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とします。

災害発生からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3ℓ	生命維持に最低限必要な水量
～7日	1人1日20ℓ	炊事、洗面等最低限の生活水量
～14日	1人1日100ℓ	生活用水の確保
～28日	被災前給水量 (1人1日250ℓ)	応急復旧完了

3 広報活動

(1) 災害時の広報活動

水道施設の被害状況等の必要な情報を速やかに提供することにより、町民の不安を軽減し、無用な混乱を未然に防止するとともに、応急対策の方針、進捗状況等を周知することにより、円滑な応急対策の実施を図ります。

(2) 広報の主な内容

- ア 施設の被害状況、復旧の見込
- イ 断水地域、通水地域
- ウ 応急給水の実施場所と方法
- エ 復旧作業の基本方針
- オ 水質についての注意事項
- カ 情報提供等の協力要請

(3) 広報の手段

広報の手段は、風水害等対策2第1章第7節「広報体制の確保と運用」によります。

風水害等対策2第1章第7節「広報体制の確保と運用」(P. 3-41) 参照

4 応急復旧

- (1) 上水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設の復旧を図るとともに、応急給水設備を設け、応急の給水体制を確立します。
- (2) 水道施設の復旧は、重要度、修理の可能性及び復旧工期等を勘案して、速やかに給水できるよう、最も効果的に修理し、また、復旧困難な箇所には、仮設配管を行い、仮設給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を行います。

5 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難になった場合には、「三重県水道災害広域応援協定書」に基づき、東紀州ブロックの代表の尾鷲市を通じて三重県水道災害対策本部に応援を要請します。

応援活動の主な内容は、次のとおりです。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び復旧用資機材の供出
- (4) その他特に要請のあった事項

資料編 「三重県水道災害広域応援協定書」（P. 資8-12）参照

第2項 地域・住民が実施する対策

1 飲料水、生活用水の確保

- (1) 災害発生後7日以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努めます。
- (2) 自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用します。

2 応急復旧対策

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行います。

第3項 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

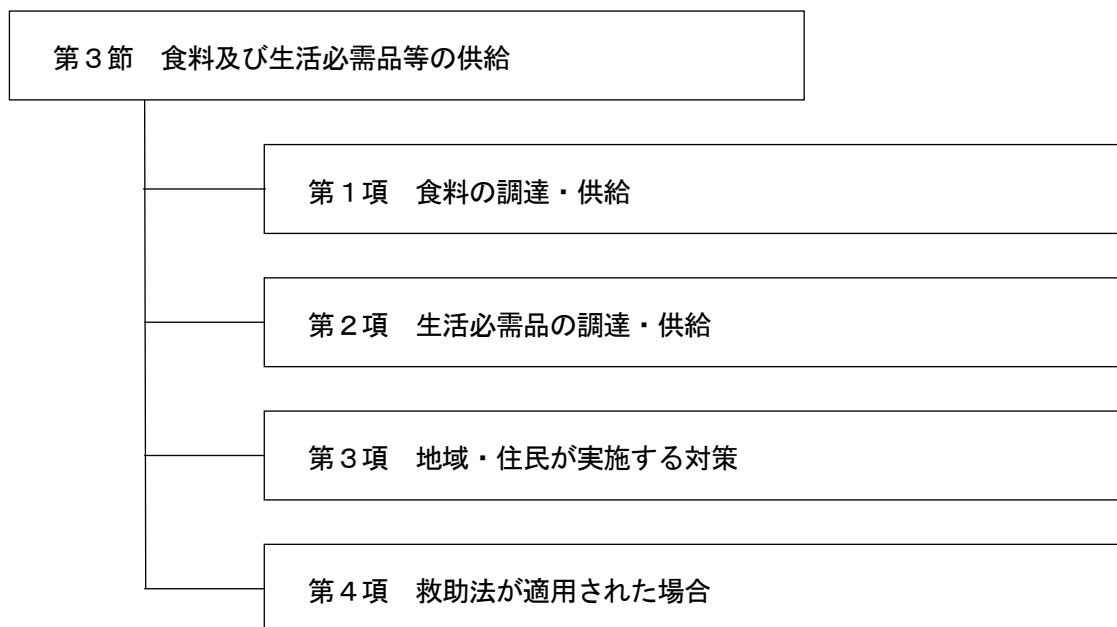
資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第3節 食料及び生活必需品等の供給

【主担当班等】

救護・物資班、産業・輸送班

町は、食糧の確保が困難となった被災者に対し、速やかに食料の供給を行うとともに、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与します。



第1項 食料の調達・供給

1 実施体制

- (1) 震災時における主食等の供与及び炊き出しは町長が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて町長が実施するものとします。
- (2) 大規模災害により第一集積地の拠点が設置された場合においては、第一集積地の拠点からの輸送は町において行います。
ただし、町の災害時における主食等の供与及び炊き出しの供給が不可能であると判断された場合、県が食料の確保を行い、町に提供します。
- (3) 町内で対処できない場合には、「三重県市町災害時応援協定書」「三重県市町受援計画策定手引書」「四條畷市・紀北町災害応援協定」等により、協定締結市町に物資等の供給を要請します。

資料編 「三重県市町災害時応援協定書」（P. 資8-6）参照
「四條畷市・紀北町災害相互応援協定」（P. 資8-10）参照

2 炊き出しの実施及び食料の配分

(1) 炊き出しの実施

ア 炊き出しは町災害対策本部の奉仕団等の協力により給食施設等既存の施設を利用して行うものとします。

なお、炊き出しの場所には町の職員等責任者が立会い、その実施に関して指揮するとともに

に關係事項を記録するものとします。

イ 供給対象者は被災者及び救助作業、急迫した災害の防止、あるいは緊急復旧作業の従事者とします。

ウ 供給品目は米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とします。

エ 供給数量は町長及び知事が必要と認めた数量とします。

(2) 食料の配分

災害用の食料の配分について、事情により急を要すると認められるときは、町長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施します。

なお、知事と町長は災害救助用米穀の引渡しの円滑を期するため、「災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定書」を締結しています。

資料編 「災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定書」(P. 資8-35) 参照

3 食料の調達

(1) 食料の確保

震災時における食料の供給については、速やかな調達を図るものとしますが、大規模な地震が発生した場合は、発災後3日間被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、まず第一に発災後の3日間の食料を各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指すものとします。

資料編 「食料(副食)調達先一覧」(P. 資5-1) 参照

(2) 応援要請

町で対処できない場合には、「三重県市町災害時応援協定書」「四條畷市・紀北町災害相互応援協定」等により、協定締結市町に物資等の供給を要請します。

資料編 「三重県市町災害時応援協定書」(P. 資8-6) 参照
「四條畷市・紀北町災害相互応援協定」(P. 資8-10) 参照

(3) 要配慮者への配慮

通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図ります。また、その際には患者のプライバシーの保護に留意します。

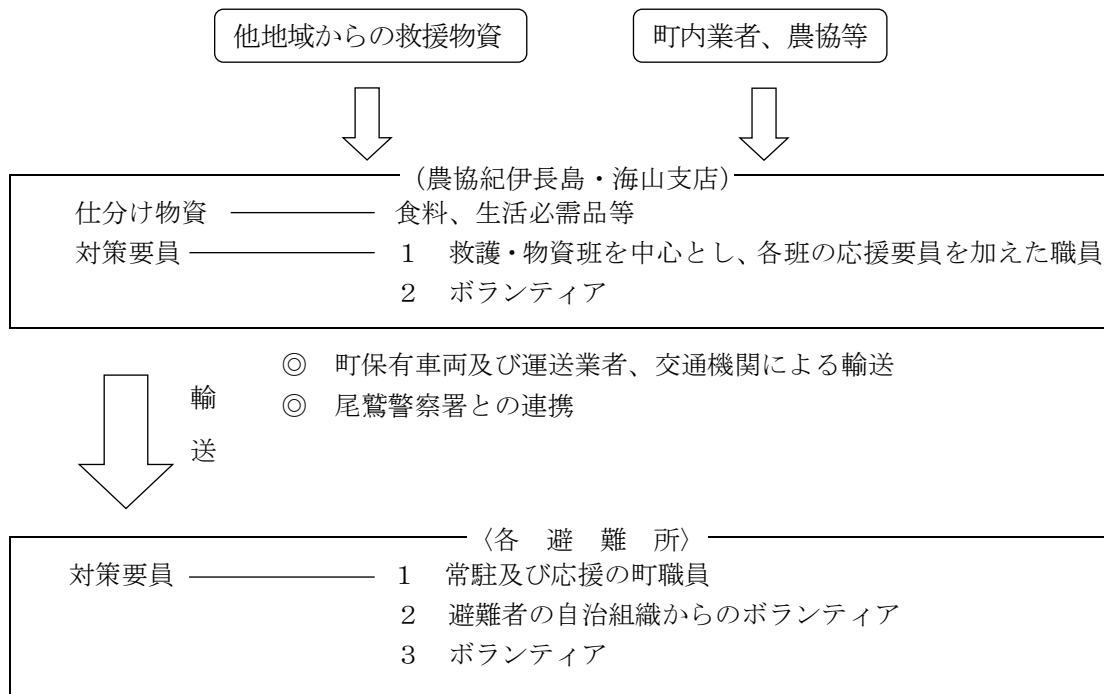
4 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとします。

	食 料
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等

第 三 段 階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊き出し
----------------------	--------------------

5 震災時の食料等供給の流れ



第2項 生活必需品の調達・供給

1 実施体制

- (1) 災害時における生活必需品の給与又は貸与については、町長が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて町長が実施するものとします。
- (2) 大規模災害により第一集積地の拠点を設置された場合においては、第一集積地の拠点からの輸送は町において行います。
ただし、町の災害時における主食等の供与及び炊き出しの供給が不可能であると判断された場合、県が食料の確保を行い、町に提供します。
- (3) 町内で対処できない場合には、「三重県市町災害時応援協定書」「四條畷市・紀北町災害応援協定」等により、協定締結市町に物資等の供給を要請します。

資料編 「三重県市町災害時応援協定書」(P. 資8-6) 参照 「四條畷市・紀北町災害相互応援協定」(P. 資8-10) 参照
--

2 生活必需品等供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことができない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者となります。

3 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、感染防止用品等の生活必需品について現物をもって行います。

(2) 物資の調達、輸送

町は、地域内において、物資の調達、輸送が不能になったときは、県に協力を求めます。

4 救援物資の受入及び配分

(1) 町長は、救援物資を効率的に活用するため、町災害対策本部内に救援物資対策担当を設置し、救援物資情報の一元的管理を行い、救援物資の適切な受入及び配分を図ります。

(2) 物資の配分については、自主防災会、連合自治会、婦人会連絡協議会、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施します。

また、社会福祉施設の管理者等と連携しながら、要配慮者に配慮した物資の供給に努めます。

(3) 救援物資の配分にあたっては、各配布段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとします。

5 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとします。

段 階	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生命の維持)	毛布等（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等 ※必要に応じて感染防止用品（マスク、消毒液）
第 三 段 階 (自立心への援助)	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第3項 地域・住民が実施する対策

1 地域・住民の備蓄による自助・共助

発災後、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでに必要な物資等は、地域・住民が平素から備えている7日間程度以上の個人備蓄によって確保することを基本として、自助・共助による対策に努めます。

2 応急給食への協力

食生活改善推進協議会を始めとして、日ごろの食育活動や健康づくり活動等の人材ネットワークを生かし、町との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努めます。

第4項 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

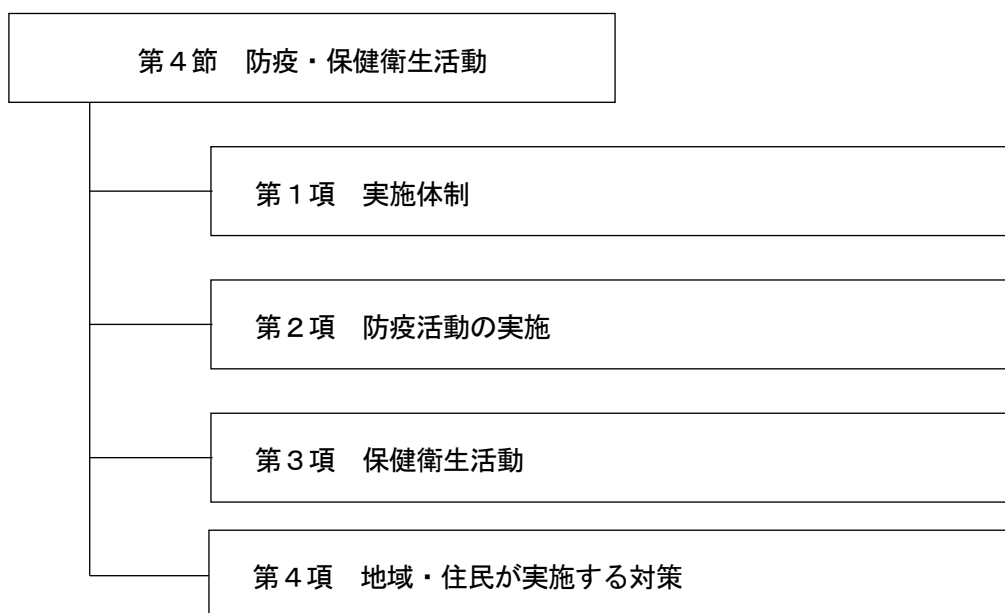
資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第4節 防疫・保健衛生活動

【主担当班等】

環境衛生班

災害発生時は、汚物、土砂、木材等の散乱あるいは堆積等により、衛生環境が悪化し、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に迅速かつ強力な防疫・保健衛生活動を実施します。



第1項 実施体制

1 防疫・保健衛生体制の確立

(1) 実施責任者

町は、被災地の防疫についての計画を策定し、実施します。

(2) 被災地における防疫体制の確立

町は、尾鷲保健所及び近隣市町と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材を整備するとともに、住民等に対する予防教育及び広報活動を実施します。

第2項 防疫活動の実施

1 防疫活動

(1) 一斉消毒

ア 消毒班を編成し、消毒用機械によって被災地区の一斉消毒を原則とします。

イ 必要に応じ次の表を参考にして薬剤を現物給付して各世帯、各自が実施します。

〈薬剤の種類と量〉

区 分	薬剤の種類	薬剤量の算出方法
床上浸水家屋	クレゾール	床上浸水戸数 × 200cc
	普通石灰	床上浸水戸数 × 6kg
全壊・半壊 (流失を含む)	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数(概数) × 1,300ml
	クレゾール	床上浸水戸数 × 50g

床下浸水家屋	普通石灰	床下浸水戸数 × 6kg 井戸の数（概数）×1,300ml
	次亜塩素酸ナトリウム	

- (2) 臨時予防接種の実施 ※ヘッダー変更このページ
県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合にはその指示に従い適切に実施します。
- (3) 避難所の衛生保持
避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努めます。
- (4) 野外仮設トイレの防疫
野外に避難所、仮設トイレを設置した場合は、その施設及び周辺部を消毒し、かつ定期的に消毒を行います。
- (5) 家畜の防疫
紀州家畜保健衛生所と連絡を密にし、必要な防疫を行います。
- (6) 町長が実施する消毒その他の措置は、感染症法施行規則第14条から第16条までの規定により実施します。

2 防疫用薬剤・資材等緊急点検・調達

- (1) 本町の備蓄薬剤等は資料編のとおりです。
- (2) 町は、発災直後においても、資機材の緊急点検、整備及び配備等を実施します。
- (3) 防疫用薬剤・資材等の調達及び確保については、町内薬局等から調達しますが、不足する場合には、県紀北地域活性化局に供給を要請します。

資料編 「消毒薬剤等備蓄状況」（P. 資4-9）参照 「町内薬局一覧表」（P. 資4-8）参照
--

3 県による町に対する指導及び指示等

知事が感染症の予防上必要と認めて発する次の指示命令を受けた場合、町長は、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに行います。

- (1) 感染症法第27条第2項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示
- (2) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・こん虫等の駆除に関する指示
- (3) 感染症法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
- (4) 感染症法第31条第2項の規定による水の使用制限等の指示
- (5) 予防接種法第6条による臨時予防接種に関する指示

4 愛玩動物対策

犬や猫などの愛玩動物を家族の一員と考える価値観を持つ生活様式が増えています。発災後には、愛玩動物同伴で避難することが想定されますが、避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であるため、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、他の避難者への配慮等をした愛玩動物の受入れに努めるものとします。

- (1) 災害発生時における愛玩動物取扱は「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼い主による管理を原則とするが、被災のため責務を果たすことが困難な場合は町が必要な支援を行います。
- (2) 避難所への愛玩動物の同伴、収容については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状態等を考慮するとともに、状況により「災害時動物救護活動に関する協定

書」により公益社団法人三重県獣医師会紀州支部に応援を要請します。

(3) 愛玩動物の飼い主に対し、被災時の備えについて普及啓発を行います。

※ヘッダー変更このページ

資料編 「災害時動物救護活動に関する協定書」(P. 資8-52) 参照

第3項 保健衛生活動

1 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、予測性をもった、計画的・継続的支援を行います。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じ関係機関に応援を要請します。

2 栄養・食生活支援

(1) 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行います。

ア 要配慮者等（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行います。

イ 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行います。

ウ 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行います。

(2) 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行います。

第4項 地域・住民が実施する対策

1 保健・健康維持対策

(1) 既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、災害時に備えた対策を心がけます。

(2) 普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間以上を保管し、避難時には携行します。

2 愛玩動物対策

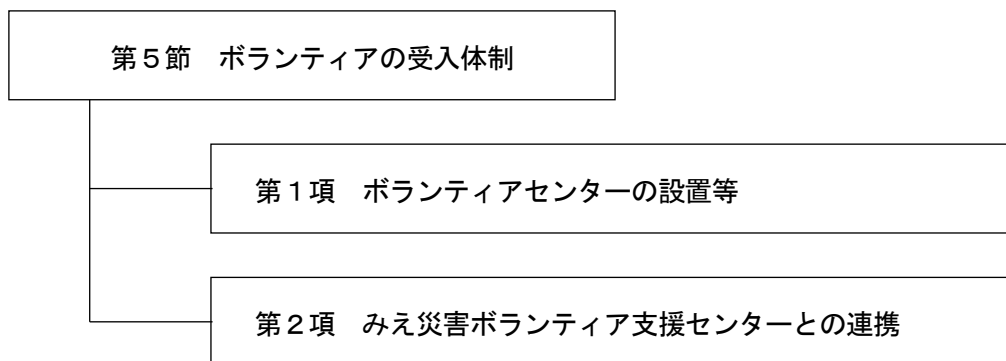
犬や猫などの愛玩動物の飼い主は、平常時から同行避難に備え、しつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水やペットフード等の避難用具を常備し、避難時には携行します。

第5節 ボランティアの受入体制

【主担当班等】

医療・救助班、紀北町社会福祉協議会

被災者の多様な援助ニーズに対応するため、町、県、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つ支援団体）等は相互に協力・連携して、ボランティアの円滑な受け入れ体制を確立します。



第1項 ボランティアセンターの設置等

1 紀北町災害ボランティアセンターの設置

町及び紀北町社会福祉協議会は、関係機関・団体・NPO等と協力しながら、災害発生時に地域内外からのボランティアを円滑に受け入れるセンターとして「紀北町災害ボランティアセンター（現地災害ボランティアセンター）」を設置します。

2 紀北町災害ボランティアセンターの役割

- (1) 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- (2) みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
- (3) ボランティア受入、被災地での活動の支援
- (4) 専門性をもつ支援団体との連携
- (5) その他ボランティア活動に関する庶務

3 現地出張所（サテライト）の設置

被災が甚大な地域やボランティア派遣依頼が特に多い地域に対しては、ボランティアへ物資等を供給できるような現地出張所（サテライト）を設置します。

第2項 みえ災害ボランティア支援センターとの連携（参考：県計画より）

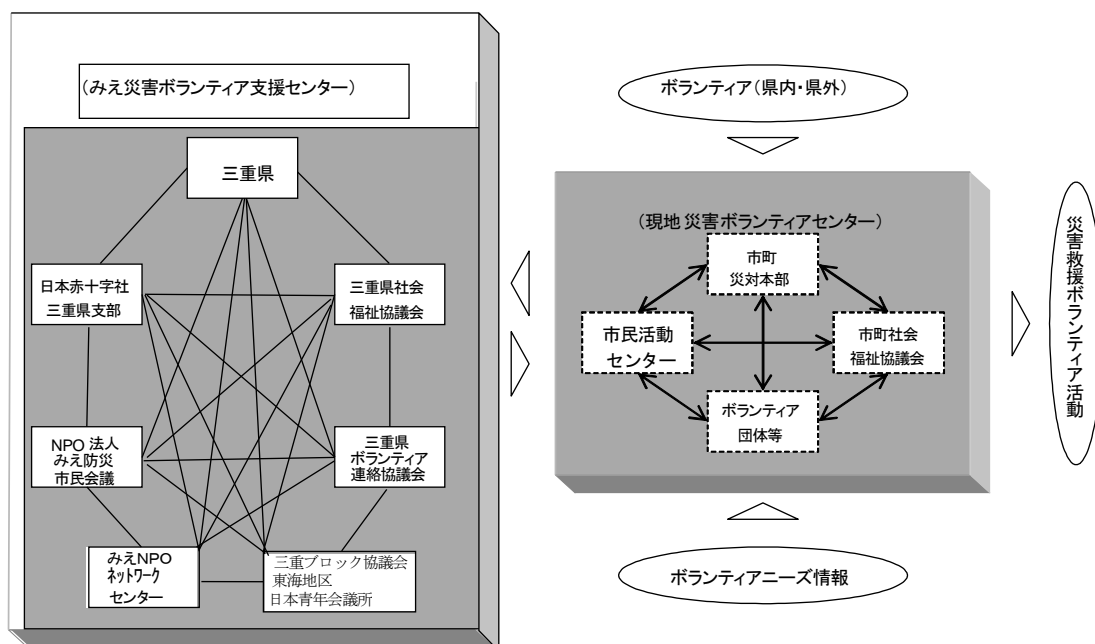
1 みえ災害ボランティア支援センターの役割と連携体制

(1) みえ災害ボランティア支援センターの設置

県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れるため、現地災害ボランティアセンターを県域で後方支援する「みえ災害ボランティア支援センター」（幹事団体：特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県、公益

- 社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会）をみえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）に設置し、県職員を派遣します。
- (2) 現地災害ボランティアセンターの立ち上げに係る支援
必要に応じて被災地及び現地災害ボランティアセンターへ支援要員を派遣し、情報収集と現地災害ボランティアセンターの立ち上げに係る支援を行います。
- (3) 現地災害ボランティアセンターの後方支援
現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行います。
- (4) 多様な分野の専門性をもつNPO・ボランティア団体・企業等との連携
災害支援活動を行う様々な団体（災害ボランティア団体、専門性をもつNPO・ボランティア団体・企業等）に加え、県外の中間支援型支援者、資金助成・資機材提供型支援者も参加して情報共有、連絡調整を行うための連携の場（三重県域共同プラットフォーム）を構築し、各団体が効果的な活動が行えるよう、情報提供や現地災害ボランティアセンターとの調整等必要な支援を行います。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図

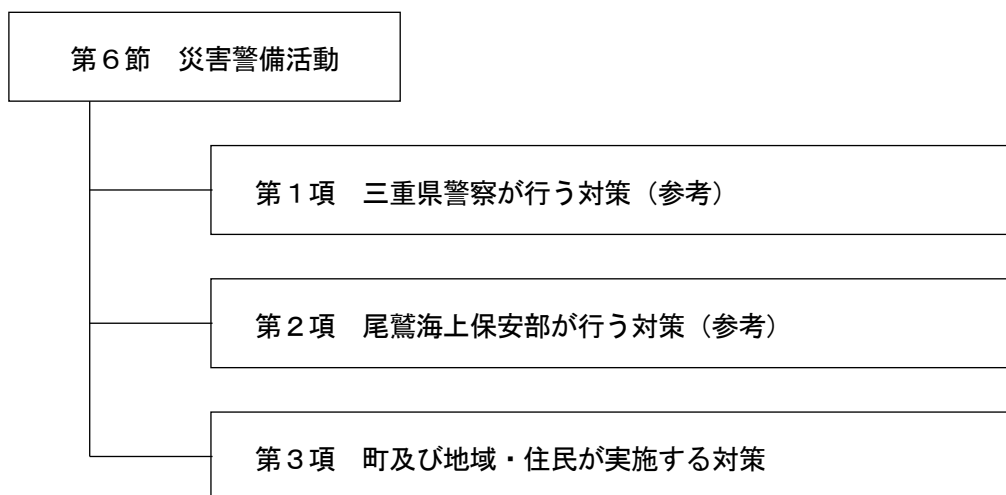


第6節 災害警備活動

【主担当班等】

本部事務局

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報収集に努め、地震災害被災地域の治安の維持を図るため、県警察及び尾鷲海上保安部等の関係各機関と協力し、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施します。



第1項 三重県警察が行う対策（参考）

1 災害警備体制の確立

(1) 職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図ります。

(2) 災害警備本部の設置

県警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部を設置します。

(3) 警察災害派遣隊の派遣要請

災害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求めます。

2 実施事項

- (1) 災害警備体制
- (2) 災害情報の収集・連絡等
- (3) 救出救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 身元確認等
- (7) 二次災害の防止
- (8) 危険箇所における避難誘導等の措置
- (9) 社会秩序の維持

- (10) 被害者等への情報伝達活動
- (11) 相談活動
- (12) ボランティア活動の支援

第2項 尾鷲海上保安部が行う対策（参考）

海上における治安を維持するため、次の活動を行います。

- (1) 巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防・取締り
- (2) 治安の維持に必要な情報の収集

第3項 町及び地域・住民が実施する対策

住民の安全確保、各種犯罪の予防、地域の治安維持を図るため、尾鷲警察署等の協力を得て、次の対策を実施します。

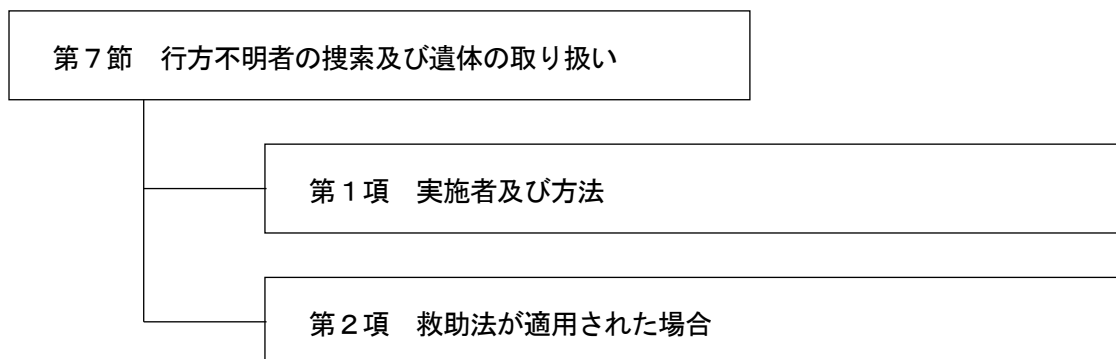
- (1) 各地区におけるパトロール
必要に応じて、消防団、自主防災組織による巡視等を行います。
- (2) 避難所での活動
避難生活が長期にわたる場合には、住民による自主的な計画・運営に基づき、避難所周辺の警備活動を実施します。

第7節 行方不明者の搜索及び遺体の取り扱い

【主担当班等】

環境衛生班、医療・救助班

町は、関係機関と連携し、遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行います。



第1項 実施者及び方法

1 行方不明者の搜索

(1) 実施者及び方法

行方不明者の搜索は、町において、消防団等の労力により、また警察署、消防本部等の協力を得て、必要な舟艇その他機械器具等を借り上げて実施します。ただし、町において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施します。

(2) 応援の要請等

町災害対策本部において被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請します。

ア 町災害対策本部は、尾鷲警察署に遺体搜索の応援を要請します。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をします。

イ 応援の要請にあつては、次の事項を明示して行います。

- (ア) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- (ウ) 応援を求めたい人数又は舟艇、器具等
- (エ) その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

町災害対策本部は、尾鷲警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を速やかに開設します。

3 遺体の収容・処理

遺体を発見したときは、町災害対策本部は、速やかに尾鷲警察署等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法に

より遺体を処理します。

(1) 実施者及び方法

町災害対策本部医療・救助班は、警察（尾鷲警察署）及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置します。ただし、町災害対策本部において実施できないときは、他機関所属の医療・救助班の出動応援を求める等の方法により実施します。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保します。ただし、町災害対策本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請します。

4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、町災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行います。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災害対策本部において、直接火葬若しくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、町対策本部でできないときは、「＜市町で実施する対策＞1(2)応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施します。

(2) 遺体の搬送

遺体の搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請します。

第2項 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

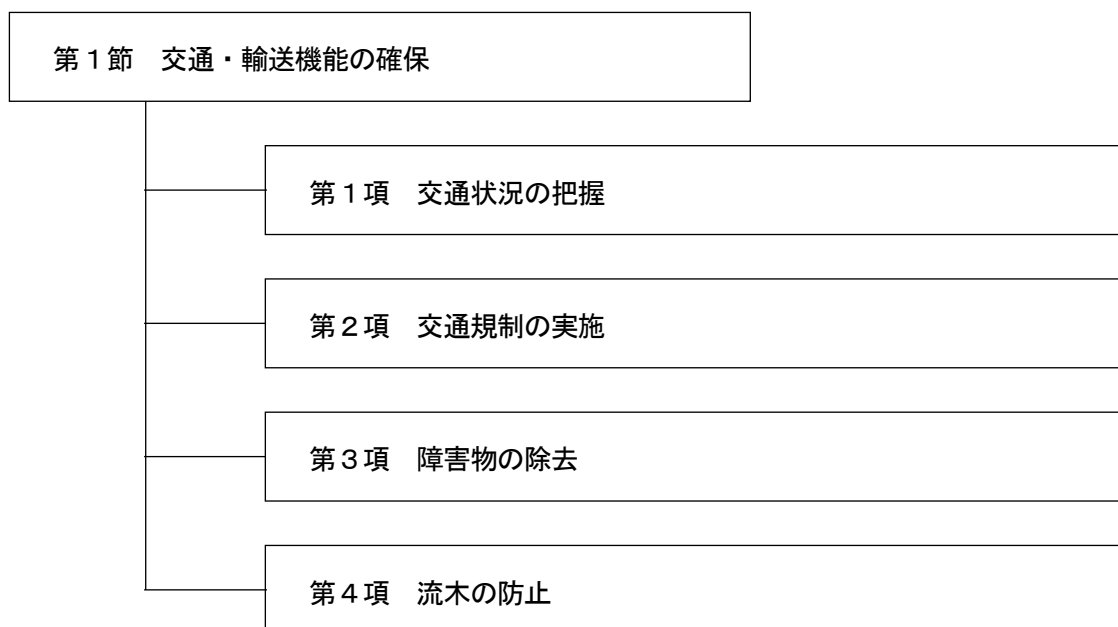
第2章 社会基盤に対する応急対策

第1節 交通・輸送機能の確保

【主担当班等】

本部事務局、建設班、産業・輸送班、環境衛生班

災害発生時は、交通の混乱とともに、道路等に障害物が発生することが想定されるため、町は県及び関係機関と協力して、救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないように、交通規制、障害物除去、木材の流出防止等を実施するなど、緊急の交通・輸送機能を確保します。



第1項 交通状況の把握

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町災害対策本部は、道路管理者等その他の関係機関との連携を密にして情報を収集するとともに、町内の道路交通障害情報等を通報する等、相互の情報交換を実施します。

第2項 交通規制の実施

1 交通規制の実施責任者

道路交通制限は、道路管理者（町長等）及び警察（尾鷲警察署等）が実施する権限をもつもので、災害時は、速やかに必要な規制を行います。

2 交通規制の実施

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通規制の実施責任者は、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めるときは、次によりこれを行います。

（1）道路管理者による交通規制

道路管理者（町長等）は、道路の損壊・決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路法（第46条）に基づく交通規制を実施します。この場合、警察との連絡を密に行います。

（2）警察による交通規制（参考：県計画より）

災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次により交通規制を実施します。

ア 道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく署長等の交通規制

署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図ります。

イ 基本法に基づく交通規制

公安委員会は、緊急交通路を確保するため、基本法第76条第1項に基づき必要な交通規制を実施します。

署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行います。

ウ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、さらに交通規制の必要があると認めるときは、上記の交通規制を解除し、あらためて公安委員会の権限に基づき、車種、時間等を指定して車両の通行を禁止又は制限します。

エ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察においても必要に応じて危険防止のための交通規制を実施します。

3 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課及び道路管理者（町長等）は、報道機関、日本道路情報センター及び交通情報板等を通じ、規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図ります。

4 路上放置車両等に対する措置

（1）警察官の措置

警察官は、基本法第76条の3に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動する等必要な措置をとることを命じることができます。

また、現場に管理者等がないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができます。

（2）現場に警察官がない場合の措置

消防吏員及び災害派遣部隊自衛官は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がない場合に限り、前記（1）で警察官の行った措置を行うことができる。ただし消防吏員の行った措置について、直ちに尾鷲警察署長に通知します。

5 道路の応急復旧等

（1）道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な対策を行い、交通・輸送機能の確保を図ります。

イ 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、交通・輸送機能の確保を図ります。

（2）被害箇所等の通報連絡体制及び調査

ア 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報します。

イ 通報を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するとともに、町長は、被害状況を調査するため、道路交通調査班を編成し、調査します。

ウ 道路交通調査班は調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡するものとします。

エ 道路管理者及び上水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報します。

6 緊急通行車両等の確認

（1）事前届出制度

発災時に緊急通行車両等としての指定が見込まれる町有車両については、「緊急通行車両等標章交付のための事前届出制度」に基づく手続きを行い、事前届出済証の交付を受けます。

事前届出については、尾鷲警察署を経由し、県公安委員会において行われます。

（2）緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両等の確認と証明書等の交付は、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署、災害時に設置される交通検問所、県防災対策部及び地域防災総合事務所等において行い、緊急通行車両等確認証明書（2枚複写の2枚目）及び標章の交付をします。

資料編 「緊急通行車両等確認証明書」(P. 資7-3) 参照

- (1) 災害対策基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- (2) 災害対策基本法施行令第33条第2項に基づく緊急通行車両の標識



- 1 色彩は、文字、沿線及び区分線を青色、斜めの対及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

7 海上保安庁、港湾管理者の対策（参考：県計画より）

尾鷲海上保安部及び港湾管理者は、海上の交通安全を確保するため、次の活動を行います。

- (1) 海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止します。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。
- (4) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。

- (5) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。

第3項 障害物の除去

1 実施責任者

- (1) 山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行います。
 (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行います。
 (3) 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた町長が行います。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の対象は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
 (2) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 (3) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- (1) 町は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は町建設業協会等の協力を得て速やかに行います。
 (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施します。

4 除去した障害物の処理

(1) 障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮しますが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管します。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所
 イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

集 積 場 所
加田地区、大名倉地区、小松原地区、宇山地区、船津地区

(2) 障害物の処理における留意点

- ア 障害物の発生量の把握
 イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等の優先的な収集
 ウ できる限りの分別収集とリサイクル化

5 障害物除去に関する応援及び協力

町は、県に対して障害物の除去について応援、協力の要請をすることができます。

6 救助法による障害物の除去

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第4項 流木の防止

1 貯木場における措置

(1) 民間貯木場

警察は、必要があると認めるときは、所有者、占有者に対し木材の流出防止について必要な措置をとるよう指示します。

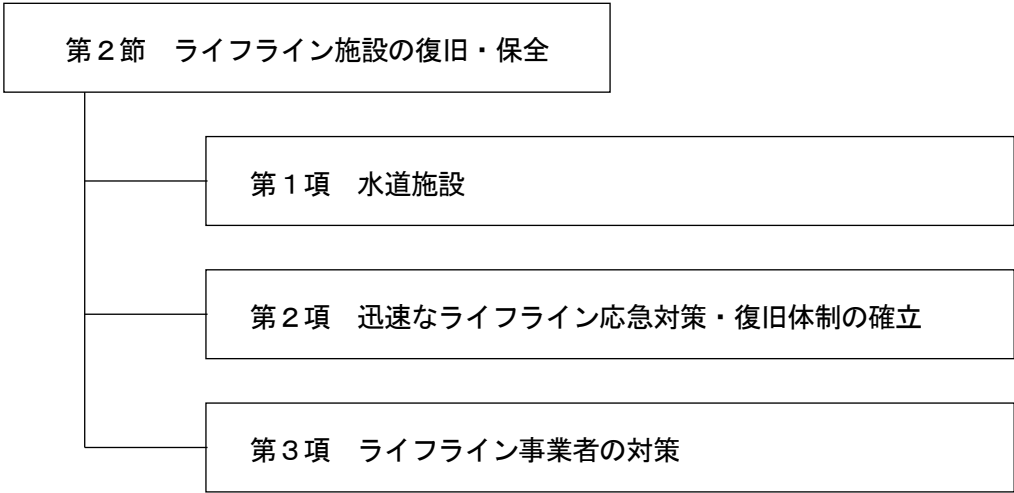
2 流木に対する措置

- (1) 港湾水域内（漁港水域内）に漂流する流木については、関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者は、相互に連絡を密にし、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとするが、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図ります。
- (2) 河川区域内及び海岸保全区域に漂流する流木については、河川管理者及び海岸管理者並びに町は、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、河川管理者、又は海岸管理者又は町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図ります。
- (3) たん水又は浸水地域に漂流する流木については、警察及び町が（2）に準じた措置をとります。

第2節 ライフライン施設の復旧・保全

【主担当班等】
建設班、水道班、産業・輸送班

町は、水道施設が被害を受けた場合には被災者に大きな影響を及ぼすことから、迅速な応急復旧を行います。また、ライフライン施設の関係機関は、防災活動の拠点となる公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況等を把握し、二次災害を防止し、迅速な応急復旧を行い、被災者の生活確保に努めます。



第1項 水道施設

1 災害時に必要な資機材の緊急点検等

町は、災害が発生した場合において、応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行います。

2 水道施設の応急復旧体制の確立

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと、県災害対策本部と連絡を密にしながら応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立し、被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努めます。

3 水道施設の復旧作業

- (1) 水道施設の復旧作業は、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管などの重要施設から優先的に実施します。
- (2) 道路の破損を伴う漏水等による二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や排水ポンプ停止などの応急措置を実施します。
- (3) 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努めます。
- (4) 町のみでの対応が困難な場合、復旧計画に基づき、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、東紀州ブロック代表者（尾鷲市）又は県等に応援要請します。

資料編 「三重県水道災害広域応援協定書」（P. 資8-12）参照

4 住民等への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、被災地域住民等の不安解消に努めます。

5 水道応急復旧活動の調整（参考：県計画より）

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急復旧活動について調整にあたります。

- (1) ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約します。
- (2) ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認します。
- (3) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請します。
- (4) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請します。
- (5) ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請します。

第2項 迅速なライフライン応急対策・復旧体制の確立

被害の拡大や二次災害を防止するため、町及びライフライン施設の関係機関は、連絡体制を常に明確にし、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を確立します。

第3項 ライフライン事業者の対策

ライフラインの復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと、県及び町災害対策本部と連絡を密にしながら応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者との連携を図りながら、被害箇所の応急復旧を行い、迅速な機能回復に努めます。

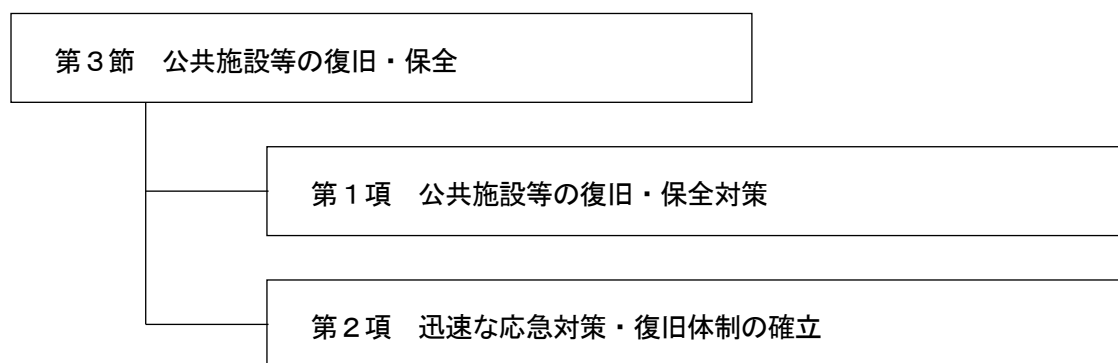
なお、各事業者が実施する対策は、県計画に定めるとおりです。

第3節 公共施設等の復旧・保全

【主担当班等】

建設班、水道班、産業・輸送班、各公共施設等の管理者

町及び公共施設管理者は、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、災害発生後の二次災害を防止します。



第1項 公共施設等の復旧・保全対策

1 公共土木施設及び農林水産施設に係る応急復旧計画

(1) 道路・橋梁

ア 緊急交通路の確保とともに、日常生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握し、緊急度、重要度を勘案しながら障害物除去、応急復旧工事に着手します。

イ 障害物の除去については、道路管理者、尾鷲警察署、紀伊長島・海山消防署及び自衛隊等が協力して必要な措置をとります。

ウ 道路管理者は、町及び紀北町建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努めます。

資料編 「地震・津波・風水害等の緊急時における協定書」（P. 資8-36）参照

(2) 港湾・漁港施設

ア 被災後は、早期の被害状況の把握に努め、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強を県に働きかけるものとします。

イ 長島港は、救援物資等の備蓄・集積拠点であり、災害時には特に重要な施設となるので、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう、標識、照明等の設置を行うなど、県と連携して二次災害の防止に努めます。

ウ 被災後の地域の状況によって海上の緊急輸送用の拠点として、応急仮栈橋を建設して緊急輸送に対処するよう管理者に要請します。

(3) 河川・海岸

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、各管理者は速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除します。

2 町が管理する公共施設等

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等は、被災後速やかに被害状況を把握し、緊急度、重要度を勘案しながら早期の機能回復を図るため、応急措置を行うとともに、応急復旧工事に着手します。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行います。

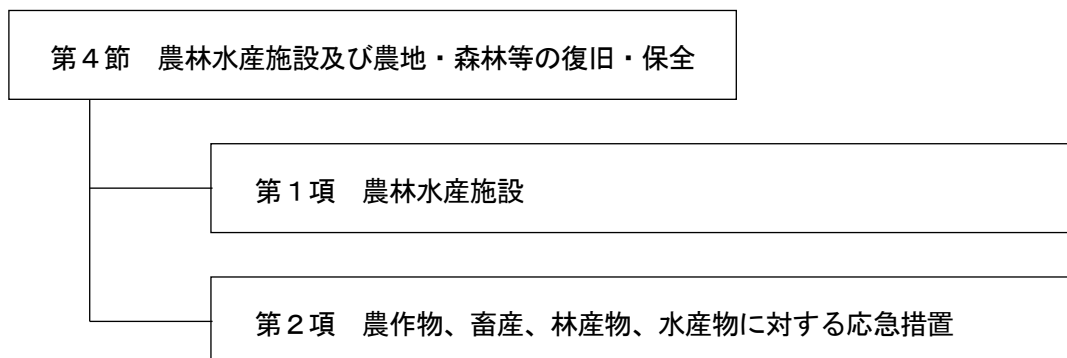
第2項 迅速な応急対策・復旧体制の確立

被害の拡大や二次災害を防止するため、町及び公共施設等の関係機関は、連絡体制を常に明確にし、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を確立します。

第4節 農林水産施設及び農地・森林等の復旧・保全

【主担当班等】
産業・輸送班

町及び農林水産関連団体・機関は、風災害による農林水産施設及び生産物に対する被害の軽減及び拡大を防止します。



第1項 農林水産施設

1 農業用施設

- (1) 施設の被害状況を調査し、早期の機能回復を図るため必要な対策を実施します。
- (2) 特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、被災後、速やかな点検を行い、下流の避難対策や応急措置等の適切な対策を行います。
- (3) 復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手します。
- (4) 独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行います。

2 林業用施設

- (1) 施設の被害状況を調査し、早期の機能回復を図るため必要な対策を実施します。
- (2) 復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手します。
- (3) 独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行います。

3 漁業用施設

- (1) 施設の被害状況を調査し、早期の機能回復を図るため必要な対策を実施します。
- (2) 復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手します。
- (3) 独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行います。

第2項 農作物、畜産、林産物、水産物に対する応急措置

1 農作物

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、尾鷲農林水産事務所及び伊勢農協等が協力し、被災地での対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ農林水産部農業研究所等の指導及び援助を求めます。

(2) 採種ほ産種子の確保

県内の関係機関と連携を密にし、採種ほ産種子の確保を図ります。

(3) 病虫害の防除

ア 被災地の植物防疫についての計画樹立及び実施は、町長が行います。

イ 町、病虫害防除所等及び農業協同組合は、連絡を密にして防除組織の強化を図ります。

ウ 防除の方法は、実施責任者（町長）の指示に基づき一斉に行うものとし、防除の基準は特別の指示のない限り県の定める病虫害防除基準によります。

エ 防除器具は、町において整備します。

オ 農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と常に連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保を行います。

2 畜産に対する応急措置

災害時における家畜伝染病の予防とまん延の防止並びに家畜損耗の未然防止については、以下のとおりです。

(1) 家畜伝染病防疫対策

町は、家畜保健衛生所長が家畜防疫員を指揮して実施する、被災地における家畜伝染病予防業務に協力します。

(2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農業共済組合連合会を主体に獣医師会の協力により治療します。

(3) 畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施します。

(4) 消毒薬等の確保と斡旋

救助法が適用された場合は、家畜伝染病予防法の規定により、伝染病発生に伴う必要消毒薬品については県が確保し、一般疾病の治療に必要な医薬品については県に斡旋を要請します。

3 林産物に対する応急措置

災害時における林産物の被害の軽減、山林種苗の供給及び病虫害の防除については以下のとおりです。

(1) 山林種苗の供給

ア 浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り及び焼却等に努めます。

イ 被災造林地については、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図ります。

(2) 病虫害の防除

被災木は病虫害の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病虫害の防除に努めます。

(3) 風倒木の除去

町は、風倒木による二次災害を防止するため、県及び森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等を行います。

4 水産物に対する応急措置

（1）水産養殖用の種苗及び飼料等確保

災害により水産養殖種苗又は飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、町は、その生産を確保するため斡旋等の対策に努めるとともに、県に応援を要請します。

（2）病虫害等の防除

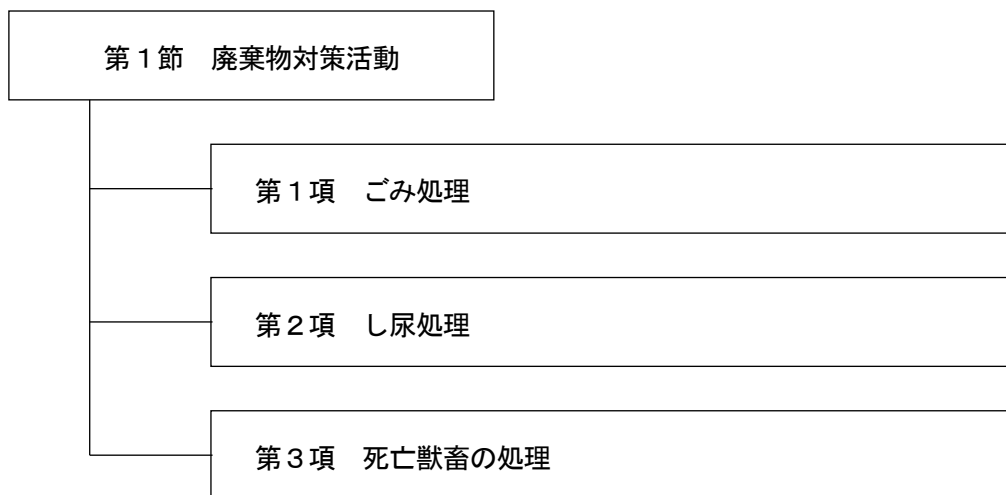
災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合又は発生した場合、町は、県水産研究所尾鷲水産研究室に対し防除対策の指導を要請します。

第3章 復旧に向けた応急対策

第1節 廃棄物対策活動

【主担当班等】
環境衛生班

被災地において廃棄物等（倒壊・流出家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、これらを適切に処理し環境衛生に万全を期します。



第1項 ごみ処理

1 生活ごみ処理

(1) 処理体制

- ア 被災地域の避難所でのごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷きます。
- イ 日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置き場への集積や分別の協力依頼を行います。
- ウ 可能な限り、町の現有体制で対応しますが、必要に応じて資機材の借り上げ等により、迅速な処理に努めます。
- エ 被害が甚大であり、処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定」により、その程度に応じて近隣市町あるいは県に応援を要請します。

資料編 「三重県災害等廃棄物処理応援協定」（P. 資8-33）参照

(2) 処理の方法

- ア ごみの処理は、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行います。
- イ 施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮します。
- ウ 倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮すると

ともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努めます。

2 災害廃棄物処理

災害廃棄物が大量に発生した場合は、次の処理体制と方法により行います。

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置き場の設置準備等を行い、「町災害廃棄物処理計画」を策定し適正かつ迅速に処理を行います。

また、甚大な被害が発生した場合は、県への支援要請の判断を速やかに行います。

(2) 処理の方法

町災害廃棄物処理計画に基づき処理を行います。道路通行上支障のあるもの、有害なものを優先的に収集・運搬、処理・処分を行います。

また、災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行うものとします。

第2項 し尿処理

1 処理体制

(1) し尿発生量は、1人1日あたり1.7リットルを目安とします。

(2) 発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷きます。

(3) 仮設トイレ、避難所のくみ取便所については、貯留容量を超えることがないように配慮します。

(4) 人員、器材が不足する場合には、第1項ごみ処理（1）処理体制ウ及びエに準じます。

資料編 「し尿処理業者」（P. 資1-5）参照

2 処理方法

(1) し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて環境衛生に支障のない方法を併用するものとします。

(2) 大規模災害に備えた仮設トイレ、消臭剤、脱臭剤等の緊急資機材について、応援協定に基づく広域的な備蓄体制を確保します。

第3項 死亡獣畜の処理

1 処理方法

(1) 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行います。

(2) 死亡獣畜取扱場以外では、必要に応じて次のように行います。

ア 埋却

(ア) 死亡獣畜等を埋却する穴は、死亡獣畜等から地表面まで1メートル以上の余地を残す深さとする。

(イ) 死亡獣畜等の上には厚く生石灰その他の消毒薬を散布した後、土で覆うこと。

イ 焼却

(ア) 十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。

（イ）焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

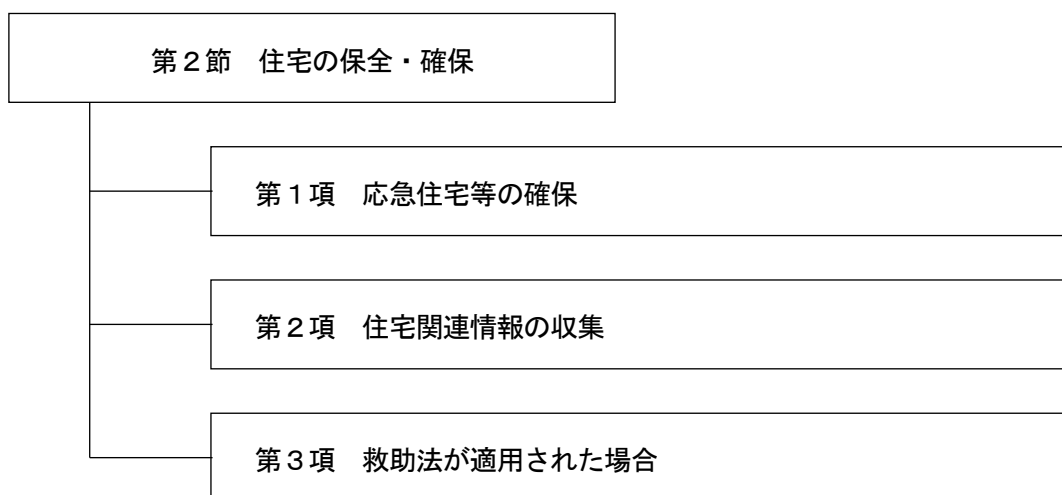
2 特定動物（猛獣類）における準用

- （1）特定動物（猛獣類）は、死亡獣畜取扱場では処理できません。
- （2）死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理方法（2）に準拠して行います。

第2節 住宅の保全・確保

【主担当班等】
建設班

住居を失った被災者のための住宅相談窓口を設置し、住居（既存公営住宅、応急仮設住宅等）を確保するとともに、避難所からの早期の帰宅を促進します。



第1項 応急住宅等の確保

1 実施体制

- (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として県が行い、救助法が適用された場合においても知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは町長が行います。
- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施します。
- (3) 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるようあらかじめ体制を整備します。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 設置場所

町は、仮設住宅の建設可能箇所等について次の事項を踏まえ、町において設置場所を決定します。

ア 用地の選定にあたっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保します。

イ 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定します。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上選定します。

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮します。

エ 町内において必要な応急仮設住宅の確保が困難な場合、近隣市町において必要な建設可能用地を確保し、応急仮設住宅の建設を図ります。

（2）建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理及び建設資材の調達については、町内の業者、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施します。

資料編 「町内建設資材業者一覧」（P. 資1-5）参照
「町内建設業者一覧」（P. 資1-6）参照

3 災害時要援護者等への配慮

- （1）応急仮設住宅への入居については、高齢者、障がい者等の災害時要援護者等に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的入居を検討します。
- （2）災害時要援護者への応急仮設住宅建設に関する情報の提供についても十分に配慮します
- （3）応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮します。

4 被災住宅の応急修理

町は、避難所からの早期の帰宅を促すため、必要に応じて住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施すれば、居住を継続できる被災住宅の応急修理を推進します。

第2項 住宅関連情報の収集

1 住宅関連情報の収集

（1）住宅相談窓口等の設置

住宅相談窓口等を設置し、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制の整備に努めます。

（2）住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借り上げ）の必要量などを把握します。また、必要な情報を県災害対策本部に報告します。

2 被災宅地危険度判定体制等の実施

町は、地震により建築物が被災し、又は降雨等の災害により宅地が被災した場合において、判定業務が必要であると判断した場合には、被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に報告します。

また、実施にあたっては、判定士の派遣を必要に応じて県に要請します。

（1）被災宅地危険度判定士による調査

ア 町は、余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、被災地に被災宅地危険度判定士の派遣を必要に応じて県に要請します。

イ 被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、その調査結果を関係者に知らせることにより注意を喚起するとともに、遅延なく被災危険度判定実施本部に調査結果を報告します。

第3項 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

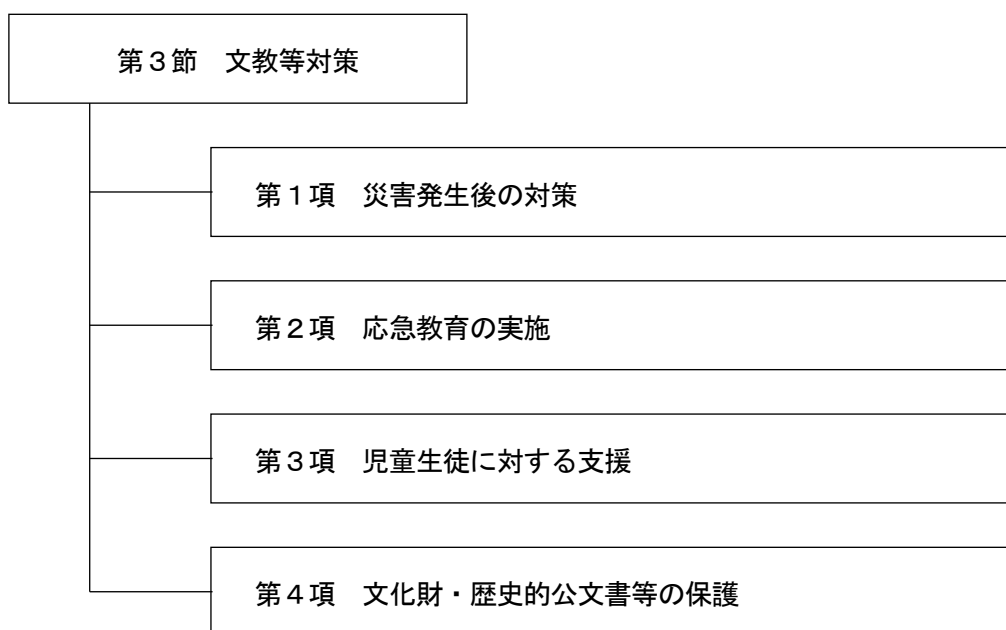
資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第3節 文教等対策

【主担当班等】
教育班

災害発生後は、小中学校等の教育施設が避難所として使用されることが想定されるため、被害状況を報告するとともに、通常の教育が行えない場合の応急教育を実施し、速やかに被災地の教育機能の回復を目指します。

また、町内文化財の被害防止、又は被害拡大防止に努めます。



第1項 災害発生後の対策

1 被害状況の報告

災害の発生後、被災を受けた学校の学校長は、風水害等対策2第3章第3節「学校・園における児童生徒等の安全確保」に定める児童生徒等の安全を確保した後、可能な方法で町災害対策本部、PTA会長等に以下の状況を報告します。

- (1) 児童生徒及び教職員の人的被害及び避難に関する報告
- (2) 学校施設の被害状況
- (3) 学校周辺及び通学路の被害状況
- (4) 休校措置の実施に関する報告
- (5) その他必要な事項

風水害等対策2第3章第3節「学校・園における児童生徒等の安全確保」（P. 3-67）参照

2 学校施設等の一時使用措置

- (1) 避難所に指定されている学校においては、避難所施設管理者として、避難所設置初期対応や避難所運営に対し協力します。
- (2) 災害応急対策のため、町立学校、町営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理

者は支障のない範囲において、これを使用させることができます。

- (3) 町立学校では、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者の協力を得ます。

第2項 応急教育の実施

1 実施責任者

(1) 町立学校

応急教育の実施にあたっては、児童生徒等、通学路及び施設等の状況を総合的に判断して町及び町教育委員会と学校長が協議の上、決定します。

(2) 町立学校以外

県立学校……………県教育委員会

私立学校……………私立学校設置者

2 文教施設・設備の確保

避難所が開設され、避難所と応急教育施設が重複するときには、避難生活との調整に配慮しながら、教育の低下をきたさないよう努めます。

- (1) 学校施設等の危険度判定を行います。

- (2) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行い、使用します。

- (3) 校舎の一部が使用できないときは、特別教室、体育館等を利用します。

- (4) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長期間を要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、応急の仮校舎を設置し、授業を行います。

- (5) 応急の仮校舎が(4)により設置できない場合は、県立学校施設等（県立学校、県営施設等）の一時使用を県に要請します。

- (6) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県災害対策本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請します。

3 教職員の確保

- (1) 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、町教育委員会、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行います。

- (2) 教職員の不足が補えない場合は、県に対し教職員の派遣を要請します。

4 応急教育実施の周知

応急教育実施にあたっては、児童生徒並びに保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図ります。

5 給食の措置

学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努めます。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意します。

また、学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備は避難者の炊き出し用にも供されるため、その調整に留意するものとします。

6 被災児童生徒等の保健管理

- (1) 被災児童生徒等の心のケアへの対応は健康観察等により、速やかに子どもの異変に気づき、問題の性質を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携をとり、組織的な体制の確立を図ります。
- (2) 学校の設置者は応急処置器材を各学校に整備し、カウンセリングには、養護教諭等が応急措置にあたるものとします。

第3項 児童生徒に対する支援

1 学用品の給与

町は、災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じて、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品等を現物により支給します。

2 授業料の免除等

- (1) 三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成14年教育委員会告示第4号）により、授業料支弁困難な者に減免の措置がなされます。
- (2) 私立高等学校等授業料減免補助金取扱要領（平成22年生文第01-1号）により、授業料支弁困難な者に軽減の措置がなされます。
- (3) 災害に伴い町民税が非課税又は減免となった場合や、災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の随時採用の対象となります。

3 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第4項 文化財・歴史的公文書等の保護

1 被害報告

- (1) 町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告します。
- (2) 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。）を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告します。

2 応急対策

町教育委員会は、1の被害報告を受けた場合、次の措置をとります。ただし、人命にかかわる

ような被害が発生した場合には、この限りではありません。

- (1) 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、町教育委員会等は県の指示・指導等をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について必要な指示・助言を行います。
- (2) 町指定文化財については、町が所有者又は管理者に対して必要な指示を行い、その保存を図ります。

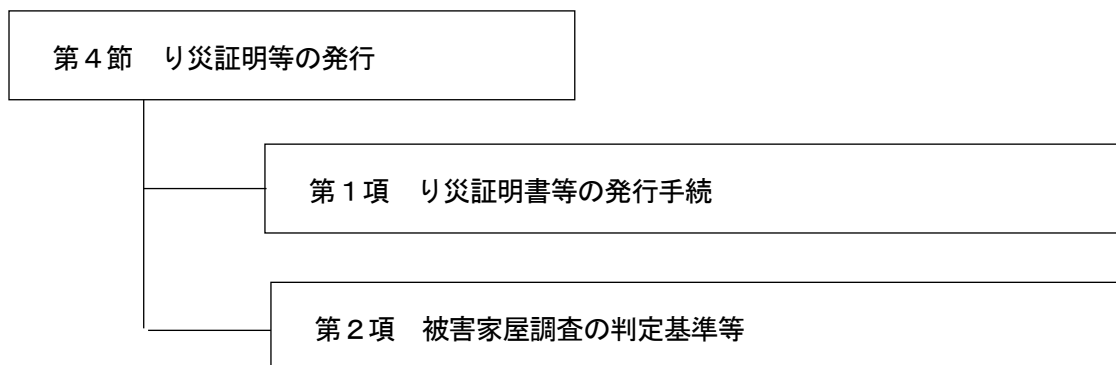
資料編 「町内文化財一覧」(P. 資10-1) 参照

第4節 り災証明等の発行

【主担当班等】

本部事務局、調査・協力班、三重紀北消防組合

り災証明等の発行は、被災者にとって、税の減免、公共料金の減免、見舞金・義援金の受給、貸付金の申込み等、震災後の早期立ち直り及び生活の安定化のためには極めて重要な行為であるため、速やかになり災証明等の発行に努めます。



第1項 り災証明書等の発行手続

1 証明事項

町は、基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の事項の証明を行います。なお、火災に係るものについては、消防本部消防長が証明します。

- (1) 全壊（流出）、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部損壊
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

2 証明書の発行要領

- (1) 町は、り災証明書等の受付・発行窓口を開設します。
- (2) 証明書の発行は、町災害対策本部及び消防本部が連携して行います。
- (3) 町内の被災状況によっては、郵送による受付・発行を行います。
- (4) り災証明書等の発行

ア 現に災害等により家屋に被害を受け、その家屋について「り災証明書等」の発行を受けようとする者は、町へ申請し、り災証明書の発行を受けます。

イ り災証明書等の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとします。

ウ 町は、り災台帳に基づき、申請者に対して「り災証明書等」を発行するものとします。

(5) 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、原則、申請者等の立会いのもとで、該当証明事項に関し、町災害対策本部又は消防本部が被害調査を行います。

3 り災車両及び船舶の申請及びり災証明書の発行

- (1) り災した車両及び船舶について、「り災証明書等」の発行を受けようとする者は、町へ申請

し、り災証明書の発行を受けます。

(2) 車両及び船舶の場合は、現地調査は行いません。

資料編 「り災証明書様式」(P. 資9-11) 参照

4 り災証明書等発行に関する広報

(1) 町は、り災証明書等発行等の実施方針を作成次第、速やかに、その内容を広報します。

(2) 被害家屋調査の前に建物の撤去・修繕を行う場合には、被害状況の写真を撮影し、工事に係る業者の見積りや領収書等と合わせて保管するよう広報します。

第2項 被害家屋調査の判定基準等

1 被害家屋調査の判定基準

(1) 被害家屋調査の判定基準は、以下のとおりです。

ア り災証明等の根拠となる被害家屋の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号通知)」に基づき1棟全体で行います。

イ 判定にあたっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」に沿って被害家屋調査を行うこととします。

ウ 被害家屋調査は、原則として、外観目視調査とし、判定結果に対して、被災者等からの再調査の申請があった場合は、申請者の立会いのもと、内部に立ち入って再調査を行います。ただし、調査対象が少ない場合等は、調査員は、最初から内部立ち入り調査を実施することができます。

(2) り災台帳の作成

り災台帳には、被害家屋調査による判定結果、家屋データ、地番、住民基本台帳等のデータを集約します。

2 再調査

り災証明等発行後、以下のような場合には、被災者等からの申し出により、再調査を実施し、再調査の結果、被災度判定が変更となった場合は、り災台帳に反映するとともに、り災証明書等の修正を行います。

(1) 被災者等がり災証明等の判定結果に不服であった家屋

(2) 周囲の被災状況により被害家屋調査が物理的にできなかった家屋

3 判定委員会

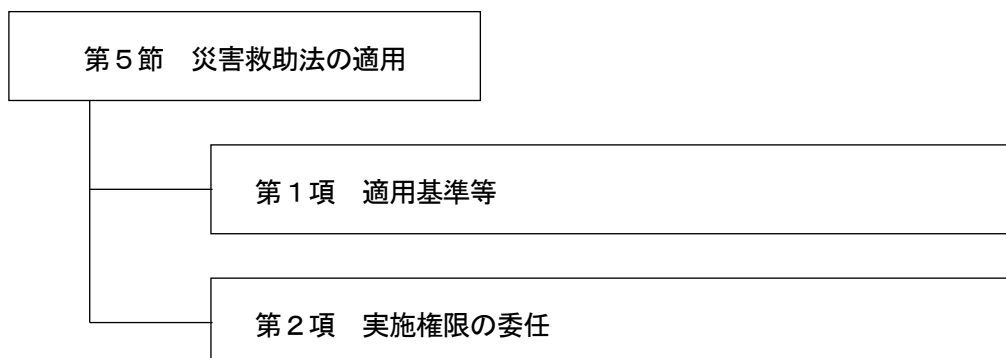
再調査において、判定ができなかったものについては、必要に応じて町災害対策本部内に判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定します。判定委員会は、専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等からの3名により構成し、町長が委員を委嘱します。

第5節 災害救助法の適用

【主担当班等】

医療・救助班

町は、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続を行います。



第1項 適用基準等

1 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（以下本節において「施行令」という。）第1条に定めるところによりますが、本町における具体的適用基準はおおむね次のとおりです。

(1) 適用の要件

- ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- イ 救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。
- ウ 原則として同一の原因による災害であること。

(2) 適用基準

災害の程度が次の基準のいずれかに該当し、かつ被害者が現に救助を要する状態にあるとき、救助法が適用されます。

- ア 本町の住家の滅失した世帯の数が、「市町別適用基準」に定める数である50世帯以上に達したとき。（施行令第1条第1項第1号）
- イ 被害世帯数がアの基準に達しない場合でも、県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、本町の区域内の被害世帯数がアの世帯数の2分の1である25世帯以上に達したとき。（施行令第1条第1項第2号）
- ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したとき。（施行令第1条第1項第3号）
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（施行令第1条第1項第4号）

(3) 被災世帯の算定基準

- ア 全壊（焼）、流失世帯は、1世帯とします。
- イ 半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とします。
- ウ 床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は、3世帯をもって1世帯とします。

2 災害救助法の適用手続

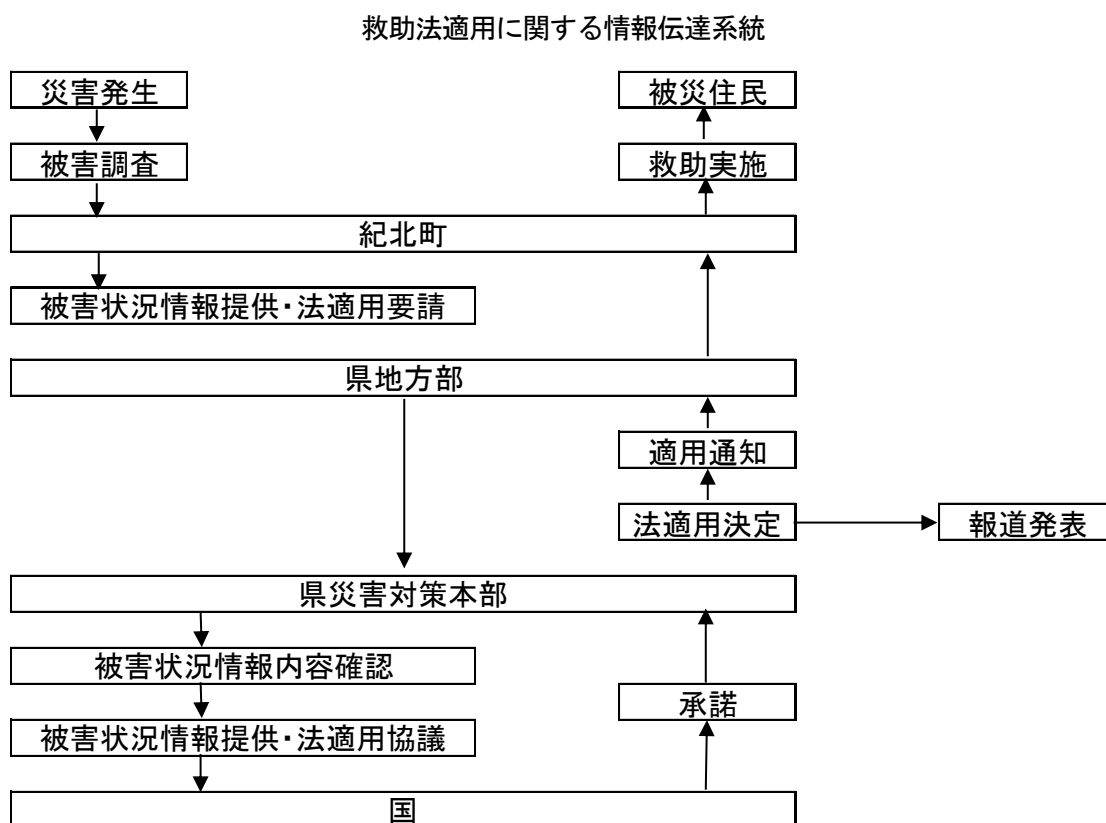
（1）被害状況等の報告・適用要請

町長は、災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請するものとします。

また、町長は災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議するものとします。

（2）救助の実施

町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行うこととします。



3 救助の程度、方法及び期間等

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

4 救助の種類

（1）救助法による救助の種類

- ア 避難所、応急仮設住宅の設置
- イ 食品、飲料水の給与
- ウ 被服、寝具等の給与
- エ 医療、助産
- オ 被災者の救出
- カ 住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

第2項 実施権限の委任

知事から委任を受けた町長は、委任された救助の実施責任者となります。

第6節 災害義援金等の受入・配分

【主担当班等】

総務班、経理班

町は、被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行い、被災者の生活の安定を図ります。

第6節 災害義援金等の受入・配分

第1項 災害義援金品の募集等

第1項 災害義援金品の募集等

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、又は協力して行うものとします。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会
 県、町、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

1 町の義援金品等の受付及び保管

- (1) 町は、義援金品等の受付窓口を開設して受付を行い、寄付者に領収書を発行し、「寄付者リスト」を作成します。
- (2) 義援金については、町災害対策本部（経理班）において一括とりまとめ保管し、義援品等については、各関係機関において保管します。
- (3) 集積引継ぎ
 - ア 各家庭から募集したときは、婦人会及び民生委員・児童委員等の組織が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施関係機関へ引き継ぐものとします。
 - イ 職域募集あるいは生徒会等によって集積されたものは、一括して実施関係機関に引き継ぐものとします。

2 配分、輸送

- (1) 町災害対策本部は、被災者に対して、義援物資について、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容及び送り先等の「配分者リスト」を作成し、県災害対策本部に報告します。
- (2) 被災地のニーズ・状況、義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、実施関係機関を通じ配分及び輸送します。

3 費用等

- (1) 義援金品の募集及び配分に要する労力提供等は、できるだけ無料奉仕とします。
- (2) 輸送その他に要する経費は、実施関係機関において負担します。

